

市民みんなで作る 人・まち“元気”体感都市門真

門真市第5次総合計画



大阪府門真市

新しい門真市総合計画

(門真市第5次総合計画)

人・まち“元気”体感都市 門真

〈はじめに〉

「人・まち“元気”体感都市 門真」 の実現をめざして



本計画は、平成22年度からの10年を展望し、新しい門真のまちづくりの指針や市民の皆様との共通の夢、目標を描いた本市の最上位計画であります。

我が国においては、急激な少子高齢化の進行、情報化とグローバル経済の浸透、地域間格差・都市間競争の激化など構造的な問題を数多く抱え、急激な社会情勢の変化が生じており、市民の皆様暮らしにも様々な影響や厳しさが現れております。

一方、価値観やライフスタイルの多様化に伴う市民ニーズも高度化・複雑化してきており、今、まさに、地方自治のあり方、地域主権の確立、将来を展望したまちづくりが問われています。

本計画では、まちの将来像を「人・まち“元気”体感都市 門真」と定め、「人」と「まち」が「元気」になり「自立・上昇する“好循環の環”」をつくること、つまり、生成し自ら発展する持続可能なまちづくりを推進することが本市にとって極めて重要であると考えております。

持続可能なまちづくりへのプロセスは、「教育施策の重点により、教育を充実させ、教育がレベルの高い魅力あるまちになることによって、充実した教育環境を求める市民層の転入が促進されます。また、まちの顔となるまちづくりを推進することで、品格の備わった安全・安心、便利で快適な環境を実現し、定住・転入への魅力を増大させていきます。また、そのことにより、まちへの愛着や誇りが育まれ、協働の基盤も確立します。さらには、産業の振興、企業誘致等により、雇用の創出やまちの賑わいを作り出し、これらの相乗効果によって、商業は活性化し、市税も増収となり市の歳入が豊かになります。市の収支が良くなると、教育やまちづくり、産業振興をはじめとして福祉、文化振興まで様々な施策を打ち出すことができます。そのことによって、さらなる好循環が生じていくこととなります。」

本計画では、このような“環”を実現すべく、6つの分野で協働を軸とした施策を体系化しており、また、実現可能で成果が市民の皆様に見える計画となるよう、基本施策ごとに「達成度を測る指標」を設けるなど、まちづくりの主役であります市民の皆様とともに各種施策の評価や計画の進行管理を行うため、さまざまな工夫を凝らしています。

最後になりましたが、本計画策定にあたりまして、ご尽力をいただきました総合計画審議会並びに市議会をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民会議、子ども会議参加者の皆様、関係団体等の皆様方に心より感謝を申し上げますとともに、今後も本計画の実現に向け、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月 園部 一成

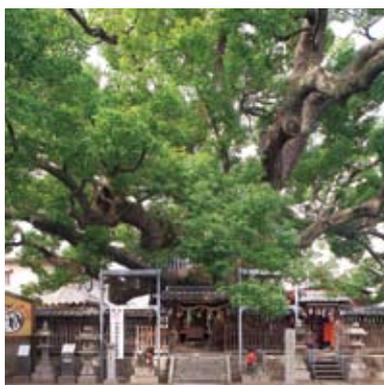
門真市民憲章

わたくしたち門真市民は、恒久の平和を求め、自由と平等を愛し、伸びゆく門真市を支える市民であることに自覚と誇りをもちます。

そして、わたくしたちは、人間の尊厳と住民の自治を重んじ、互いの信頼と協力で結ばれた、明るく豊かな住みよいまちをつくるため、市民の総意でこの憲章を定めます。

1. わたくしたちは、美しい緑を愛し、公害や災害のない、健康で文化的な生活が営める清潔な環境をつくります。
1. わたくしたちは、若い力を育て、老人を敬愛し、心身障害者(児)をばげまし、互いに助けあって市民福祉をすすめます。
1. わたくしたちは、郷土の伝統を知り、文化財を守り、教養を高めて新しい文化をつくります。
1. わたくしたちは、働くことによるこびと誇りを持ち、希望にみちた健全な家庭をきずきます。
1. わたくしたちは、市政に深い関心を持ち、批判と協力を惜しまず積極的に参加します。

(昭和48年10月1日制定)



市の木
楠



市の花
さつき

基本構想

計画策定の趣旨と役割

【背景】

少子高齢化の急激な進行、人口減少社会の到来、地方分権の進展、成長社会から成熟社会への大きな転換など社会経済全般にわたる大きな変革への対応

【計画の趣旨と役割】

- 1 市民と市役所みんなでつくり、みんなで共有する計画
- 2 夢を現実にする計画

【計画の構成と期間】

- ・計画の構成：基本構想と基本計画・実施計画で構成
- ・計画の期間：平成22(2010)年度～平成31(2019)年度
*実施計画は1年毎の見直しによる3年間計画

計画策定の背景と課題

【社会の潮流と門真市】

- 1 人口の減少と少子高齢化の進展
- 2 安全・安心に対する意識の高まり
- 3 市民活動・社会参画意識の高揚
- 4 環境共生社会の進展
- 5 産業構造の転換
- 6 国際化と情報化の進展
- 7 地方分権・地域主権の広がりや広域連携
- 8 地域力、都市力の低下とコミュニティづくり

【門真市のまちづくりの課題】

- 1 通過都市ではなく、定住都市へ
- 2 持続可能なまちづくり

■みんなで取り組む分野別の主要課題

- ◇都市イメージ…市民が誇りに思う新たな都市イメージ・ブランドの形成等
- ◇子育て・教育・文化…自ら学ぶ力と豊かな心を育む教育の推進等
- ◇産業振興…多様なビジネスの創出等
- ◇健康・福祉・医療・社会保障…高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進等
- ◇人づくり・コミュニティづくり…協働社会の形成等
- ◇安全・安心…防犯対策・防災対策の推進等
- ◇都市構造や交通・市街地整備…駅前シンボルゾーンにおけるまちづくりの推進等
- ◇環境…地球温暖化対策の推進等
- ◇財政・行政運営…持続可能な都市経営への取り組みの推進等

門真市の潜在力となる資源

- 1 大阪と京都の間に位置し、交通に便利なまち
- 2 歩いたり、自転車で暮らせるまち
- 3 市民が誇れる産業や歴史、文化があるまち
- 4 地域社会で活躍する元気な人であふれるまち

基本理念

元気 人がまちを育み、まちが人を育む元気なまち
人 みんなが活躍しているまち
まち 未来の発展につながるまち

わがまち門真がめざす将来の姿

人・まち“元気”体感都市 門真

将来のまちの構造 ◇人口 ◇財政 ◇都市構造

まちづくりの基本目標

協働

基本目標-1

みんなの協働でつくる
地域力のあるまち

基本目標-2

将来を担う子どもが育つ
教育力のあるまち

基本目標-3

安全・安心で快適に暮らせる
明るいまち

基本目標-4

いきいきと人が輝く
文化薫るまち

基本目標-5

健やかな笑顔あふれる
支え合いのまち

基本目標-6

環境と調和し、産業が栄える
活力のあるまち

都市経営マネジメントサイクルの確立

計画目標の進行管理・行政評価などによるしくみづくり

基本計画

基本計画総論

- 1 基本計画策定の趣旨
- 2 都市経営マネジメントシステムの構築
- 3 行財政フレームと運営方針
 - 3-1 財政の見直し
 - 3-2 財政健全化法と財政運営
 - 3-3 行財政改革の推進
- 4 都市フレーム
 - 4-1 人口・世帯数
 - 4-2 土地利用
- 5 重点的に取り組む視点と課題
- 6 基本目標別の記載内容の見方
- 7 施策の体系

基本計画各論

第1章 みんなの協働でつくる地域力のあるまち

- 第1節 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります
- 第2節 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります

第2章 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち

- 第1節 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります
- 第2節 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

第3章 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち

- 第1節 安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります
- 第2節 便利で快適なまちなかをつくります

第4章 いきいきと人が輝く文化薫るまち

- 第1節 平和な社会を育む共生のまちをつくります
- 第2節 ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります

第5章 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち

- 第1節 みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります
- 第2節 みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります

第6章 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち

- 第1節 人や環境にやさしい美しいまちをつくります
- 第2節 いきいきとしたまちを育む産業をつくります

● 目次 ●

－ 基本構想 －

序章	2
第1節 門真市の成り立ちと歩み	2
第2節 第5次総合計画策定の趣旨と役割	3
1 市民と市役所みんなで作くり、みんなで共有する計画	3
2 夢を現実にする計画	4
第3節 計画の構成と期間	5
第1章 総合計画策定の背景と課題	6
第1節 社会の潮流と門真市	6
1 人口の減少と少子高齢化の進展	6
2 安全・安心に対する意識の高まり	7
3 市民活動・社会参画意識の高揚	7
4 環境共生社会の進展	8
5 産業構造の転換	9
6 国際化と情報化の進展	9
7 地方分権・地域主権の広がりとは域連携	10
8 地域力、都市力の低下とコミュニティづくり	10
第2節 門真市のまちづくりの課題	12
1 通過都市ではなく、定住都市へ	12
2 持続可能なまちづくり	12
第3節 門真市の潜在力となる資源	14
1 大阪と京都の間に位置し、交通に便利なまち	14
2 歩いたり、自転車で暮らせるまち	14
3 市民が誇れる産業や歴史、文化があるまち	14
4 地域社会で活躍する元気な人であふれるまち	15
第2章 まちづくりの理念と将来像	16
第1節 わがまち門真がめざす将来の姿	16
第2節 将来のまちの構造	18
1 人口	18
2 財政	19
3 都市構造	20
第3章 まちづくりの基本目標	22
第4章 構想の実現に向けて	26

－ 基本計画 －

基本計画総論	29
1 基本計画策定の趣旨	30
2 都市経営マネジメントシステムの構築	31
3 行財政フレームと運営方針	33
3-1 財政の見通し	33
3-2 財政健全化法と財政運営	36
3-3 行財政改革の推進	38
4 都市フレーム	40
4-1 人口・世帯数	40
4-2 土地利用	42
5 重点的に取り組む視点と課題	44
6 基本目標別の記載内容の見方	45
7 施策の体系	46
基本計画各論	49
第1章 みんなの協働でつくる地域力のあるまち	51
第1節 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります	52
1 市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくります	52
2 市民が主役となって活躍できる舞台をつくります	54
第2節 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります	56
1 市民とともに市政を進める市役所をつくります	56
2 市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります	58
第2章 将来を担う子どもが育つ教育力のあるまち	61
第1節 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります	62
1 子どもを健やかに育む環境をつくります	62
2 子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくります	64
第2節 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります	67
1 みんなで子どもの健康な心や体をつくります	67
2 子どもの学びの意欲を育む学校をつくります	70
第3章 安全・安心で快適に暮らせる明るいまち	75
第1節 安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります	76
1 犯罪や事故がないまちをつくります	76
2 火災や事故から人の命を守るまちをつくります	79
3 みんなの命を大切に守る災害に強いまちをつくります	81
第2節 便利で快適なまちなかをつくります	83
1 便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくります	83
2 いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくります	87

第4章 いきいきと人が輝く文化薫るまち	89
第1節 平和な社会を育む共生のまちをつくります	90
1 平和と人権を尊重する環境をつくります	90
2 みんながともに楽しく暮らす環境をつくります	92
第2節 ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります	94
1 生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります	94
2 愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります	97
第5章 健やかな笑顔あふれる支え合いのまち	99
第1節 みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります	100
1 みんなで困っている人を助け合う環境をつくります	100
2 困っている人を助け、自立を支援する環境をつくります	103
第2節 みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります	107
1 健康な体を育む環境をつくります	107
2 安心できる予防と医療の環境をつくります	109
第6章 環境と調和し、産業が栄える活力のあるまち	111
第1節 人や環境にやさしい美しいまちをつくります	112
1 物を大切に作る循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくります	112
2 緑あふれる美しいまちをつくります	115
第2節 いきいきとしたまちを育む産業をつくります	117
1 産業を元気にする環境をつくります	117
2 産業を支える人や働きやすい環境をつくります	120

附属資料

1. 門真市第5次総合計画策定経過	124
2. 門真市第5次総合計画策定手順概要	126
3. 門真市総合計画審議会条例	127
4. 門真市総合計画諮問	128
5. 門真市総合計画答申	129
6. 門真市総合計画審議会審議経過	131
7. 門真市総合計画審議会委員名簿	132
8. 門真市第1次～第4次総合計画の概要	133

基本構想

序章

第1節 門真市の成り立ちと歩み

総合計画は、まちの成り立ちや歴史を振り返りながら、私たちがおかれている現状をふまえ、将来のまちづくりの展望や方向性を明らかにし、未来のまちづくりの目標やその実現方策を示すものです。

未来のまちづくりを考えるためには、地理的条件や気候、風土、文化、産業、科学の進歩、そして、そこに暮らす人々の生活によって生まれ、また、変化しているまちの成り立ちや歴史をみんなで共有していくことから始めていかなければなりません。

本市の歴史的歩みを大きくとらえると、今から約3500年前の縄文時代後期に、市の西端の西三荘遺跡で生活が始まったのが本市の歴史の始まりとされています。

平安時代後期から、大和田庄・馬伏庄・岸和田庄などの庄園が経営され、中世には最も低湿な池沼地を除いて、ほぼ全域が農地として開発されていたと考えられています。

江戸時代には、京や大坂に近いことから大半が天領となりました。また、低湿地を生き抜く知恵として、段蔵やバッテリーが生み出され、農業では米ばかりではなく、門真の特産「河内レンコン」が全国に出荷されました。

明治43(1910)年に京阪電車が開通し、大正11(1922)年に大同電力株式会社の古川橋変電所が、昭和8(1933)年に松下電器製作所(パナソニック株式会社の前身)が立地し、道路の整備や工場の誘致ともあいまって、徐々に都市化のみちを歩み、昭和38(1963)年8月に人口66,582人をもって門真市が誕生しました。



昭和43(1968)年頃の京阪門真駅

本市が誕生した昭和30(1955)年代後半から高度経済成長による大都市への人口集中の波が押し寄せ、急激に人口が増加し、古代から『門真の荘』といわれたのどかな田園地帯から人口14万人の「住宅・産業都市」へと大きな変貌をみしました。



昭和8(1933)年頃の松下電器の本店・工場の風景

京阪電車のそれぞれの駅の周辺において、まちの基盤となる道路などが整わないまま木造共

同住宅が建設され、市の内外を問わず密集のまちのイメージも強くなりました。

一方、本市は、関西の文化・経済の中心である大阪市に隣接し、京阪電車をはじめ地下鉄長堀鶴見緑地線や大阪モノレールなど市内に鉄道駅が7駅あるなど、公共交通の利便性に恵まれています。また、近畿自動車道、国道163号、大阪中央環状線に加えて、平成22(2010)年春には第二京阪道路が開通するなど、府内でも有数の交通環境に恵まれた好位置を占めており、今後の経済活動やまちの発展につながる可能性が大いにある都市といえます。

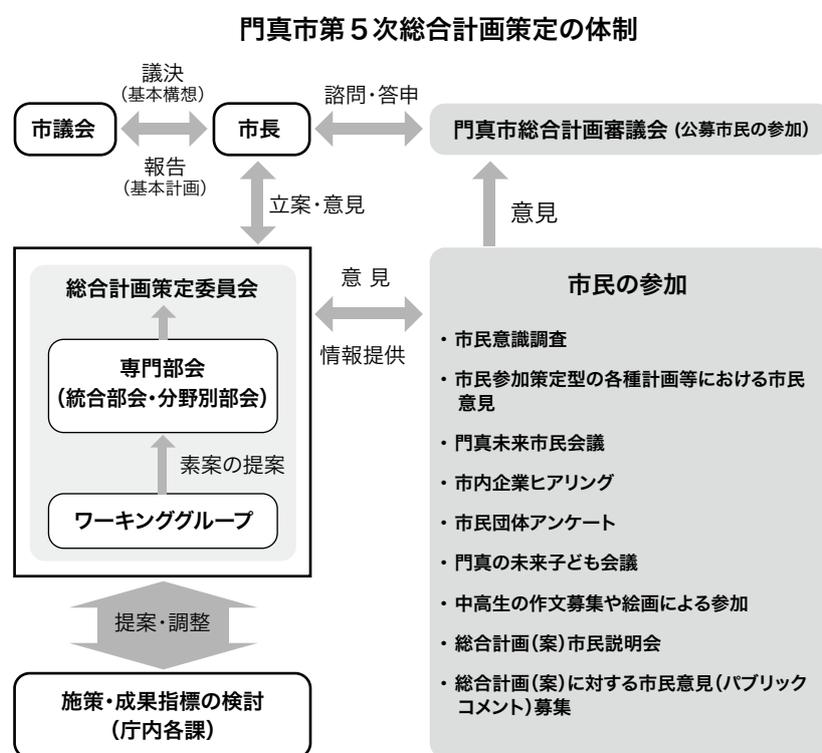
このような歴史を歩んできた本市が、さらに未来に向けて発展していくために、みんなで未来を共有する総合計画を策定し、まちづくりに取り組んでいくことが必要です。

第2節 第5次総合計画策定の趣旨と役割

1 市民と市役所みんなでつくり、みんなで共有する計画

本市は、昭和46（1971）年に「門真市総合計画」（第1次）を策定して以降、時代の変化、情勢をふまえて計画を策定し、現在は、平成13（2001）年～平成22（2010）年を計画期間とした「第4次総合計画」において定めた長期的・総合的な展望に基づき諸施策を進めてきています。

しかし、時代は今、大きな転換期を迎えており、本市の「元気づくり」のスピードを上げるために、



計画を1年前倒しし、ここに、新たな総合計画に基づく第一歩を踏み出すこととします。

現在、少子高齢化の急激な進行や人口減少社会の到来、地方分権の進展、さらには成長社会から成熟社会への大きな転換など、社会経済全般にわたる大きな変革への対応が求められています。

このような背景をふまえ、門真で住み、働き、学ぶ人や市内に立地する事業所など門真市民みんなが夢見る門真の未来像を共有し、その実現に向け市民や市役所が何をなすべきかを明らかにするため、図のようにでき

るかぎり市民の参加・参画の機会を多く取り入れ、市民と市役所みんなで「新しい門真市総合計画（門真市第5次総合計画）」をつくりました。

注1) 「門真市第5次総合計画」づくりには、多数の市民や市役所の職員が参加しました。それぞれの意見や思いを大切に、小学生にも理解できるわかりやすいものとするため、内容の繰り返しや「行政」とすべきところを「市役所」としたり、「市民一人ひとり」とすべきところを「みんな」というなど簡易な表現としています。

注2) 第1次から第4次までの総合計画の概要については、附属資料に記載しています。

2 夢を現実にする計画

総合計画は、地方自治法第2条第4項で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されており、市役所の行政運営における最も重要な計画として位置づけられています。

「新しい門真市総合計画（門真市第5次総合計画）」は、まちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、市民と市役所みんながそれぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくことができるよう、これまでの総合計画にはなかった次のような視点を取り入れています。

- ◇一歩一歩着実に目標を達成するために、取り組みの状況を確認、改善することができること。
- ◇市民と市役所みんながまちづくりの実現主体となって、ともに考え、ともに行動してこの計画の実現を図るしくみをつくること。

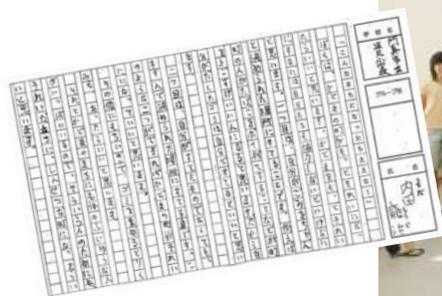
市民と市役所みんなで作った「新しい門真市総合計画（門真市第5次総合計画）」は、「自分たちのまちは自分たちで作り、育てる」という地域主体のまちづくりを進めるための共通の夢としてほしいと考えます。その時々、社会経済情勢を着実に確かめながら柔軟に対応し、この計画の進化と夢の実現をめざし、市民と市役所みんなの力を合わせ、夢を現実にしていきましょう。



庁内ワーキンググループ会議



門真未来市民会議



門真の未来子ども会議

第3節 計画の構成と期間

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成します。

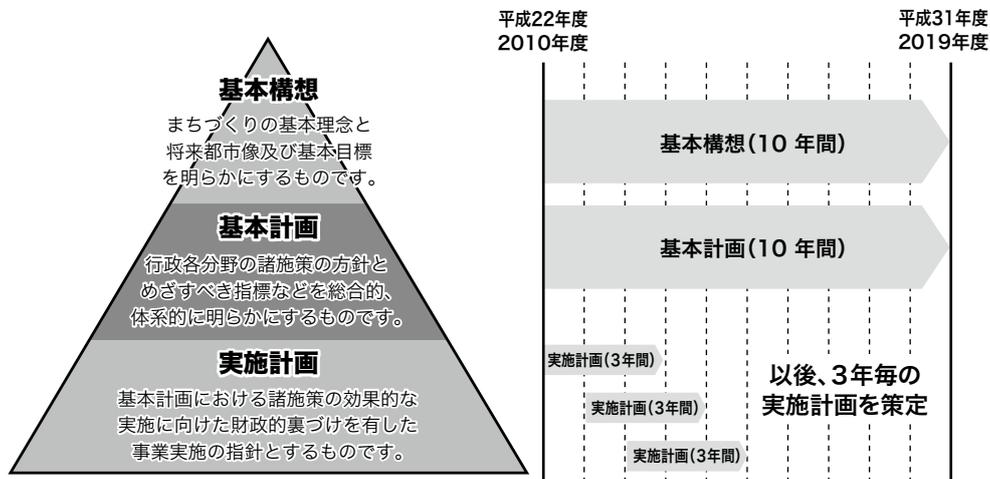
◇基本構想は、10年後を目途とした将来を展望し、本市におけるまちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、これを達成するための基本目標を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

◇基本計画は、計画期間を平成22(2010)年度から平成31(2019)年度の10年間とし、基本構想に示す本市の将来都市像の実現に向け、各施策の成果指標を例示するなど、それぞれの達成目標を明らかにするとともに、財源・人材など多様な資源を最大限に活用し、実行性を重視した基本的な施策の体系を示すものです。

なお、この計画は、随時諸情勢の変化を見通しながら、必要な見直しがあれば、修正を行い、柔軟な対応により進めます。

◇実施計画は、基本計画に定められた基本的な施策を実施していくために、計画期間を3年間として、財政状況をふまえたうえで1年ごとの見直し(ローリング方式)により改訂するものです。

新しい門真市総合計画(門真市第5次総合計画)構成及び期間図



第1章 総合計画策定の背景と課題

第1節 社会の潮流と門真市

今、社会の潮流は大きく変化し、人々の意識もまちの課題も変わってきています。その変化を見極めつつ、的確な判断をもって本市のまちづくりを進めていくことが必要です。

1 人口の減少と少子高齢化の進展

わが国においては、平成17(2005)年に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、それとともに平均寿命が延びたことにより、国立社会保障・人口問題研究所では、概ね25年後には3人に1人が65歳以上となり、概ね35年後には総人口が2割減少するとの長期的な推計がなされています。

本市は、大阪市に近く、便利であったことや大きな工場があったことなどから、わが国の高度経済成長政策による人口の大都市圏への集中にともない、昭和30(1955)年代後半から昭和40(1965)年代にかけて急激に人口が増加しました。

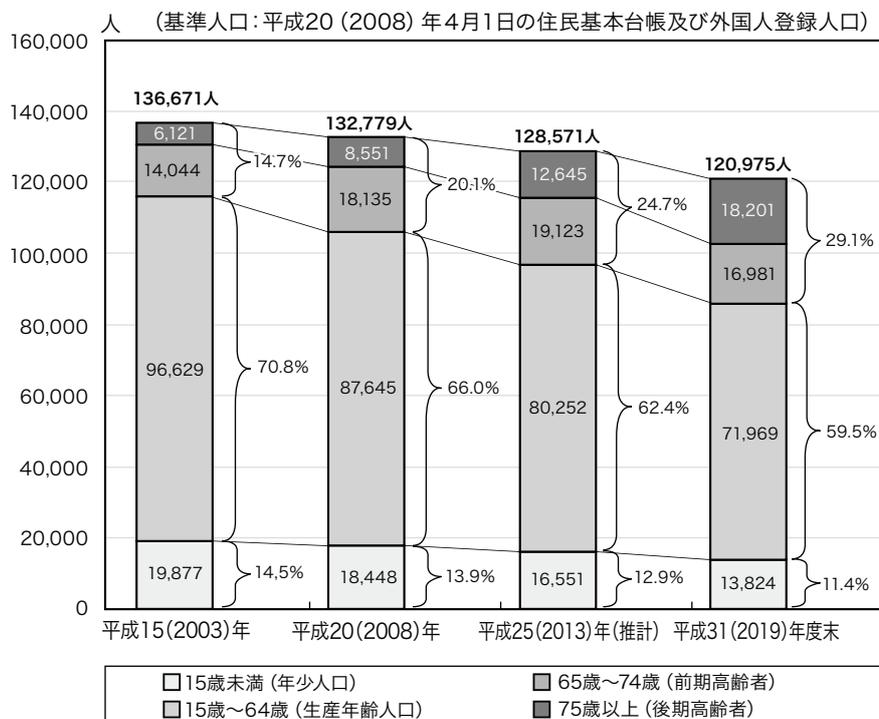
その後は、昭和50(1975)年をピークに微増減をくりかえし、近年では、人口の減少が続いています。世帯数は、昭和30(1955)年代後半から昭和40(1965)年代にかけて急激に増加し、その後も人口が減少しているにもかかわらず増加する傾向にあります。

本市の平成20(2008)年4月1日の住民基本台帳及び外国人登録人口を基準として推計すると、本市の人口は今後もさらに減少し、このままの状態では、平成31(2019)年度末には、約121,000人になると推計されます。

本市はこれまで生産年齢人口(15歳～64歳)の割合が比較的高いまちで、高齢化率が低い状況でしたが、近年は急激に上昇しており、65歳以上人口の割合が平成31(2019)年度末には29.1%と、全国や大阪府と同じような高齢化率になると推計され、本市にも例外なく高齢化の波が押し寄せてきています。

このような人口の高齢化に対し、まちの活力の源になる若い人たちが一人でも

将来人口の推計



推計方法：国立社会保障・人口問題研究所(平成20(2008)年12月)公表の仮定値*を用いたコーホート要因法による推計

*仮定値：子ども女性比、0～4歳性比、生残率、純移動率

多く本市に定住し、バランスの良い年齢構成のまちにすることが必要です。

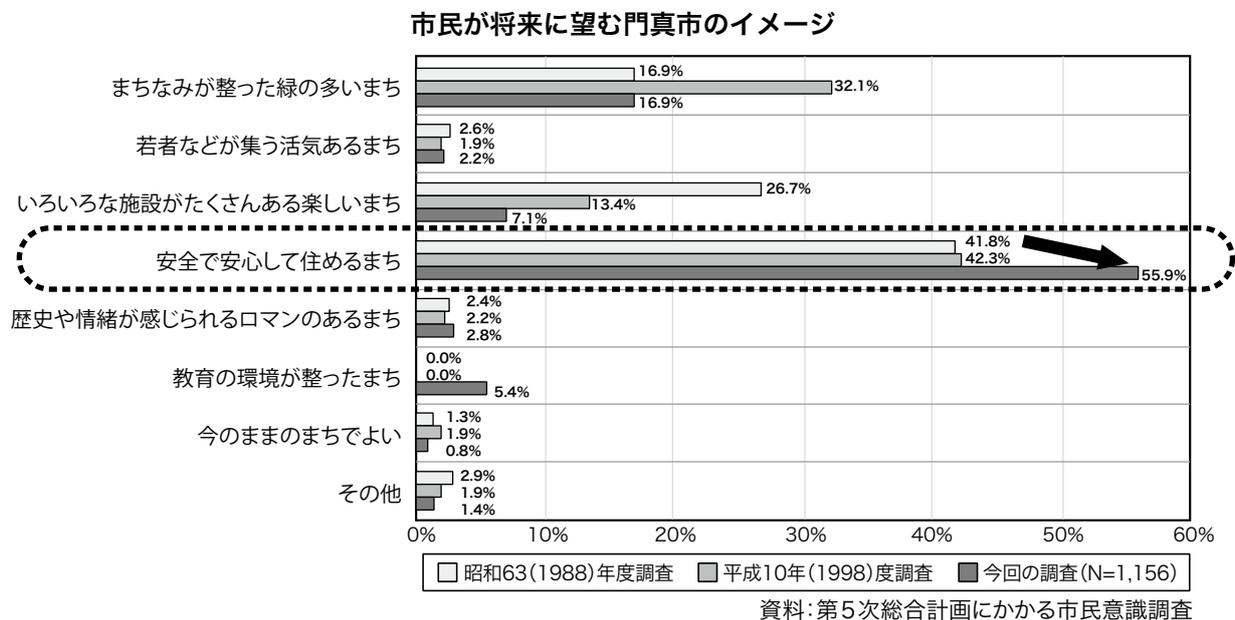
今後は、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるとともに、若い人たちがたくさん住み、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくり、将来を担う子どもたちがいつまでも門真に住み続けたいと思う元気で発展するまちをつくっていくことが必要です。

2 安全・安心に対する意識の高まり

阪神・淡路大震災や今後発生が懸念されている南海・東南海地震、気象変化による集中豪雨などの自然災害に対して、人々の安全・安心に対する意識が急速に高まっています。

また、新型インフルエンザの感染拡大から身近なひったくりや放火など、人々の安全で安心な暮らしを脅かすさまざまな不安とともに、医療崩壊への懸念や老老介護、孤独死などの問題、雇用不安や年金問題など社会保障制度のあり方についても将来の生活不安が広がっています。

第5次総合計画策定に向けて実施した市民意識調査では、市民が将来に望む門真のイメージとして「安全で安心して住めるまち」を望む声が強くなり、特に、過去に実施した調査結果と比較すると、近年その声が増えています。非常事態に対する危機管理体制の充実や防犯・防災対策の強化とともに、生活不安を抱えた人への元気づくりなど安全で安心して住めるまちづくりが強く求められています。



3 市民活動・社会参画意識の高揚

ものの豊かさから心の豊かさを大切にしている人々が増える中、人々の価値観やライフスタイルは多様化してきており、文化や芸術などに親しむことや生きがいづくり、ボランティア活動への関心が高まっています。

第5次総合計画策定に向けて実施した市民意識調査では、市民活動などへの参加について男性も女性も年齢層が高くなるにつれ、参加の意欲が強くなる傾向にあります。文化や芸術などに親しむ環境づくりととも

に、それぞれの価値観やライフスタイルにかかわらず、みんなが活躍できる舞台が求められています。

今後は、趣味や地域活動、生きがいづくりや仲間づくりを進めながら、主体的なまちづくりの担い手として、市役所と手を取り合い、いっしょにまちづくりを進める「協働」の場を活躍の舞台としていくことが必要です。

地域や市民活動への参加状況や今後の意向

今回の調査 計(N=1,156)	22.6%	27.7%	17.2%	27.2%	5.4%
男性 計(N=519)	23.3%	26.8%	20.4%	24.9%	4.6%
20歳代～30歳代(N=121)	9.9%	19.8%	32.2%	35.5%	2.5%
40歳代～50歳代(N=152)	18.4%	30.3%	21.7%	27.0%	2.6%
60歳以上(N=246)	32.9%	28.0%	13.8%	18.3%	6.9%
女性 計(N=629)	21.8%	28.6%	14.6%	29.1%	5.9%
20歳代～30歳代(N=159)	11.9%	28.9%	22.0%	34.6%	2.5%
40歳代～50歳代(N=192)	20.8%	25.5%	15.1%	33.9%	4.7%
60歳以上(N=272)	27.9%	30.5%	10.3%	22.4%	8.8%

<input type="checkbox"/> 今、参加している	<input type="checkbox"/> 今は参加していないが、今後参加したい
<input type="checkbox"/> 今も参加しておらず、今後も参加したいと思わない	<input type="checkbox"/> わからない
<input type="checkbox"/> 不明・無回答	

資料：第5次総合計画にかかる市民意識調査

4 環境共生社会の進展

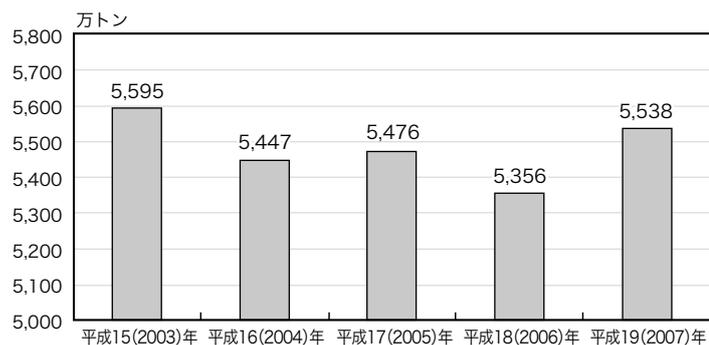
地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、人々の環境に対する関心はますます高まっています。

ゆたかな緑やきれいな川の流れなどをもう一度取り戻すとともに、今までのライフスタイルを見直し、省資源化・省エネルギー化や自然エネルギーを活用するとともに、物を大切に、リサイクルや廃棄物の適正な処理を進めることが必要です。

本市においても、市民や企業、市役所みんなが協力し、リサイクル活動や環境保全活動などの活性化により、ごみの減量が進んでいます。将来を担う子どもたちなど次世代が安全・安心して暮らせるようにしていく必要があります。

市民一人ひとりが環境問題への意識を高め、今一度これまでの生活を見直し、環境保全を前提とした循環型社会、地球にやさしい低炭素社会など、自然と人との共生社会をつくることが求められています。

大阪府域における二酸化炭素の排出量



資料：大阪府域における温室効果ガス排出量について

5 産業構造の転換

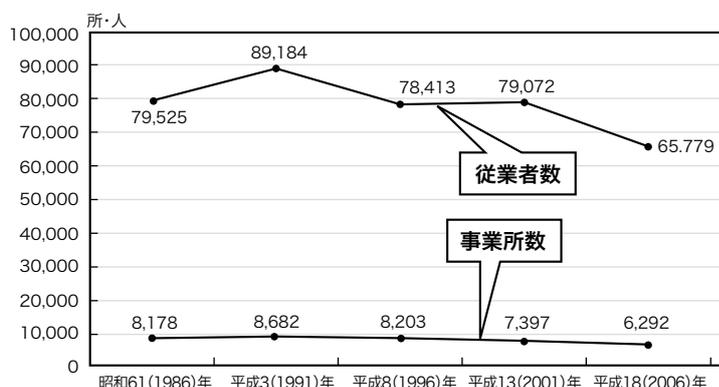
経済活動のグローバル化やインターネット環境の進展などを背景に、わが国の産業構造は大きな転換期を迎えています。

特に、製造業においては、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存度の高まり、物価の継続的な下落などを背景に、中小製造業の経営に大きな影響を与えるなど産業の空洞化が進行しています。

また、商業については、規制緩和や価格競争の激化などにより、流通の再編や効率化が進み、価格競争力の弱い小売業者などが厳しい競争にさらされています。

このような産業構造の転換が進む中、本市においては、農業では都市化の波が押し寄せるとともに、担い手が不足してきています。また、世界的な不況の影響を受け、製造業や商業においても、業況が悪化するなどいずれも厳しい状況が続いています。

事業所の推移（事業所数・従業者数）



資料：事業所・企業統計調査

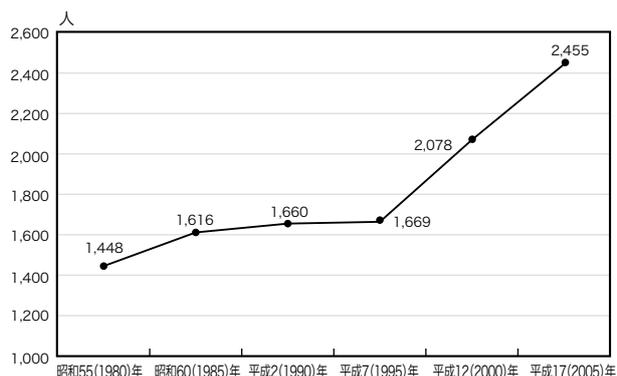
化するなどいずれも厳しい状況が続いています。

今後は、農業や商工業の活性化とともに、産業を支える人づくりを進め、これまで培われてきたものづくりの技術とあわせ、産学官の連携による技術革新や地域資源を活かした新産業の創出などにより、経済活力を育む産業構造とさまざまな世代の就業機会を創出していくことが求められています。

6 国際化と情報化の進展

国際化の進展は、人・物・情報・資金などの国際的な移動や交流を活発化させてきました。多様な国際交流の展開とともに、海外からの労働者の長期滞在化や定住化も進行し、身近なところでも国際化が進展しています。

本市の外国人人口の推移



資料：国勢調査

本市においても、外国籍市民が増加する傾向にあり、市民や地域、市役所が連携し、言語や生活習慣など生活文化の違いを越えて、互いを理解し、ともに暮らす社会をつくることが求められています。

また、情報通信技術の進歩はめざましいものがあり、世界の情報が日常生活のあらゆる場面において瞬時に手に入るなど、時間や距離の制約を受けずに、さまざまな情報交換を可能にしています。迅速で正確な情報伝達や個人情報の保護などの対応が必要です。

7 地方分権・地域主権の広がりやと広域連携

地方分権により国から地方への権限移譲が進められる中、地方では全国的に市町村合併が進み、道州制の議論が本格化していますが、住民に最も身近な基礎自治体の地域主権のさらなる広がりが求められています。

市民ニーズが、ますます多様化・複雑化してきている今、地方の特色を活かし、継続したまちづくりを進展していくためには、地方自らの責任と

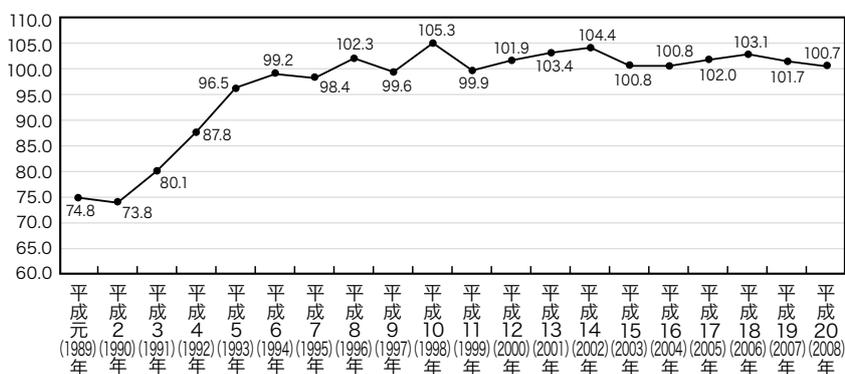
創意工夫のもとに都市経営を進めていかなければなりません、限られた財源の中で、市民のニーズを全て満たしていくことはますます困難な状況になりつつあります。

本市においては、行財政改革によるさまざまな効率化を進めており、引き続き経常収支比率を改善するなど弾力性のある事業展開ができる行財政体質とし、人材育成、都市経営力を高め、地域主権をさらに広げていく体制を確立しなければなりません。

また、市民の生活行動の広域化・多様化などにより、広域的な行政課題への対応も求められており、周辺都市との広域連携の強化が必要となっています。

これからのまちづくりでは、対応すべき重点課題を絞り込むなど施策の選択と集中を進め、効果的、効率的な行政運営による持続可能な都市経営を行うとともに、広域連携によるスケールメリットを活かし、市民ニーズに対応した行政サービスを提供していくことが必要です。

本市財政の経常収支比率の推移（年度）



経常収支比率とは、歳出のうち扶助費・人件費や公債費など経常的な支出に、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示すものです。財政構造の弾力性を判断する指標で比率が低いほど弾力性が大きいことを示し、一般的に80%を超えると弾力性が失いつつあるといわれています。

資料：財務課

8 地域力、都市力の低下とコミュニティづくり

近年、日常の暮らしの利便性が向上し、近隣のつきあいの必要性が少なくなるなど、人々の関係性が希薄化しています。

阪神・淡路大震災では、コミュニティが充実していた地域では、地震の直後に崩壊した家の人が近隣の人々に救出され、多くの生命を救ったと言われていました。また、地域の人々が挨拶を日常的に交わすことで、不審者の侵入を防ぐ効果があると言われていました。

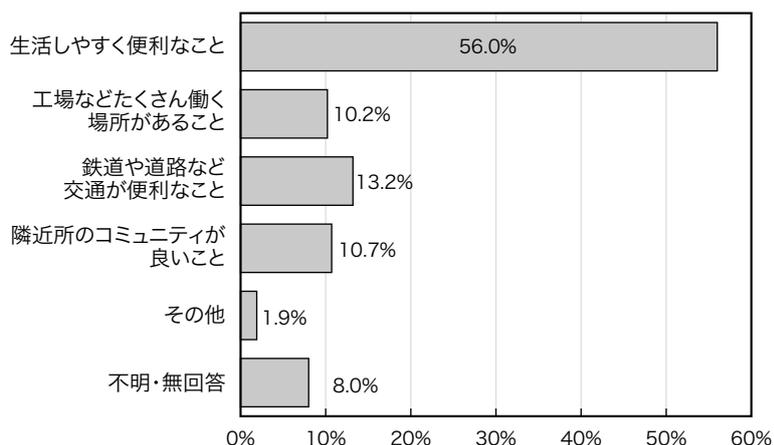
地域でのかかわりが希薄化すると、犯罪や災害への対応力、地域の子どもたちへの教育力なども低下し、本来、地域が持っていた力が低下することが懸念されます。

さらに、それぞれの地域の力が低下すると、都市そのものの力も低下することが予想されます。

今、このように地域の力が低下していくことを懸念し、住民自らが「自分たちのまちは自らが考え、

自らが主体となってまちづくりに取り組もう」と積極的に行動し、みんなのつきあいを活発にするとともに、まちにある課題を解決するだけでなく、まちの価値を高めていく取り組みを進めているところも各地ででてきており、本市においても新しいコミュニティづくりが求められています。

まちづくりに活用すべき資源



資料：第5次総合計画にかかる市民意識調査

第5次総合計画策定に向けて実施した市民意識調査では、「隣近所のコミュニティが良いこと」よりも「生活しやすく便利なこと」が、これからのまちづくりに活用すべき資源であるとする回答者が圧倒的な割合を占めています。

安全で安心な暮らしをつくるためには、まず、地域のコミュニティを充実し、地域の力を高めていく必要があります。

第2節 門真市のまちづくりの課題

1 通過都市ではなく、定住都市へ

本市は、昭和30（1955）年代後半からの高度経済成長による都市部への人口集中により、さまざまな行政需要への対応に追われ、そのことがこれまでの定住のまちづくりを進める上で課題となっていました。

定住意向について過去に行った調査と比較すると、高齢化の動向や持ち家率の上昇により徐々に本市での定住意向は高まってきています。

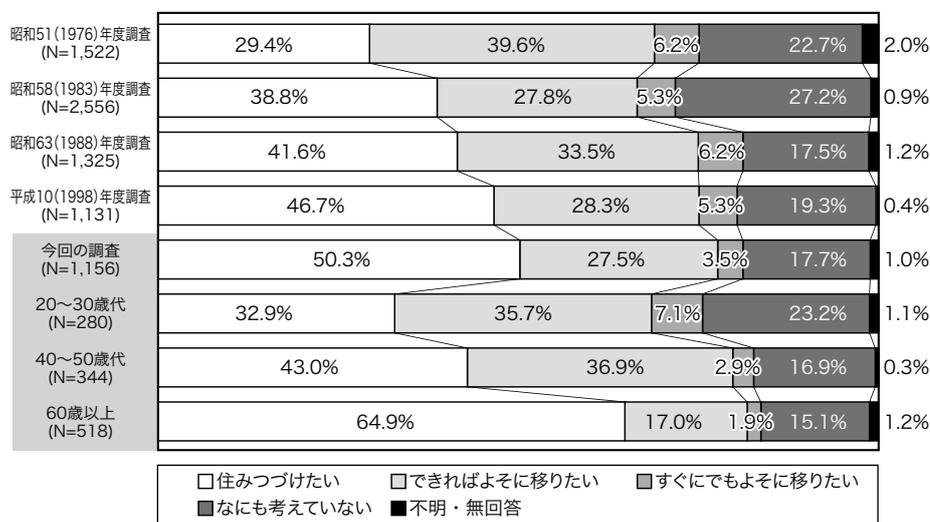
しかし、年代層別に見ると、若い世代では、定住意向を持つ人よりも移住意向を持つ人の割合の方が高くなっており、“通過都市（仮住まい的な都市）”としての傾向が色濃く残っています。

移住意向の割合が高い20歳代～30歳代の若い世代では、「まわりの生活環境が悪いなど」（回答者の46.0%）「住宅が狭いから」（32.0%）、「子どもの教育の関係から」（24.0%）、「住宅が古く、老朽したから」（20.0%）などが、他市へ引っ越しをしたい主な理由になっています。そのなかでも、「まわりの生活環境が悪いなど」が半数近くを占めていますが、これは、住宅や教育なども含め、本市におけるさまざまな暮らしの環境が原因になっていると考えられます。

今後、さらに高齢者が増加する本市においては、まちの活力の源となる若い世代の定住促進は、あらゆるまちづくりを進めていくうえでの基本的な課題です。

他市へ引っ越しをしたいと若い世代が思うさまざまな原因を一つずつひもとき、解決しながら、“通過都市（仮住まい的な都市）”とならないよう、みんなが門真をふるさととして誇りや愛着をもつことができるようにしていく必要があります。

定住意向の推移と今回の調査における年代層別の意向



2 持続可能なまちづくり

誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思う魅力あるまちづくりを進め、「このまちに生まれて良かった」と思うまちを、将来を担う子どもたちに引き継ぐためには、市役所と市民が手を携え、協働を広げ、徐々に都市格を高めながら持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

門真に住み、学ぶ子どもをはじめ市民や学識経験者、市役所など、みんなで第5次総合計画において取り組むべき主要な課題を検討しました。

第5次総合計画では、みんなで検討した次のような主要課題について、市民と市役所それぞれが責任を持ちながら積極的に取り組みます。

みんなで取り組む分野別の主要課題

都市イメージ

- ◇市民が誇りに思う新たな都市イメージ・ブランドの形成
- ◇「住みたい」「住み続けたい」と思うまちづくりの推進

子育て・教育・文化

- ◇自ら学ぶ力と豊かな心を育む教育の推進
- ◇子どもを安心して産み育てることができる環境整備
- ◇地域ぐるみの教育の推進
- ◇文化芸術を楽しみ、自らも参加できる社会の形成
- ◇学力の向上をめざした教育の推進
- ◇歴史遺産や伝統文化の保存・継承
- ◇生涯学習環境・機会の充実

産業振興

- ◇多様なビジネスの創出
- ◇企業誘致による雇用の創出
- ◇ものづくりを中心とした既存産業の強化、人材育成の推進
- ◇駅周辺の商店街などの活性化
- ◇農業の保全と振興

健康・福祉・医療・社会保障

- ◇高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進
- ◇障がいのある人など誰もが社会参加できる環境づくり
- ◇社会保障の充実
- ◇市民相互に支え合う地域福祉の推進
- ◇医療・介護サービス体制の充実
- ◇生活習慣病予防や健康づくり推進

人づくり・コミュニティづくり

- ◇NPO・ボランティアなどとの連携による協働社会の形成
- ◇地域の絆の強化
- ◇男女共同参画社会の形成
- ◇自治会・地域コミュニティの活性化
- ◇元気な高齢者の社会参加の促進
- ◇国際交流の促進

安全・安心

- ◇防犯対策の推進
- ◇防災対策の推進
- ◇消防力の強化
- ◇救急・救助体制の充実
- ◇消費生活対策の充実

都市構造や交通、市街地整備

- ◇駅前シンボルゾーンにおけるまちづくりの推進
- ◇バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ◇人・自転車安全で便利に通行できる道路整備
- ◇誰もが便利で生活しやすい公共交通サービスの充実
- ◇密集市街地の再生
- ◇上・下水道整備の推進
- ◇子どもが安心して遊べる公園や広場の充実

環境

- ◇地球温暖化対策の推進
- ◇循環型社会形成に向けた取り組みの推進
- ◇美しいまちづくりの推進
- ◇緑化推進対策の充実

財政・行政運営

- ◇持続可能な都市経営への取り組みの推進
- ◇目的や目標、結果がみえる施策の設定と推進
- ◇行政情報の積極的な情報提供の推進
- ◇市民意見の行政反映システムの構築
- ◇市民にもわかりやすい市役所の組織づくり

第3節 門真市の潜在力となる資源

まちづくりの課題は、さまざまな分野でたくさんありますが、これらの課題を克服していくためには、次のような本市の潜在力を活かしながら、将来を展望し、これからのまちづくりを進めていく必要があります。

1 大阪と京都の間に位置し、交通に便利なまち

本市は、大阪市に隣接し、第二京阪道路の開通により京都にも一層近くなり、門真ジャンクション・インターチェンジで近畿自動車道と接続するなど、全国の高速自動車道路網と結びつくとともに、市の中央部を東西に国道163号が横断し、西部を南北に府道大阪中央環状線が縦断しており、本市の暮らしや産業の発展に大きな役割を果たしています。

通勤や通学などの足となる鉄道は、北部には京阪電車の西三荘駅・門真市駅・古川橋駅・大和田駅・萱島駅が、南部には地下鉄長堀鶴見緑地線の門真南駅が、西部には大阪モノレールの門真市駅があり、小さくまとまった市域に7つの駅があります。また、市内の主要道路には路線バスが走り、公共交通の利用に便利な環境が概ね整っています。

2 歩いたり、自転車で暮らせるまち

東西約4.9km、南北約4.3km、面積12.28km²と市域が比較的小さくまとまり、大きな起伏が無く、平坦な地形であることが本市の特性です。

このため、高齢者をはじめ障がいのある人やベビーカーを押す子ども連れの人などにとっても暮らしやすく、また、市内や市の周辺に行く場合も、車を利用せずに、徒歩や自転車、公共交通を利用することにより、便利で快適、楽しく暮らすことができるまちをつくることができます。

また、徒歩や自転車の活用は、今、世界的に求められている地球温暖化防止に向けた低炭素社会の実現に向け、最も効果的であると考えられる車の利用を少なくすることができ、地球環境にやさしいまちをつくることができます。

3 市民が誇れる産業や歴史、文化があるまち

本市には、世界のトップ企業として躍進を続ける大手家電メーカーの立地などとともに、長い歴史の中で培われた歴史遺産や文化、我が国の史上に名を残す人物の輩出など、多くの市民が誇れる財産があります。

本市にある文化財としては、宮野町所在の大阪府指定史跡「伝茨田堤」、大字三ツ島所在の国指定天然記念物で樹齢1千年といわれる「薫蓋クス」、葺島所在の大阪府指定天然記念物で「葺島のくす」、御堂町には江戸時代前期の本堂などを有し、国登録有形文化財や大阪府指定有形文化財に指定された「願得寺」があります。

本市ゆかりの人物としては、第44代内閣総理大臣となった幣原喜重郎（1872～1953、門真一番下村生まれ）や日本で初めて原水爆禁止運動の組織化を図り、「原水爆禁止日本協議会」の理事長を務めた安井郁（1907～1980、大和田村生まれ）などがいます。

また、人々を魅了する風景として、桜の満開期には美しい桜のトンネルができる砂子水路などもあります。

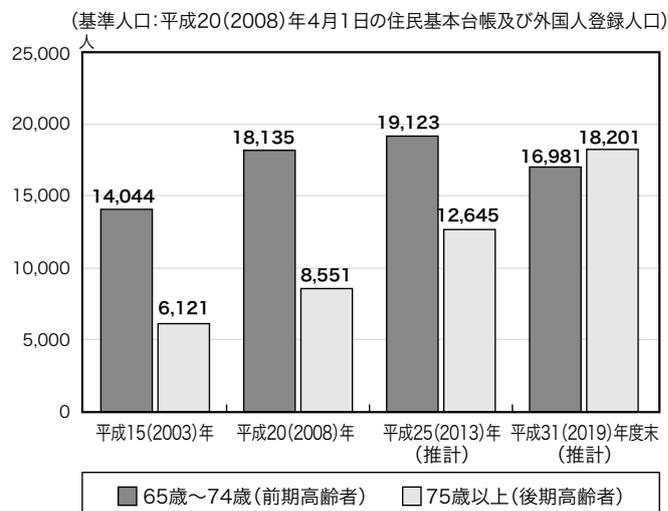
これら地域の歴史の継承や文化を育むため、伝統芸能や祭りなど門真で育まれてきた地域文化を継承しようとしている人や市民が文化・芸術・スポーツに親しむことができるよう活動に取り組んでいる人などがいます。

4 地域社会で活躍する元気な人であふれるまち

防災・防犯、環境美化、子どもの健全育成など自治会や子ども会を中心とした地域活動をはじめ、高齢者や障がいのある人への福祉サービスや子育て支援など、市民の多様化するニーズに応じて活動を展開するNPO法人なども増えてきています。

言い換えれば、市民のまちづくりへの関心が高まり、活動が活発になってきていると言えます。

65歳以上人口の将来推計



推計方法：国立社会保障・人口問題研究所(平成20(2008)年12月)公表の仮定値*を用いたコーホート要因法による推計

*仮定値：子ども女性比、0～4歳性比、生残率、純移動率

このようにすでに地域社会で活躍する人とともに、統計上では老年人口として扱われる65歳以上の人についても、会社などでの活躍を終え、地域社会で活躍が期待されるなど、元気な人がますます増える傾向にあります。

近年、増加してきているボランティアとともに、これら地域で活躍が期待される元気で意欲あふれる人々が社会活動に参画することにより、さらに多様化・複雑化するさまざまな市民のニーズに応じていくことができます。

本市は、これからのまちづくりに欠かせないさまざまな経験を持った「元気で意欲ある人財」にあふれるまちであると言えます。

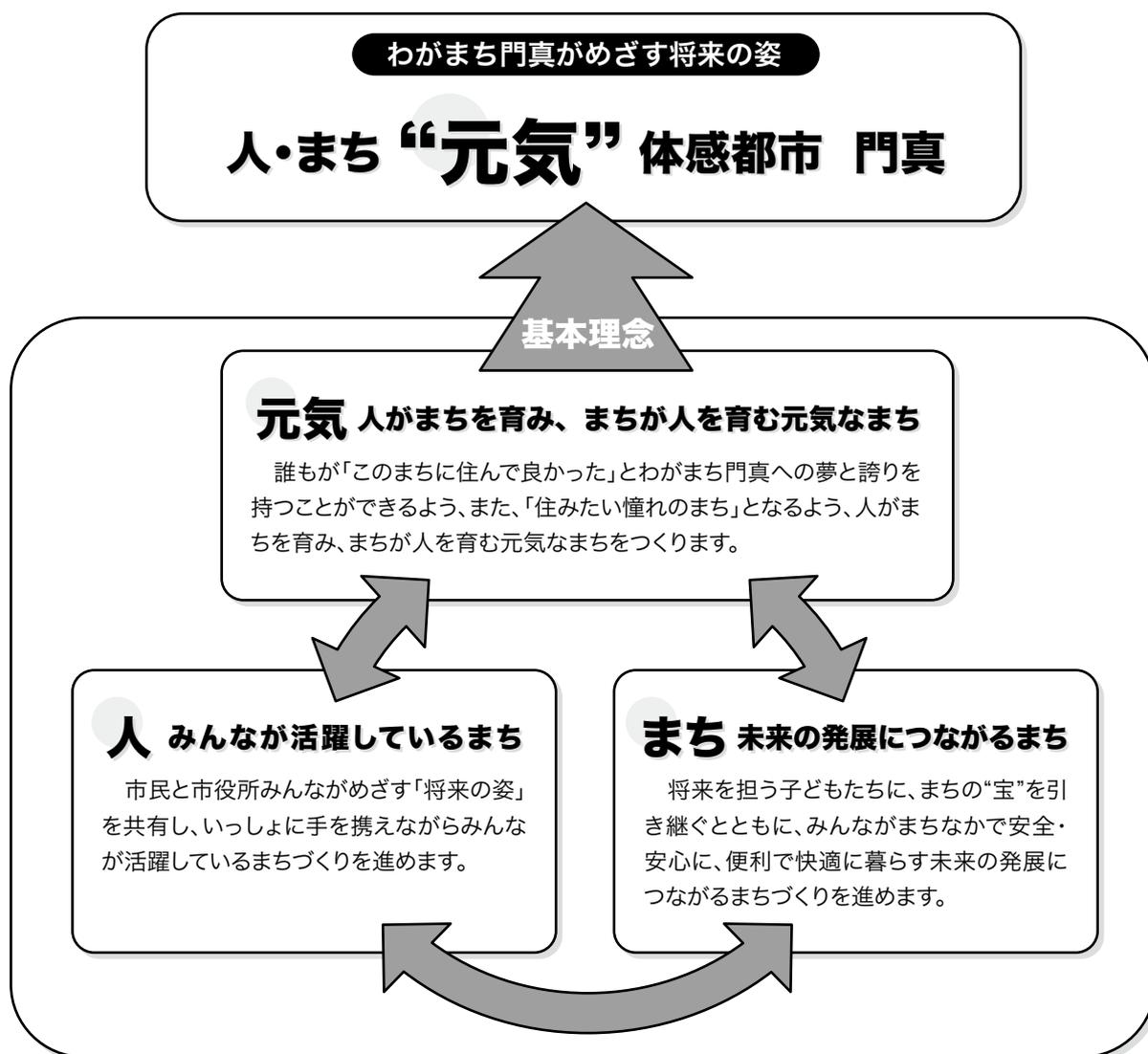
第2章 まちづくりの理念と将来像

第1節 わがまち門真がめざす将来の姿

子どもたちに、門真の未来を引き継いでいくことができるよう、この門真市第5次総合計画を「**門真の未来を拓く新たな一歩**」と位置づけます。

市民、市役所みんなが新たな気持ちで新たなことにチャレンジし、人（意識）が変わることでまちが発展し、まちが変わることでより人が繁栄するという「生成し、発展していくしくみ（環）」をつくり上げていくことを基本とします。

まちづくりの基本理念は、人・まちが元気であることを体感できる都市づくりをめざすこととし、次のようなわがまち門真がめざす将来の姿を定めます。



みんなで創る!!

人・まち“元気”体感都市 門真

「自律と協働」の発展
地域コミュニティの活性化

愛着と誇りに満ちた
魅力的な定住できるふるさと

子育て世代の転入や定着
新たな企業の進出と産業の振興

財政力の向上と
都市機能の充実

地域力

まちが元気!

安全・安心

文化・芸術

協働軸

教育力

活力

支え合い

人が元気!



第2節 将来のまちの構造

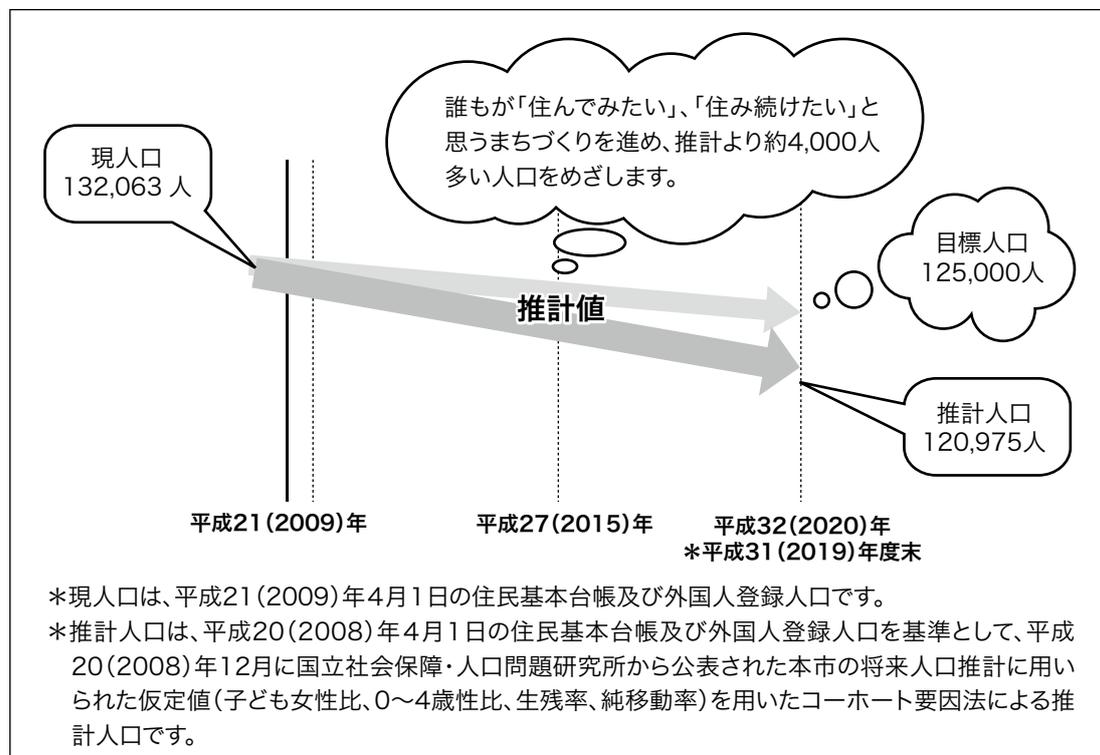
1 人口

わが国全体が人口減少期、少子高齢社会を迎え、本市が位置する大阪府においても人口が減少していくと予想される中、本市の平成31（2019）年度末の人口は、このままでは概ね12万1千人になるとともに、少子高齢化がさらに急速に進むものと見込まれます。

「人・まち“元気”体感都市 門真」を実現するためには、産業の振興や高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らすことができる環境をつくるとともに、まちの元気の源になる若い世代の転入を促進するまちづくりが必要です。

安心して子どもを産み育てることができる環境や自ら学ぶ力と豊かな心を育む教育環境など、子育て支援環境を充実するとともに、「幸福町・垣内町・中町地区まちづくり」や府営門真住宅の建て替えにともない予定される民間住宅供給などまちの再生により家族で定住できる良好な住宅建設を誘導し、推計人口よりも約4,000人多い125,000人の人口をめざします。

計画期間における人口の考え方



2 財政

平成 12 (2000) 年 4 月に「地方分権一括法」、平成 19 (2007) 年 4 月には「地方分権改革推進法」が施行され、一定の権限が地方自治体に移譲されてきましたが、財政面では、国と地方の税の分配方法、地方交付税の見直しなど三位一体改革での問題点を残しており、引き続き自主財源を確保していく取り組みが求められています。

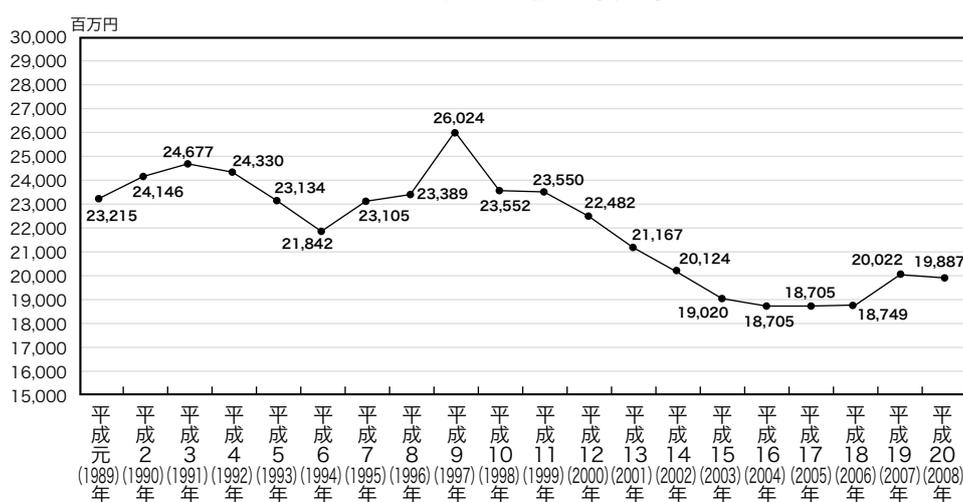
本市の財政状況は、行財政改革により健全化を進めていますが、現段階での社会経済構造のままでは、今後 10 年間で人口減少や少子高齢化により個人からの市税収入の落ち込みが予想されます。さらに、消費の低迷や企業収益が減少することになれば、法人からの市税収入の落ち込みにより、歳入面では厳しい状況になると予想されます。

また、歳出面では、高齢化などによる医療費や社会保障・社会福祉費の増大が予測されるとともに、公共施設の老朽化による建て替えなどの課題も山積しており、今後、義務的な経費の増大が見込まれます。加えて、地方分権・権限移譲の潮流により基礎自治体の業務は増大し、市民サービスも高度化・多様化することが予想されます。

そのため、今後の財政運営は、収支均衡を維持し、次世代の負担にも配慮しながらマネジメント力を高めるなど、行政の効率化をめざした行財政改革を引き続き進めるとともに、市税などの収入確保や弾力性のある財政構造を築くことなどにより財政の健全化を進め、持続可能な都市経営をめざします。

さらに、まちの再生による働きざかりの生産年齢人口層の転入や企業進出の促進などまちの元気づくりを通じた市税の増収や国・府支出金などの最大限の活用を図り、魅力あるまちづくりを進めるための投資財源を確保することにより、「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現をめざします。

市税収入決算額の推移 (年度)



資料：納税課

3 都市構造

本市は、地形が平坦で小さなまとまりのあるまちであり、市域全体がまちなかにあるという認識のもとに、自然と調和した快適な都市環境の創出と均衡のとれた発展をめざし、総合的かつ計画的な土地利用を図っていく必要があります。

国道 163 号以北の北部地域では、既存の商業・業務地において機能集積と高度な土地利用を図るとともに周辺市街地において住環境の改善を進め、良好な住宅地を形成します。

国道 163 号以南の南部地域では、第二京阪道路沿道を中心に新しい生活・産業エリアを形成するとともに暮らしと産業活動が相互に調和する土地利用を図ります。

このような土地利用の基本的な方向をもとに、わがまち門真の地形の特性を活かし、徒歩や自転車、電車やバスで便利に楽しく暮らせる「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現をめざします。

第二京阪道路などの広域幹線道路や4つの「まちづくり整備ゾーン」、駅前の整備、市内外の公園や自然・歴史・レクリエーション施設を結ぶ地域ネットワークなどにより基本的な都市構造を形成し、未来の発展へとつながる整備を進めます。

北西部まちづくり整備ゾーン

古川橋駅周辺については、第一中学校跡地の活用などによる拠点地区整備や公共施設の再生を図る「幸福町・垣内町・中町地区まちづくり」を核に、市の「顔づくり」を進めるとともに、門真市駅周辺については、広域交通の玄関口としてにぎわいづくりや活性化を図ります。

北東部まちづくり整備ゾーン

大和田駅周辺において駅前広場や駅へのアクセス幹線道路の整備を推進し、本市の北東の公共交通の結節点にふさわしいまちづくりを進め、市民の交流を育みます。

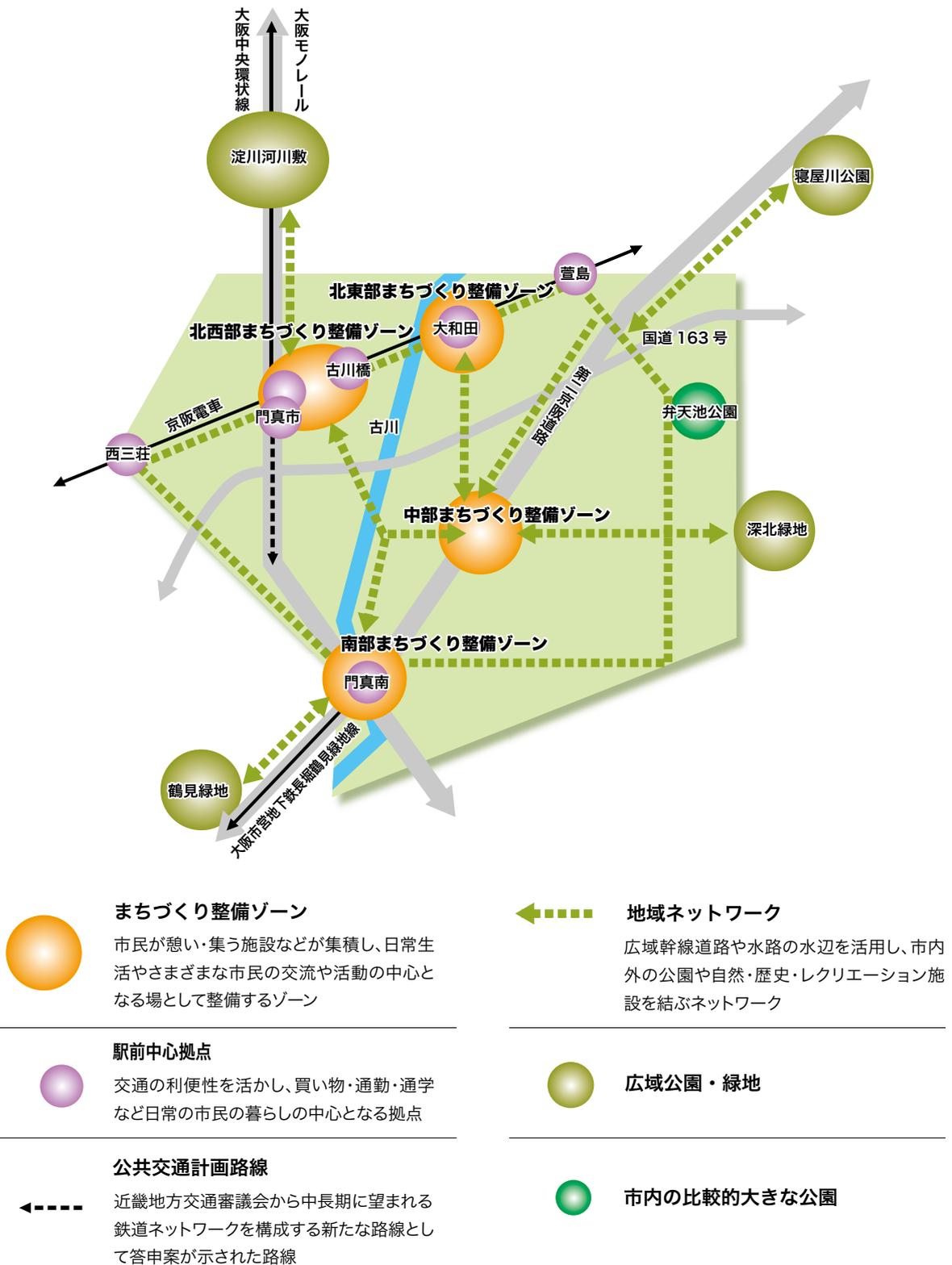
中部まちづくり整備ゾーン

第二京阪道路沿道において商業・業務の集積などをめざした市街地整備を推進するとともに、府営門真住宅建替計画と連携を図り、公共施設整備や多様な住宅供給による定住環境を創出します。

南部まちづくり整備ゾーン

商業・生活サービス機能など各種の都市機能の誘致を促進し、本市の南の玄関にふさわしいまちづくりを進め、市民の交流を育みます。

将来の都市構造図



第3章 まちづくりの基本目標

本市の将来の姿を実現するため、次の6つのまちづくりの基本目標に向かって体系的、計画的にまちづくりを進めます。

また、みんながいっしょに協力してまちづくりを進める「協働」を、これらすべての基本目標を達成するための基本姿勢とします。



基本目標-1

みんなの協働でつくる **地域力のあるまち**

人もまちも元気なまちは、みんながそれぞれの役割をもって活躍しているまちです。
みんなが市政の情報を共有し、市民が主役となって活躍できる舞台をつくとともに、
市民と市役所が手を取り合って、みんなの協働でつくる地域力のあるまちをつくります。

施策展開の基本的な方向

- ① 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります
 - 1 市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくります
 - 2 市民が主役となって活躍できる舞台をつくります
- ② 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります
 - 1 市民とともに市政を進める市役所をつくります
 - 2 市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります

施策展開については、基本計画各論51頁へ

基本目標-2

将来を担う子どもが育つ **教育力のあるまち**

人もまちも元気なまちは、子どもたちがのびのびと育っているまちです。
みんなで子どもを健やかに育み、安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくとともに、
子どもの健康な心や体と学びの意欲を育む学校づくりを通して、将来を担う子どもが育つ
教育力のあるまちをつくります。

施策展開の基本的な方向

- ① 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります
 - 1 子どもを健やかに育む環境をつくります
 - 2 子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくります
- ② 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります
 - 1 みんなで子どもの健康な心や体をつくります
 - 2 子どもの学びの意欲を育む学校をつくります

施策展開については、基本計画各論61頁へ

基本目標-3

安全・安心で快適に暮らせる **明るいまち**

人もまちも元気なまちは、安全・安心で快適な暮らしの基盤が整っているまちです。
みんなで犯罪や事故がなく、人命を守り、災害に強いまちをつくとともに、「いつまでも
住み続けたい」と思う安全・安心で快適に暮らせる明るいまちをつくります。

施策展開の基本的な方向

① 安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります

- 1 犯罪や事故がないまちをつくります
- 2 火災や事故から人の命を守るまちをつくります
- 3 みんなの命を大切に守る災害に強いまちをつくります

② 便利で快適なまちなかをつくります

- 1 便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくります
- 2 いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくります

施策展開については、基本計画各論75頁へ

基本目標-4

いきいきと人が輝く **文化薫るまち**

人もまちも元気なまちは、みんながいきいきと輝き、夢を持って暮らしているまちです。
みんながともに楽しく暮らせる平和な社会を築くとともに、楽しく生きがいを感じ、ワクワクする文化との出会いがあるいきいきと人が輝く文化薫るまちをつくります。

施策展開の基本的な方向

① 平和な社会を育む共生のまちをつくります

- 1 平和と人権を尊重する環境をつくります
- 2 みんながともに楽しく暮らす環境をつくります

② ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります

- 1 生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります
- 2 愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります

施策展開については、基本計画各論89頁へ

基本目標-5

健やかな笑顔あふれる **支え合いのまち**

人もまちも元気なまちは、健やかな笑顔の暮らしがあるまちです。

みんなで困っている人を助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくりを進め、みんなの健やかな笑顔あふれる支えあいのまちをつくりま

施策展開の基本的な方向

① **みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくりま**

- 1 みんなで困っている人を助け合う環境をつくりま
- 2 困っている人を助け、自立を支援する環境をつくりま

② **みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくりま**

- 1 健康な体を育む環境をつくりま
- 2 安心できる予防と医療の環境をつくりま

施策展開については、基本計画各論99頁へ

基本目標-6

環境と調和し、産業が栄える **活力のあるまち**

人もまちも元気なまちは、人や環境にやさしくいきいきとした産業があるまちです。

みんなで物を大切に、緑あふれる美しいまちをつくとともに、産業を元気にする環境をつくり、それを支える人を育て、環境と調和し、産業が栄える活力のあるまちをつくりま

施策展開の基本的な方向

① **人や環境にやさしい美しいまちをつくりま**

- 1 物を大切にす循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくりま
- 2 緑あふれる美しいまちをつくりま

② **いきいきとしたまちを育む産業をつくりま**

- 1 産業を元気にする環境をつくりま
- 2 産業を支える人や働きやすい環境をつくりま

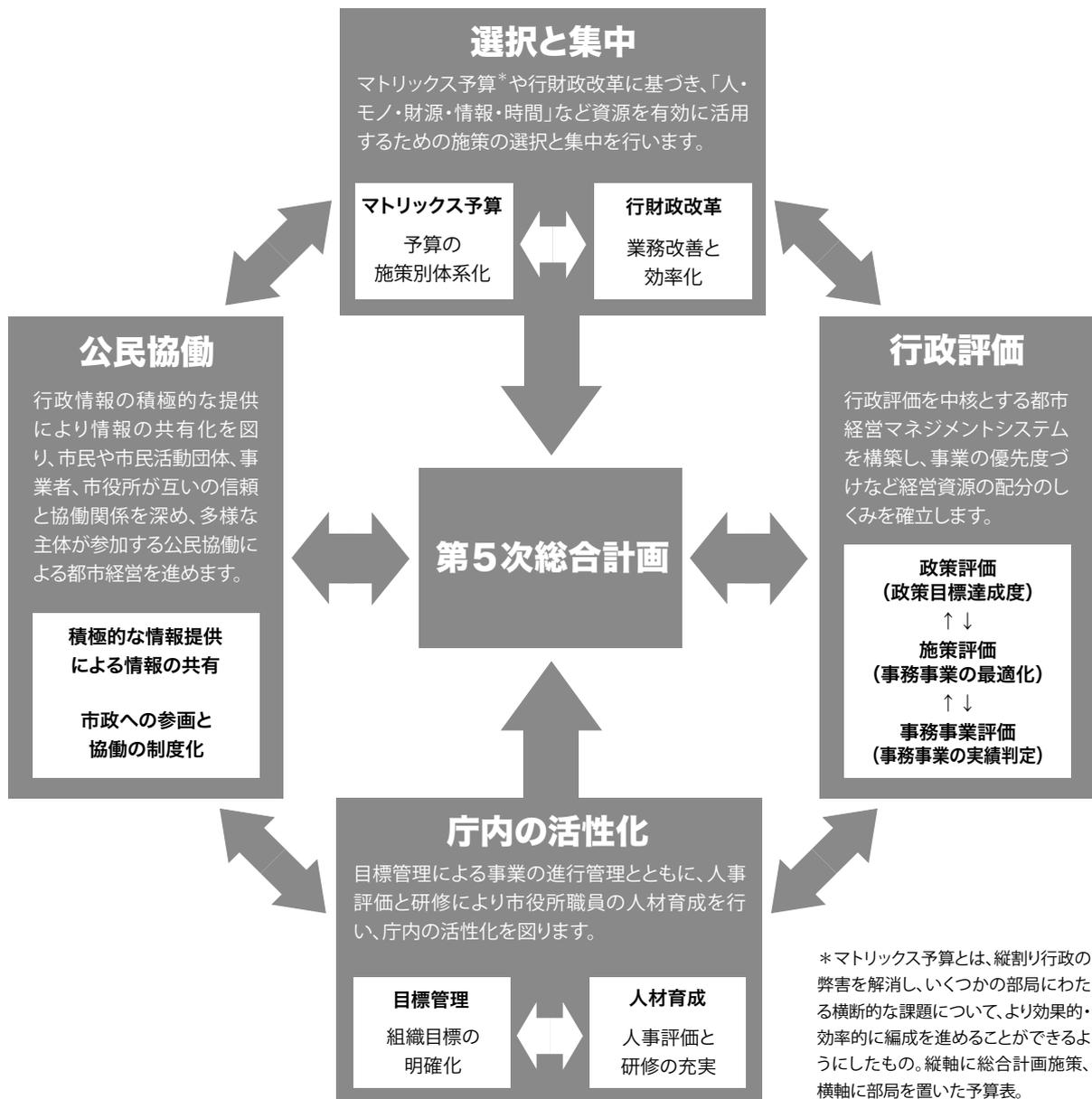
施策展開については、基本計画各論111頁へ

第4章 構想の実現に向けて

新しい総合計画は、重点的に取り組むべき課題を「経営」の視点を持ちながら、より効果の高い施策を実施していけるよう、戦略的な経営を取り入れた市政の運営を図ります。

そのため、目標管理をはじめとした「行政経営」を実践することに加え、市民満足度や市民意見をふまえた行政運営方法として、次のような市民と市役所が一体化した都市経営マネジメントサイクル推進体制に基づく「都市経営」を進め、将来像として掲げた「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現をめざしていきます。

都市経営マネジメントサイクル推進体制イメージ図



基本計画

基本計画総論

- 1 基本計画策定の趣旨
- 2 都市経営マネジメントシステムの構築
- 3 行財政フレームと運営方針
- 4 都市フレーム
- 5 重点的に取り組む視点と課題
- 6 基本目標別の記載内容の見方
- 7 施策の体系

1 基本計画策定の趣旨

計画の位置付け

この基本計画は、基本構想で掲げた市の将来像を実現するための具体的な方策を明らかにし、合理的、計画的な行財政運営を行うための方針であるとともに、個別に作成される諸計画の基本となるものです。

今後、この計画の実効性を高めるため、市役所の各部門において、より具体的な中・長期計画を策定し、社会経済情勢の変化に対する弾力的な対応と財源の裏付けをもった実施計画を策定し、計画的な進行管理を行う必要があります。

なお、計画を進めるにあたって、実施計画と合わせ今後の社会・経済などの諸情勢の変化に的確に対応し、基本計画を中間年度に見直すことも含め必要に応じて事業や施策、指標の見直しを行うなど、実効性の確保に努めていきます。

計画のコンセプト

わかる計画

視覚的に見やすさを重視し、市政運営の進め方がわかりやすい計画をめざします。

また、行政用語等むずかしい表現を可能な限り使わず、例えば「行政」を「市役所」と表現するなど、誰にとっても親しみやすく「わかる」計画とします。

めざす計画

計画の目標・達成状況を誰もが把握することができるよう、「達成度を測る指標」を導入し、その達成状況を定期的に公表し管理することで「めざす」計画とします。

使える計画

基本計画を参考に、事業などを実施していくことができるよう、市民会議や子ども会議などで出た意見や施策体系図、アンケート結果等を掲載し、常に「使える」計画とします。

市民参加と協働

国や府、関係機関との密接な連携とともに、市民参加と協働を核として、市民や地域、事業者などみんなが協力できることや市役所が行うことを明らかにしながら、施策や事業を進めます。

計画の期間と進行管理

この基本計画の期間は、平成 22（2010）年度から平成 31（2019）年度までの 10 年間とします。

また、計画期間中、設定した指標の達成度を測るため、市民を含めた第三者機関による進行管理を行い、改善を進めます。

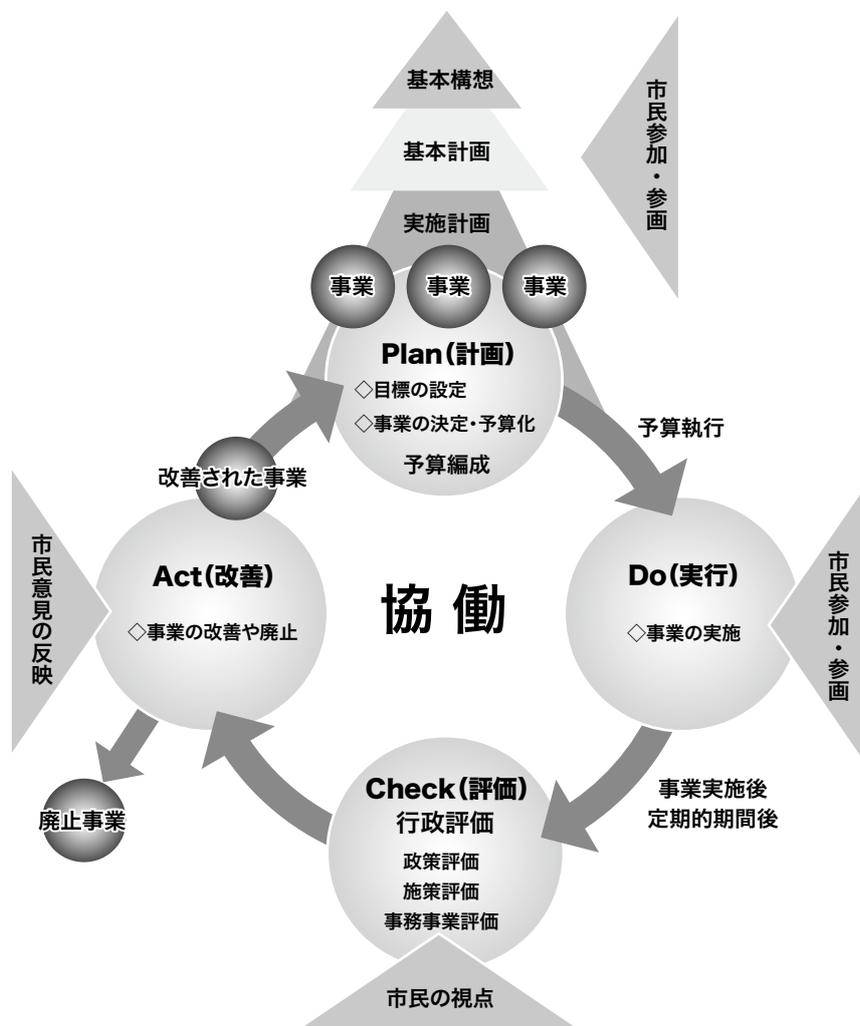
2 都市経営マネジメントシステムの構築

これまで「公共サービス」は、主として市役所が市民に対して提供すべきもの、すなわち「行政サービス」として提供すべきものであると考えられてきました。

しかし、今日では、少子高齢化の進展や市民の価値観・ライフスタイルの変化、社会構造の変化などにより、新たな公共的な課題について、市役所の限られた経営資源（人・モノ・財源・情報・時間）だけで対応をしていくことはふさわしくない時代になってきています。

このような状況から、市役所と市民やNPO、企業などあらゆる主体がまちづくりの担い手となり、新たな公共空間において都市の経営に参画するという協働の舞台を展開していくとともに、地域のまちづくりの担い手も視野に入れた経営資源の適切な配分や着実に実践できる施策の選択、施策の実践後に

PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを取り入れた都市経営のイメージ図



における適切な評価、さらに評価に基づく施策の改善などを行う進行管理を含めた都市経営マネジメントシステムを築くことで、持続可能な「都市経営」を行うことが求められています。

第5次総合計画では、「実現可能で成果が市民に見える総合計画」となるよう、持続可能な「都市経営」をめざして、「協働のまちづくり」が展開できる舞台をつくとともに、施策展開の進捗状況を評価し、評価結果をもとに改善を図るPDCAサイクル*のしくみを取り入れます。

このPDCAサイクルをらせん状に高めながら徐々に都市経営の向上を図ります。

*PDCAサイクルとは、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）を継続して進めていくことにより、目的実現に向けてより高い目標を達成するための効果的な経営管理の流れのこと

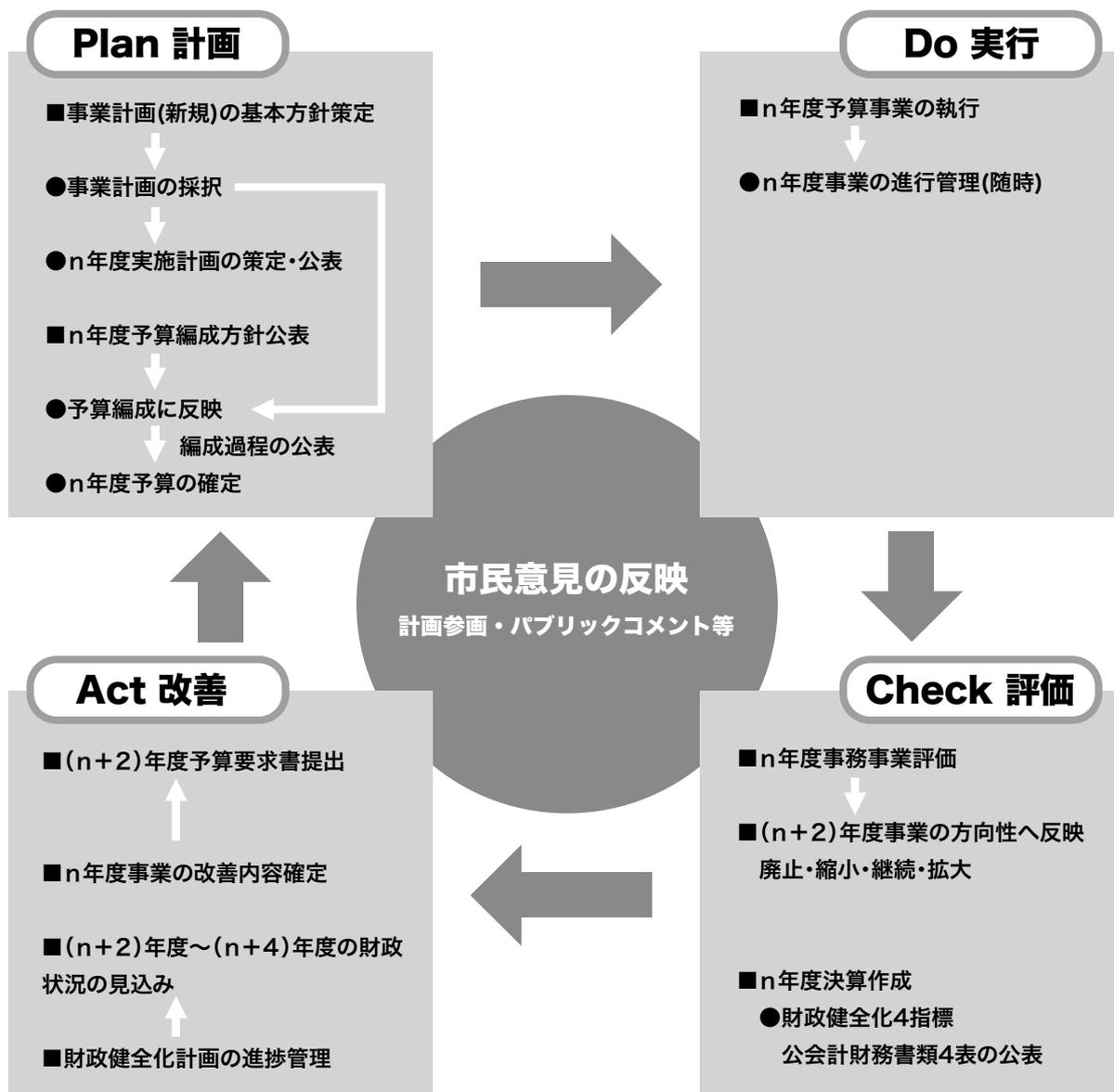
今後、本市独自の都市経営マネジメントシステムを築くことをめざし、市役所の活動すべてにおいて、次の4つを基本原則とします。

- ① 行政資源（人・モノ・財源・情報・時間）を最大限活用していくこと
- ② 目的・目標を明確にし、成果を重視すること
- ③ PDCAサイクルを用い、改善を継続的に行うこと
- ④ 常に市民に情報を提供し、意見を聴取しながら運営すること

また、実施計画においては、予算編成、事業実施、進行管理、決算という流れに事務事業評価を組み入れ、下図のようなPDCAサイクルを実行します。

本市のPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルのイメージ図

*平成n年度の実施計画を例示したものです。



3 行財政フレームと運営方針

3-1 財政の見通し

基本計画に掲げる各種施策を実施するためには、各年度の計画期間中（平成22（2010）年度～平成31（2019）年度）における財政収支の見通しを試算し、実効性の伴った計画とすることが必要です。

本市では、平成19（2007）年8月に「緊急財政改善計画編」を策定し、収支見込みを算定しましたが、平成20（2008）年秋の「百年に一度」といわれる世界的な経済不況は、本市の財政にも大きな影響を及ぼしました。そのため、下記の見通しは、この基本計画の施策を反映し、改めて計画期間中の財政収支の見通しについて試算したものです。

ただし、国政をはじめ社会経済情勢の変化が著しい時期にあることから、今後は、さまざまな本市をとりまく情勢を慎重に見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

第5次総合計画期間中の収支見通し表（普通会計）

	平成21(2009)年度 (現計予算)	平成22(2010)年度 (見込み)	平成23(2011)年度 (見込み)	平成24(2012)年度 (見込み)	平成25(2013)年度 (見込み)	平成26(2014)年度 (見込み)	平成31(2019)年度 (見込み)
市税	19,066	17,891	18,487	18,553	18,751	18,939	19,557
地方交付税	5,000	5,500	7,090	7,141	7,031	6,829	6,404
国・府支出金	15,088	15,262	15,525	13,552	13,293	13,339	13,746
市債	3,875	4,119	3,500	1,240	1,105	945	529
その他の収入	7,986	5,026	4,208	4,512	4,304	3,943	3,843
歳入見込み	51,015	47,798	48,810	44,998	44,484	43,995	44,079
人件費	8,228	8,079	7,458	7,171	6,925	6,489	6,116
扶助費	15,782	18,166	15,470	15,705	15,829	16,157	17,357
公債費	5,194	5,054	4,784	4,632	4,508	4,427	2,764
物件費	5,281	4,909	5,009	4,917	4,763	4,754	5,235
補助費等	4,598	4,525	2,987	3,198	3,092	3,069	3,388
普通建設事業費	3,196	1,747	7,025	3,228	3,241	2,471	1,540
その他の支出	8,736	5,318	5,910	5,874	5,889	6,453	7,393
歳出見込み	51,015	47,798	48,643	44,725	44,247	43,820	43,793
歳入歳出差引額	-	-	167	273	237	175	286
翌年度へ繰り越すべき財源	-	-	0	0	0	0	0
実質収支	-	-	167	273	237	175	286
単年度収支	-	-	63	106	-36	-62	27

単位：百万円

注) 試算段階により金額は変わります。

【用語解説】

市 税：所得に対して課税する市民税や土地や家屋に対して課する固定資産税など市が独自で課税、徴収する税金

地方交付税：国から全国の地方公共団体が標準的なサービスの提供を行うことができるように配分される普通交付税及び災害など特別な事情に配分される特別交付税

市 債：公共施設の整備などに必要な財源を確保するために行う借金

人 件 費：職員の給料など一定の勤務に対する対価、議員報酬などとして支払われるもの

扶 助 費：生活保護法など各種の法令に基づいたり、市が独自で扶助の必要な市民の生活を維持するための経費

公 債 費：市債の元金、利子及び一時借入金利子の支払いをす
るための経費

物 件 費：他の費目に属さない消費的な経費

補 助 費 等：負担金や補助金及び一部事務組合への負担金な
どの経費

普通建設事業費：投資的経費と呼ばれている道路や橋りょう、公園、
学校の建設などの経費

実 質 収 支：実質的な収支状況をみるための指標で、歳入から
歳出を差し引いて、翌年度に繰り越すべき財源を
控除して算出したもの

単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差
し引いて、当該年度1年だけの収支を表したもの

収支見通しの試算は、平成 21（2009）年 10 月時点での国の地方行財政制度及び平成 21（2009）年度当初予算を基に歳入歳出項目ごとに平成 20（2008）年度決算などの実績をふまえて作成しています。また「第 2 次門真市行財政改革推進計画」に基づいた計画の推進項目によるものを考慮したうえで平成 22（2010）年度から平成 31（2019）年度までを見込んでいます。

各項目の詳細な試算方法は、以下のとおりです。

(1) 歳 入

◇市 税

現在の経済状況をふまえ、今後の景気の動向を予測し推計しています。主なものとして、市民税は、緩やかな景気回復を前提として予測し、固定資産税及び都市計画税は、平成 21（2009）年度を基準年度とし 3 年単位での評価替えや本市が取り組んでいるまちづくりなどの影響の見込みをもとに推計しています。

◇地方交付税

地方交付税については、積算の主となる市税の見込みをもとに推計しています。

◇国・府支出金

それぞれの事業に係る対象事業費をもとに見込みで推計しています。

◇市 債

現行の地方債制度をもとに第 1・第 6 統合中学校 PFI 事業をはじめとする投資的事業に伴う市債のほか、土地開発公社の健全化を図るための市債、地方交付税の財源不足を補う措置として発行する臨時財政対策債を平成 21（2009）年度までとして推計しています。なお、それ以後については地方交付税を見込んでいます。

また、団塊の世代による退職が本市財政に及ぼす影響が大きいことから緩和措置として発行する退職手当債も見込んで推計しています。

◇その他の収入

その他の収入の主なものとして、地方消費税交付金をはじめとする各種交付金については、平成 21（2009）年度当初予算をもとに見込みで推計しています。また、その他の収入についても平成 21（2009）年度当初予算をもとに見込みで推計しています。

(2) 歳 出

◇人件費

職員給については、「門真市第 2 次定員適正化計画」に掲げる目標である平成 27（2015）年 4 月 1 日で全会計職員数 825 人体制をふまえ、計画的に職員の削減を見込み、給与面では、平成 23（2011）年 3 月まで現行の職員給の削減率を 2.5%から 8%とし、それ以降については、給与構造改革に基づいた給与体系で推計しています。

その他の特別職などについての給与、報酬については、条例に基づき見込みで推計しています。

◇扶助費

特に生活保護費などの主たる項目については個別に推計し、その他の扶助費については過去の実

績などをもとに推計しています。

◇公債費

既に発行している市債と平成 21（2009）年度以降に発行を見込んでいる市債に係る元利償還金を見込みで推計しています。

◇物件費

今後「第 2 次門真市行財政改革推進計画」に掲げる業務の委託化などを見込みで推計しています。

◇補助費等

一部事務組合などの収支見通しに基づいた負担金の見込みをもとにするなどにより推計しています。

◇普通建設事業費

各種まちづくり整備ゾーンの整備をはじめとする主な投資的事業や平成 21（2009）年度当初予算及び過去の実績をもとにした道路維持事業などの経常的な投資事業を見込んでいます。また平成 22（2010）年度には、土地開発公社経営健全化のための用地取得を見込みで推計しています。

◇その他の支出

その他の支出で主なものは、各会計への繰出金があり、その中でも本市に影響の大きい国民健康保険事業特別会計への繰出金については、「門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画」に基づく推計となっています。下水道事業特別会計への繰出金については、整備計画に基づく収支計画の繰出金の見込みとなっています。その他については、平成 21（2009）年度当初予算などをもとに推計しています。

(3) 収 支

今回試算した収支見通しの傾向をみると、団塊の世代も含め大量に採用した職員の退職が平成 25（2013）年度より減少し、「門真市財政健全化計画（案）」のもとで平成 20（2008）年度から取り組みを進めている“財政調整基金に頼らない予算編成”などの効果により、健全化への道しるべがなされたものと考えられます。

その結果、この基本計画で新たに取り組むべき各種施策の新規事業を実施する財源も確保できるものと推測できます。

しかしながら、近年の経済情勢が不透明なことから予断の許さない状況に変わりはありません。今後は、従来の財政調整基金依存による予算編成から脱却を図るとともに、一定の基金積立額の確保を行い、弾力性のある財政運営を行っていきます。

3-2 財政健全化法と財政運営

(1) 財政の健全化に関する4つの指標

平成19(2007)年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(「財政健全化法」)が公布され、平成20(2008)年4月から公表の義務化が一部施行となり、平成19(2007)年度決算より地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標などの公表制度が設けられました。

また、平成20(2008)年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

本市の4指標の2年間の推移は、下記の表のとおりとなっており、いずれの数値も「早期健全化団体」の基準値はクリアしています。

ただし、連結実質赤字比率において、基準値との差があまりなく、今後、赤字の解消に努める必要があります。

財政の健全化に関する4つの指標

	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	平成19(2007)年度 決算値	平成20(2008)年度 暫定値	平成19(2007)年度 決算値	平成20(2008)年度 暫定値	平成19(2007)年度 決算値	平成20(2008)年度 暫定値	平成19(2007)年度 決算値	平成20(2008)年度 暫定値
門真市	-	-	16.63	14.78	8.6	7.0	128.4	91.4
早期健全化基準	12.00	12.00	17.00	17.00	25.0	25.0	350.0	350.0
財政再生基準	20.00	20.00	40.00	40.00	35.0	35.0	-	-

*水道事業会計は黒字で健全な状態となっています。

◇実質赤字比率

一般会計など(本市の場合、一般会計、四宮土地区画整理事業特別会計、都市開発資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

◇連結実質赤字比率

一般会計などに、国民健康保険事業特別会計などの公営事業、公共下水道事業特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

◇実質公債費比率

消防などの一部事務組合や広域連合会計も対象に、一般会計などが負担する市債などに係る元利償還金などの標準財政規模に対する比率

◇将来負担比率

本市のすべての会計に加え、一部事務組合、広域連合や土地開発公社の会計も含めた負債を対象として、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

第5次総合計画期間中の4指標の見通し表

	平成22(2010)年度 (当初予算)	平成23(2011)年度 (見込み)	平成24(2012)年度 (見込み)	平成25(2013)年度 (見込み)	平成26(2014)年度 (見込み)	平成31(2019)年度 (見込み)
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	15.70	15.50	14.90	14.10	13.40	8.70
実質公債費比率	7.0	7.6	7.5	7.2	6.4	1.6
将来負担比率	93.1	79.8	82.0	82.3	79.8	53.9

注)平成21(2009)年11月時点における収支見込み

(2) 新地方公会計に伴う財務書類4表

平成20(2008)年度決算から新地方公会計に伴う財務書類4表の作成と公表が求められています。

地方分権の進展にともない、これまで以上に責任ある自治体経営が地方公共団体に求められています。そうした行政経営を進めていくためには、行政内部の管理体制の強化と市民へのわかりやすい財務情報の公開が必要です。

新地方公会計に伴う財務書類4表とは、「貸借対照表(バランスシート)」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」であり、詳細は以下の表のとおりです。

新地方公会計に伴う財務書類4表

	内 容
貸借対照表 (バランスシート)	年度末において、市が住民サービスを提供するために保有している資産(土地、建物、現金など)とその資産をどのような財源(負債・純資産)で賄っているかを総括的に表したものです。
行政コスト計算書	市の1年間の行政活動のうち人的サービスや給付サービスなどといった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源(使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金)を対比させた経費を把握するためのものです。
純資産変動計算書	貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。純資産は現在までの世代が負担してきたものであるため、1年間で今までの世代が負担してきた部分の増減を把握することができます。
資金収支計算書	歳計現金(資金)の出入りの情報を性質の異なる「経常収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けて表示した財務書類です。 「経常収支の部」は、日常の行政活動による資金収支の状況、「公共資産整備収支の部」は、公共事業などに伴う資産の使途とその財源の状況、「投資・財務的収支の部」は、出資・貸付・市債の償還などの支出とその財源の状況を表示しています。

これらの指標は、民間の財務会計の手法を財務においても使うことで、行政のフローという通常の行財政活動とストックとしての行政の財産や将来の負担などを明確にし、行政経営をより厳格に行っていくとするものです。

本市においても、これらの財務書類を活用し、施設ごとのバランスシート作成など財政状況の分析力を高め、日々の行財政活動に活かすとともに、市民にもわかりやすく公表していくこととします。

3-3 行財政改革の推進

この基本計画に掲げるさまざまな施策を確実に実施していくためには、事務事業の再編・縮小、定員管理の適正化をはじめさらなる行財政改革の推進が必要です。

本市では、平成 17(2005)年 12 月に策定を行った「門真市行財政改革大綱」と具体的方策を示した「門真市行財政改革推進計画」に基づき、さまざまな取り組みを行い、一定の成果をあげてきました。

しかし、本市の行財政は、地方公共団体の財政の健全化に関する新たな法制度の導入を受け、これまで以上に厳しい状況におかれています。

限られた資源（人・モノ・財源・情報・時間）を最大限に活用し、自治体としての自己決定と自己責任の原則に基づいた自立的な行財政システムを確立し、より一層簡素で効率的な行財政運営と財政構造の健全化に重点を置いた行財政改革を進めるため、平成 20（2008）年 3 月に策定した「第 2 次門真市行財政改革推進計画」に基づき、さらなる行財政改革を進めます。

改革の基本理念

- ◇ 激動する社会経済情勢において、本市をとりまくさまざまな課題を着実に克服し、新たな繁栄を築いていくためには、何をすべきか、また市民にとってより良い門真市を実現するためには、何が必要なのかを根本から問い直します。
- ◇ 民間のノウハウの活用、少人数行政への変革など、さまざまな改革の手法を通じて、スピーディーで高い効率性を持った行財政運営体制をつくり、「財政の再建」、「市政の再生」を実現します。
- ◇ 柔軟性と機敏性に富んだ経営感覚を取り入れるとともに、職員の意識、内なる改革を進め、大胆な改革の達成をめざします。

改革の視点と実現に向けた方策

基本理念に基づく改革の視点を次のとおり定めています。

改革の視点 1 財政危機の克服、早期健全化

徹底した行財政改革の推進により、歳入歳出面での抜本的な見直しを行い、安定した行政サービスの提供が可能な行財政基盤の充実・強化に努めます。

- ① 自主財源の充実・確保 ② 経費の節減・合理化 ③ 給与制度の適正化
- ④ 補助金等の整理・合理化 ⑤ 低未利用地の有効活用 ⑥ 生活保護費の抑制

改革の視点 2 行政の担うべき役割の重点化

事務事業の効率化、市民サービスの向上を図るため、行政と民間の役割分担を見極めながら、可能な業務の民間委託化を推進し、民間活力の活用に努めます。

- ① 委託等の民営化の推進 ② 公共施設の管理運営の効率化 ③ 外郭団体等の見直し
- ④ 繰出金の見直し ⑤ 市民・NPO 等との協働

改革の視点3 事務事業の評価・見直し

既存の事務事業全般を、緊急性・必要性、効果などの観点から抜本的に見直し、行政サービスの効果的・効率的な展開を図ります。

- ① 事務事業評価システムの導入
- ② 各種公共施設におけるあり方の見直し
- ③ 特定財源の充実・確保

改革の視点4 組織・機構等の簡素化・効率化

市民にわかりやすく、利便性の高い、市民ニーズへの迅速・的確な対応を図ることができる、柔軟で機動的な組織・機構への見直しなどを行います。

- ① スピーディーで効率的な経営感覚を取り入れた体制の構築
- ② 少数精鋭の組織づくり
- ③ 人材育成の推進
- ④ 電子自治体への取り組み

改革の視点5 市民の利便性・行政の透明性の向上

市民にとって利便性の高い行政をめざすとともに、開かれた行政を実現するため、積極的な行政情報の提供に努めます。

- ① 市民の利便性の向上
- ② 行政の透明性の向上

改革の視点6 その他

特別会計及び企業会計の健全化、広域行政・地方分権の推進などに取り組みます。

- ① 特別会計等の健全化
- ② 土地開発公社の健全化

改革の推進体制

行財政改革を強力に進めるため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議において進捗状況の管理を行うとともに、改革すべき課題の抽出を随時行います。

改革の進捗

「第2次門真市行財政改革推進計画」における計画期間である平成20(2008)年度から平成26(2014)年度までの進捗の推移と予定は以下の表のとおりです。

計画期間としては7年間ですが、計画期間が終了した後においても、行財政改革の基本理念に基づき「財政の再建」、「市政の再生」のため不断の見直しを継続します。

第2次門真市行財政改革推進計画における進捗の推移と予定

	平成20(2008)年度	平成21(2009)年度	平成22(2010)年度	平成23(2011)年度	平成24(2012)年度	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度
達成率	11.2%	35.3%	46.5%	51.7%	53.4%	54.3%	100%
(達成項目数累計)	(13)	(41)	(54)	(60)	(62)	(63)	(116)

※達成率は全116項目の達成割合(平成17(2005)年度からの全体推進項目は、156項目となっています。)

※平成26(2014)年までの計画期間を通して「推進」、「調査・研究」などが標記されている項目は平成26(2014)年度に計上

4 都市フレーム

4-1 人口・世帯数

本市の住民基本台帳人口及び外国人登録人口は、平成15(2003)年4月1日の136,671人から平成20(2008)年4月1日には132,779人となり、3,892人が減少しました。

また、この5年間に、15歳未満の年少人口は19,877人から18,488人となり、1,389人が減少し、15歳以上64歳未満の生産年齢人口は96,629人から87,645人となり、8,984人が減少しました。一方、65歳以上の老年人口は20,165人から26,686人となり、6,521人が増加しました。

年少人口や生産年齢人口の減少も影響し、総人口に占める老年人口の割合は、14.7%から20.1%に増加し、平成20(2008)年では5人に1人が65歳以上の老年人口となっています。

本市の人口がこのまま推移した場合、平成31(2019)年度末には、総人口が120,975人となり、そのうち年少人口は13,824人、生産年齢人口は71,969人、老年人口は35,182人になると推計されます。

平成20(2008)年と比較すると、総人口は11,804人が減少し、そのうち年少人口は4,624人、生産年齢人口は15,676人が減少します。一方、老年人口は8,496人増加し、老年人口の割合は29.1%となり、3~4人に1人が65歳以上の老年人口となると予測されます。

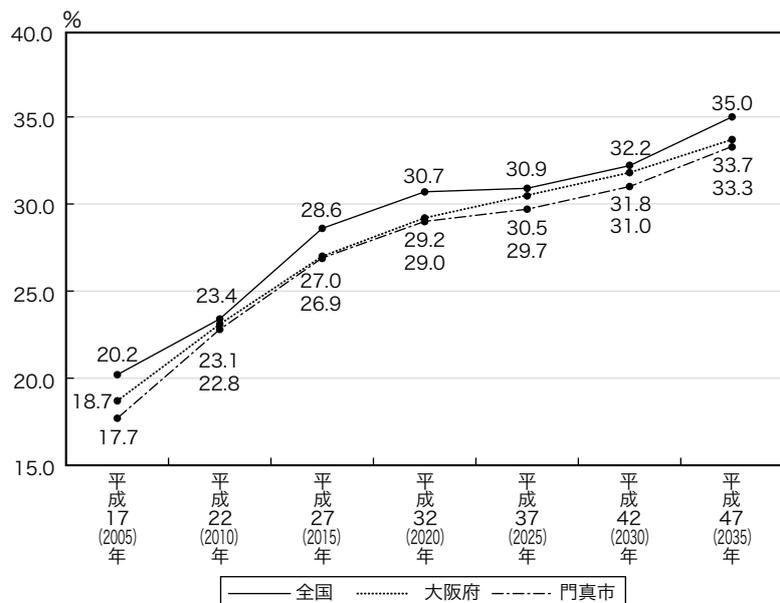
このように、本市の人口がこのまま推移した場合、まちの元気の源となる年少人口や生産年齢人口は大幅に減少する一方で、老年人口はさらに増加することになります。

人やまちが元気であることを体感できるようにしていくためには、まず、若い世代を中心に転入と定住を促進し、バランスが良い年齢構成の都市をめざしていくことが必要です。

そのためには、若い世代が住んでみたいと思う子育てへの支援や子どもの教育環境などを整えるとともに、本市の利便性など潜在力となる資源を活かし、いつまでも家族で暮らしてみたいと思う魅力ある住宅地づくりが必要です。

本市では、「幸福町・垣内町・中町地区まちづくり」における住宅供給をはじめ、府営門真住宅の建

参考) 全国、大阪府、門真市の総人口に占める老年(65歳以上)人口の割合<国立社会保障・人口問題研究所公表>



注) 上記グラフの値は、平成17(2005)年国勢調査人口を基に全国、都道府県、市町村の人口推計がなされている国立社会保障・人口問題研究所公表データを比較用に用いたため、住民基本台帳人口等を用いて推計を行った本総合計画での推計結果とは異なる。

て替えにともない予定される民間住宅の供給、木造賃貸共同住宅が密集する地区での住宅の建て替えなど、若い世代がいつまでも家族で暮らしてみたいと思う魅力ある住宅の供給も可能です。

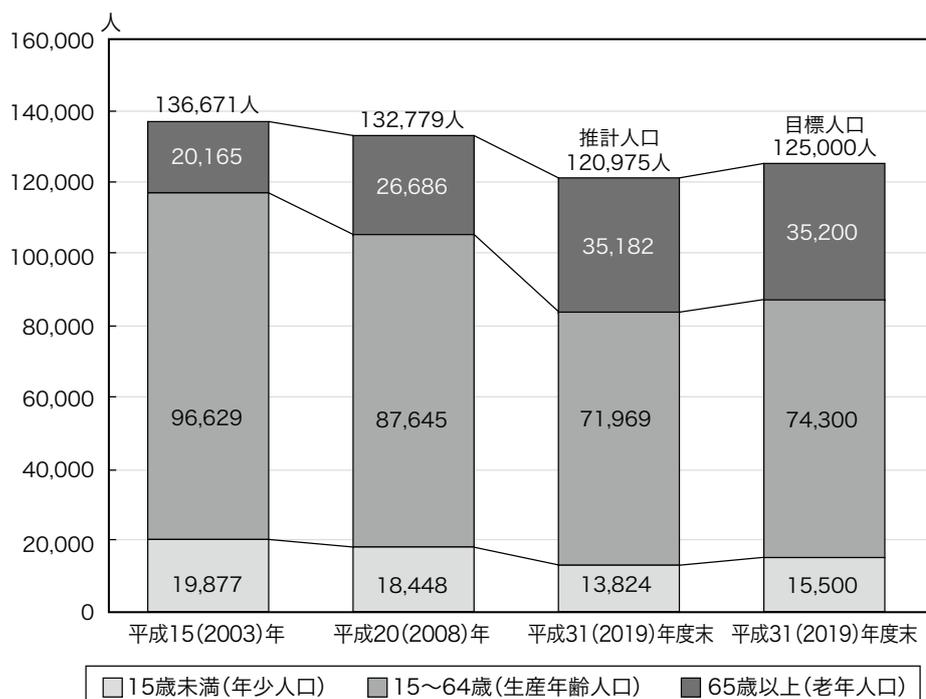
このまま推移した場合の推定人口・世帯数に加え、これらの住宅地づくりにおいて家族で定住できる住宅供給を誘導することによる新たな居住世帯として約4,000人、1,143世帯を見込み、平成31(2019)年度末の目標人口・世帯数を125,000人、60,300世帯とします。

将来の3階層別の目標人口及び世帯数(住民基本台帳及び外国人登録人口)

	合計	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	世帯数	世帯人員
平成15(2003)年 (実数)	136,671人 (100.0%)	19,877人 (14.5%)	96,629人 (70.8%)	20,165人 (14.7%)	59,015世帯	2.33人/世帯
平成20(2008)年 (実数)	132,779人 (100.0%)	18,448人 (13.9%)	87,645人 (66.0%)	26,686人 (20.1%)	60,620世帯	2.20人/世帯
平成31(2019)年度末 (推計値)	120,975人 (100.0%)	13,824人 (11.4%)	71,969人 (59.5%)	35,182人 (29.1%)	59,152世帯	2.05人/世帯
新たな住宅供給による 増加人口・世帯数	4,000人 (100.0%)	1,715人 (42.8%)	2,285人 (57.1%)	-	1,143世帯	3.50人/世帯
平成31(2019)年度末推計値 +増加人口・世帯数	124,975人 (100.0%)	15,539人 (12.4%)	74,254人 (59.4%)	35,182人 (28.2%)	60,295世帯	2.07人/世帯
平成31(2019)年度末 目標人口・世帯数	125,000人 (100.0%)	15,500人 (12.4%)	74,300人 (59.4%)	35,200人 (28.2%)	60,300世帯	2.07人/世帯

注)新たな住宅供給による増加世帯は、子どもが1~2人いる3~4人家族を想定

3階層別人口の推移と目標人口グラフ



4-2 土地利用

土地利用の現況と動向

本市域の土地利用の現況については、市域の中央部を東西に横断する国道163号を境として、市街地が形成された時期の異なりから北部地域と南部地域では大きな違いがみられます。

(1) 北部地域

北部地域は、京阪電鉄の徒歩圏に位置し、昭和30（1955）年代後半からの高度経済成長期において大都市への人口集中にともない無秩序に建設された木造賃貸住宅の密集地区がいたるところで見られます。

京阪電鉄の各駅周辺は、商業や業務施設などが集積し、商業・業務・住宅の複合地となっています。また、地域内には、製造関連の大規模工場も立地しています。

一部の未利用地では、計画的なまちづくりも行われ、また、木造賃貸住宅の老朽化にともない、住宅市街地総合整備事業による共同建て替えが進んでいます。一方で、改装長屋住宅や鉄骨造賃貸住宅などへの転換も顕著であり、これらの老朽化が新たな密集市街地の課題となっています。

(2) 南部地域

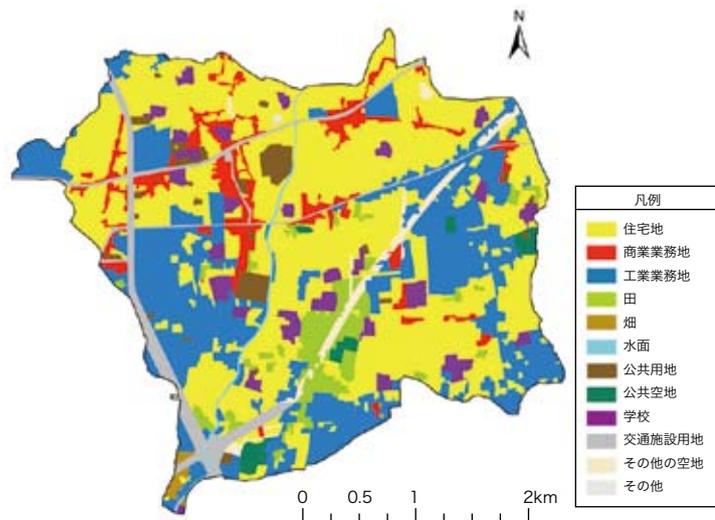
南部地域は、旧集落や公的住宅団地を中心とした住宅地が広がるとともに、地下鉄長堀鶴見緑地線門真南駅周辺は、商業・業務施設などが集積しつつあります。また、大阪中央環状線や国道163号などの幹線道路沿道は、主に工場や倉庫などの工業・流通業務地となっています。

地域内には農用地もありますが、小規模宅地への転換も進んでいます。このため、秩序ある住宅地の形成とともに、少なくなりつつある貴重な農空間の計画的な保全も重要な課題となっています。

近年、工場の集積地において工場の転出跡地に住宅地ができることにより住工混在問題が深刻化しており、工場の操業環境と住環境のそれぞれの環境を守ることができる土地利用のあり方などが求められています。

さらに、第二京阪道路の開通にともない沿道の無秩序な土地利用の転換が懸念され、都市基盤施設が整った良好な市街地形成を誘導することが重要な課題となっています。

土地利用現況図



資料：平成18（2006）年都市計画基礎調査より

土地利用の方針

良好な住環境の形成と産業の振興、自然との調和を視野に入れ、快適な都市環境を創出するため、従来から有する地域の特性を活かしながら住宅、商業、業務、工業、流通、農業などが適正に機能するよう都市計画などと整合を図り、総合的かつ計画的な土地利用を促進します。

また、学校統廃合などによる跡地をはじめとした市保有地の有効活用も行います。

◇住宅地

北部地域や南部地域の一部に集積する既成の住宅地においては、都市環境型住宅地として良好な住宅環境を備えた住宅地として修復、再整備などの促進に努めます。

また、南部地域の旧集落や良好な環境を有した低層住宅地は、自然との調和に配慮しつつ郊外環境型住宅地として維持・保全に努めるとともに、新たな住宅開発に際しては、良好な住環境を有した住宅地が形成されるよう誘導に努めます。

◇商業・業務地

鉄道駅周辺や第二京阪道路沿道の「まちづくり整備ゾーン」については、良好な環境を有した商業・業務、住宅などの複合利用地として、道路などの基盤整備にあわせて商業・業務、住宅などの都市機能の集積に努めます。

特に、駅前広場や幹線道路などの都市基盤施設が整っている地区や整備が予定される地区では、商業・業務、住宅などの都市機能の高度複合化の促進に努めます。

◇工業・流通業務地

既存の大規模工場地や工場・流通業務集積地については、塀外面緑化による環境保全などにより、既存の土地利用の維持・保全に努めます。

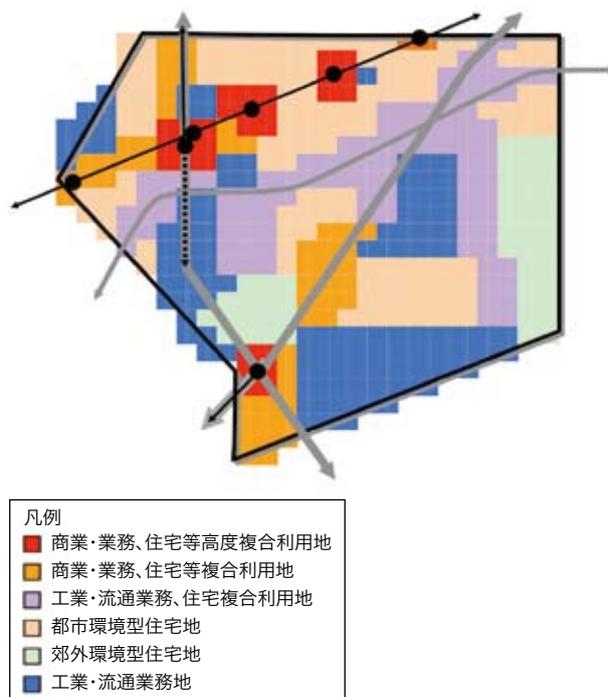
住宅と工場の複合利用地区では、緑化などにより互いが共存できるよう環境改善を図ります。

◇農用地

農用地は、貴重な都市内の緑空間としての多様な活用も視野に入れ、都市と農空間が共存し、将来の良好な市街地形成が図れるように、計画的な集約化や保全に努めます。

なお、市街化調整区域は、「まちづくり整備ゾーン」として、拠点地区整備に向けての気運の高まりに応じ、事業の見通しが明らかになった段階で市街化区域へ編入し、計画的な土地利用を図ります。

土地利用構想図



5 重点的に取り組む視点と課題

わがまち門真がめざす将来の姿である「人・まち“元気”体感都市 門真」を実現するため、6つのまちづくりの基本目標をふまえながら、市民と市役所みんなで手を携えながら第5次総合計画において重点的に取り組むべき視点と課題を次の3つに厳選しました。

門真の子どもたちが「このまちに生まれて良かった」、「住み続けたい」と思う発展していくまちを、将来に引き継いでいくためには、子育て支援や教育施策を推進すると同時に、定住性のある魅力的なまちの顔となるまちづくりを進め、さらには、企業誘致などにより産業を活性化させ雇用を創出する取り組みを相互に絡み合わせる「自立し、上昇していく環のしくみ」が必要です。そのことが、ひいては市民全体の豊かさを生み出すことになり、若い人たちの定住意識を高めていくことにつながります。

この重点的に取り組む視点と課題は、わがまち門真がめざす持続可能なまちづくりへの将来の姿をつくりあげる基礎となるものであり、この取り組みにより「門真の未来を拓く新たな一歩」をふみだします。

持続可能なまちづくりへ

心豊かでたくましい子どもがいっぱいいるまちをつくる

生きる力を育てる

子育てへの支援の必要性とともに、家庭や地域における教育力を改めて重要視する声が高まっています。

安心して子どもを産み育てることができるよう、みんなが協力して子育てを支援します。また、家庭や地域、学校などが連携し、子ども自らが学び考える力を確実に身につけることができるよう、基礎的学力の向上や創造性・社会性を育む教育力を高め、子どもの生きる力を育てていきます。

市民の誇りにつながる都市イメージを形成する

オンリーワンのまちづくり

本市は、市域全体が平坦でコンパクトにまとまり、駅を中心に人の集う都市空間や多様な都市機能が集まる“まちなか”にあります。

この市域全体が“まちなか”であるという舞台において、市の中心的な都市機能や商業機能、公園緑地機能などを複合的に備えている北西部まちづくり整備ゾーンを中心として、門真にしかない特色ある魅力的な「まちの顔づくり」を進めていきます。

次代に夢ある門真を引き継ぐ

持続可能な都市経営

市民の暮らしを守る基礎自治体として安定した都市経営を維持していくためには、さらに、効率的で効果的な市役所の運営とともに、地域経済の活性化が求められています。

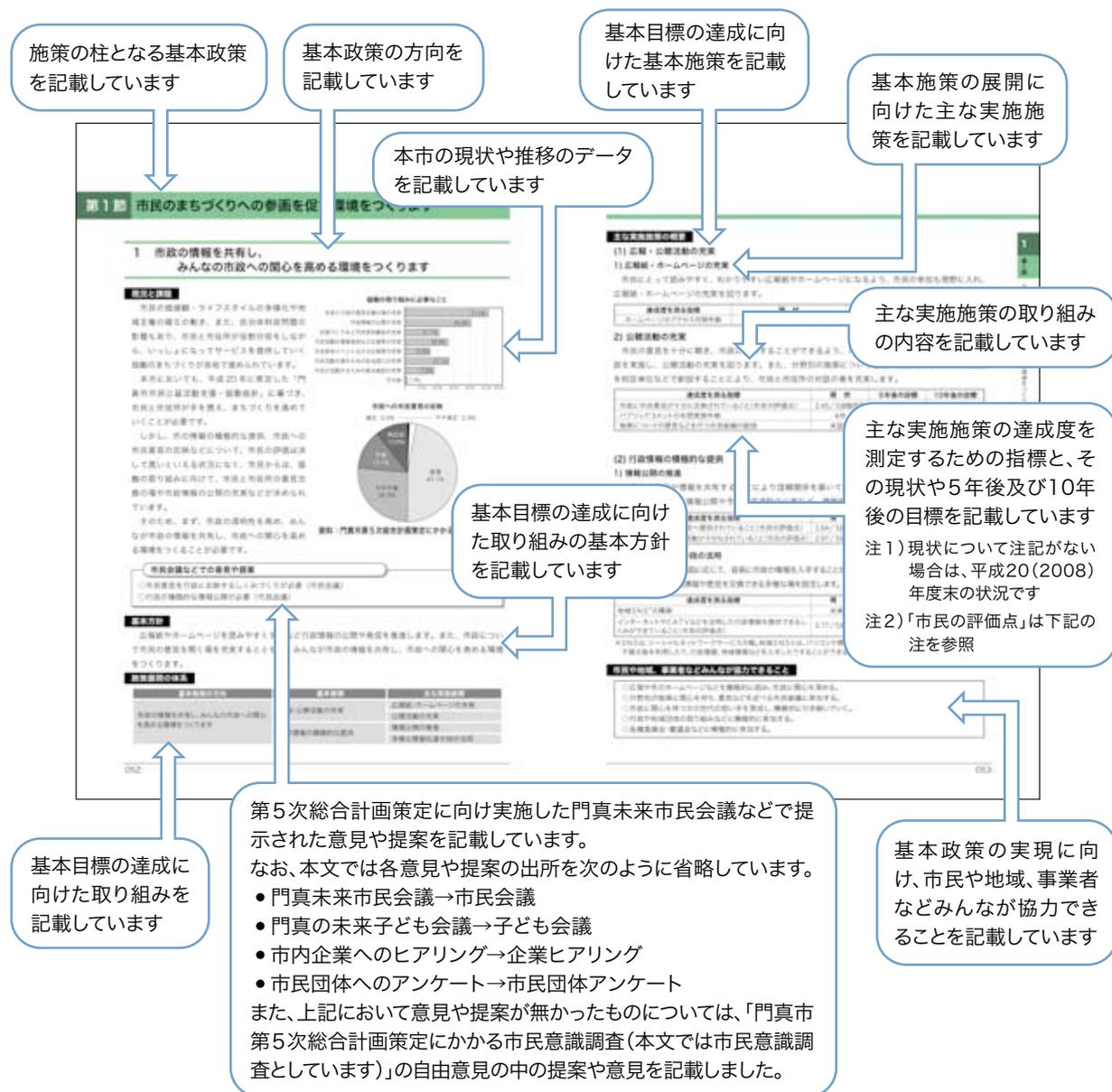
職員の人材育成、行財政運営の改善、都市間連携の強化をさらに進めるとともに産業の振興、企業誘致などによる雇用やにぎわいの創出など、市民と市役所が互いに努力し、苦楽を分かち合い、市民参加と協働を核とした持続可能な都市経営を進めていきます。

6 基本目標別の記載内容の見方

基本計画では、基本構想の6つのまちづくりの基本目標ごとに、施策の柱となる基本政策を示し、基本政策を展開していく基本施策の方向と、その実現に向けた基本施策及び主な実施施策をそれぞれ示しています。

記載形式は、下記の記載例を参考にご覧ください。

なお、「達成度を測る指標」は、代表的なものを記載しています。



注) 達成度を測る指標の中で「市民の評価点」と記載している現状値は、「門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査」において5段階評価*での回答結果を平均した値です。

*5は「満足」、4は「やや満足」、3は「普通」、2は「やや不満」、1は「不満」に該当します。

なお、基本的な5年後の目標は、現状において2.75以下のものは、3.00を、2.75を超えているものは3.50をめざし、また、10年後については、重要な施策及び現状において2.75を超えているものについては4.00を、他は3.50をめざすこととしています。

7 施策の体系

まちづくりの 基本目標	基本政策(施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策	
基本目標-1 みんなの協働でつくる 地域力のあるまち	市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります	市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくります	広報・公聴活動の充実	広報紙・ホームページの充実 公聴活動の充実	
			行政情報の積極的な提供	情報公開の推進 多様な情報伝達手段の活用	
		市民が主役となって活躍できる舞台をつくります	自治活動の活性化	コミュニティ意識の醸成 コミュニティ活動の支援	
			市民公益活動の促進	ボランティア・市民活動組織の育成 市民公益活動の活性化	
		市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります	市民とともに市政を進める市役所をつくります	市役所組織の改善	組織・機構の改革 窓口サービスの改善
				計画的な執行管理	計画的な行政施策の展開 事務執行の適正化
	市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります		効率的、効果的な行政運営	職員の人材育成と適正な人事管理 行財政運営の改善	
			電子自治体の推進	ICT(情報通信技術)化の推進 電子行政による効率化	
			都市間連携の強化	広域連携の推進 共同事業の拡充	

まちづくりの 基本目標	基本政策(施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標-2 将来を担う子どもが育つ 教育力のあるまち	安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります	子どもを健やかに育む環境をつくります	子育て支援環境の充実	子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 児童の健全育成の支援
			母子保健の充実	子どもや母親の健康づくりの支援 小児医療の充実
		子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくります	援助が必要な家庭の支援	相談体制の充実 ひとり親家庭などへの自立支援
			子どもの安心な暮らしづくり	子どもの安全を守る活動の推進 子どものための遊び場の充実
			みんなで支える子育て環境づくり	地域での子育て支援ネットワークづくり 世代間交流の促進
			子どもの教育環境の充実	幼児(就学前)教育の充実 家庭や地域と連携した教育力の強化 相談体制の充実
	心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります	みんなで子どもの健康な心や体をつくります	健康な体づくり	学校保健の充実 生活習慣の定着と食育の充実
			青少年の健全育成	青少年を健やかに育む環境づくり 青少年が活躍できる場づくり
			児童・生徒の確かな学力の育成	優れた教職員の育成 わかる授業の推進 特別支援教育の充実 自ら学ぶ力の育成
		子どもの学びの意欲を育む学校をつくります	創造性や社会性を育む学校教育の推進	特色ある学校づくり 人権教育の推進 豊かな心や人間関係を築く力を育む教育の推進
			学校施設の充実	学校規模の適正化 校舎などの耐震化
				学校施設・設備の充実

まちづくりの 基本目標	基本政策(施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標-3 安全・安心で快適に 暮らせる 明るい まち	安全で安心な暮らしを育む 明るい まちをつくります	犯罪や事故がないまちをつくります	防犯対策	防犯思想の普及・啓発と地域の自主防犯活動の育成 明るいまちづくり
			交通安全対策	交通安全意識の高揚 交通安全のための環境づくり
			消費生活対策	消費者意識の高揚 消費者保護対策
		火災や事故から人の命を守るまちをつくります	消防体制の充実	火災予防（防火）意識の高揚 消防力の向上
			救急体制の充実	救急・救助体制の充実 救命対策の充実
			危機管理と災害時対策	危機管理体制の充実 災害情報伝達機能の強化
		みんなの命を大切に守る災害に強いまちをつくります	市民の自主防災の強化	自主防災意識の高揚 自主防災組織の育成支援
			地震や治水対策の強化	建物の耐震改修の促進 治水対策の強化
			まちの顔づくり	シンボルゾーンの整備 北部地域の災害に強いまちづくり 第二京阪道路沿道の市街地整備
				快適に暮らせる生活基盤の整備
	便利で快適なまちなかをつくります	道路・交通網の充実	幹線道路の整備 生活道路の整備 公共交通サービスの充実 駅前広場などの整備	
			歩いて暮らせるまちづくり	歩行者や自転車の道の整備 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
		計画的なまちづくり	都市計画によるまちづくり 開発行為に対する適切な指導	
		住宅・住環境の整備	良好な住環境の誘導 市営住宅の管理と改善整備 府営住宅の改善整備	

まちづくりの 基本目標	基本政策(施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標-4 いきいきと人が輝く 文化薫るまち	平和な社会を育む 共生のまちをつくり ます	平和と人権を尊重する 環境をつくります	非核平和都市の実現	非核平和の都市づくり 平和を愛する意識の高揚
			基本的人権の尊重	人権の擁護 人権尊重の啓発
		みんながともに楽しく暮 らす環境をつくります	男女共同参画社会の推進	男女が平等に社会参画できる環境づくり 労働の場での男女の共同参画 ワーク・ライフ・バランスの推進
			多文化共生社会の形成と国際 交流の促進	多文化共生社会の形成 国際交流の促進
			生涯にわたり学習や仲間 づくりができる環境を つくります	生涯学習環境の充実
	市民スポーツの振興	スポーツ活動推進体制の充実 市民のスポーツ・レクリエーション活動への支援		
	ワクワクする人や出 会いを育む文化の まちをつくります	市民生活に息づく文化・芸術の 振興	文化・芸術振興体制の充実 市民文化・芸術活動の支援	
		愛着と誇りに思う文化 を育む環境をつくります	地域の伝統文化の継承 歴史文化遺産の保存と継承	

まちづくりの 基本目標	基本政策(施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標-5 健やかな笑顔あふれる 支え合いのまち	みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります	みんなで困っている人を助け合う環境をつくります	地域福祉の推進	地域福祉推進体制の充実 地域福祉活動の推進
			社会保障制度の適正な運営	国民健康保険制度の適正運用 後期高齢者医療制度の適正運用 介護保険制度の適正運用 国民年金制度の啓発活動
		困っている人を助け、自立を支援する環境をつくります	高齢者福祉の充実	高齢者福祉推進体制の充実 家庭で安心して暮らせる支援体制の充実 介護保険サービスの充実
			障がい者(児)福祉の充実	社会参加の促進 障がい者(児)福祉推進体制の充実 早期発見・療育体制の充実 在宅福祉サービスの充実
			生活保障と自立支援対策	社会参加の促進 生活保護の適正化 生活自立への支援
	みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります	健康な体を育む環境をつくります	生涯を通じた健康づくり	健康づくり推進体制の充実 健康づくり活動の推進
			保健活動の推進	保健サービスの充実 健康教育・相談の充実
		安心できる予防と医療の環境をつくります	病気の予防対策の充実	生活習慣病の予防対策 感染症の予防対策
			地域医療環境の充実	地域医療との連携強化 救急医療・休日診療体制の充実

まちづくりの 基本目標	基本政策(施策の柱)	基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
基本目標-6 環境と調和し、産業が栄える 活力のあるまち	人や環境にやさしい美しいまちをつくります	物を大切に作る循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくります	環境保全対策	循環型社会の形成 環境教育の充実 環境保護活動の充実 公害対策の充実
			環境美化活動の充実	環境美化意識の高揚 美しいまちづくり活動の促進
		緑あふれる美しいまちをつくります	うるおいづくり	自然・歴史的景観の保全 親水空間などの整備
			公園・緑地ネットワークの充実	公園の整備 緑のネットワークの充実
				新たな産業の育成と雇用の創出 産学官連携によるものづくりの促進 ベンチャービジネスの育成支援
	いきいきとしたまちを育む産業をつくります	産業を元気にする環境をつくります	多様なビジネスの育成	商業の振興 工業の振興 農業の振興
			既存産業を活かした産業活性化環境の形成	多様な人材・後継者の育成支援 研修機会の充実
		産業を支える人や働きやすい環境をつくります	産業を支える人づくりの促進	就労の支援
			労働環境の向上	労働環境改善などへの支援

基本計画各論

- 第1章 みんなの協働でつくる **地域力のあるまち**
- 第2章 将来を担う子どもが育つ **教育力のあるまち**
- 第3章 安全・安心で快適に暮らせる **明るいまち**
- 第4章 いきいきと人が輝く **文化薫るまち**
- 第5章 健やかな笑顔あふれる **支え合いのまち**
- 第6章 環境と調和し、産業が栄える **活力のあるまち**

第1章

みんなの協働でつくる 地域力のあるまち

第1節 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります

- 1 市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくります
- 2 市民が主役となって活躍できる舞台をつくります

第2節 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります

- 1 市民とともに市政を進める市役所をつくります
- 2 市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります

第1節 市民のまちづくりへの参画を促す環境をつくります

1 市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくります

現況と課題

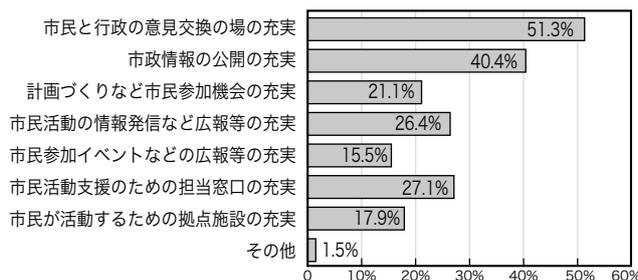
市民の価値観・ライフスタイルの多様化や地域主権の確立の動き、また、自治体財政問題の影響もあり、市民と市役所が役割分担をしながら、いっしょになってサービスを提供していく協働のまちづくりが各地で進められています。

本市においても、平成20(2008)年に策定した「門真市市民公益活動支援・協働指針」に基づき、市民と市役所が手を携え、まちづくりを進めていくことが必要です。

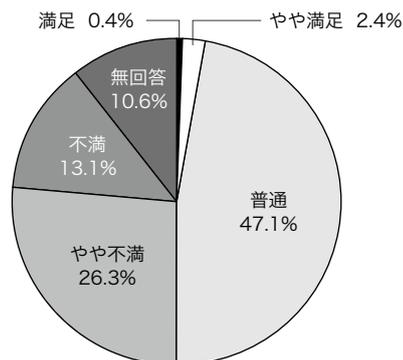
しかし、市の情報の積極的な提供、市政への市民意見の反映などについて、市民の評価は決して高いといえる状況になく、市民からは、協働の取り組みに向けて、市民と市役所の意見交換の場や市政情報の公開の充実などが求められています。

そのため、まず、市政の透明性を高め、みんなが市政の情報を共有し、市政への関心を高める環境をつくる必要があります。

協働の取り組みに必要なこと



市政への市民意見の反映



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇市民意見を行政に反映するしくみづくりが必要（市民会議）
- ◇行政の積極的な情報公開が必要（市民会議）

基本方針

広報紙やホームページを読みやすくするなど行政情報の公開や発信を推進します。また、市政について市民の意見を聞く場を充実するとともに、みんなが市政の情報を共有し、市政への関心を高める環境をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
市政の情報を共有し、みんなの市政への関心を高める環境をつくります	広報・公聴活動の充実	広報紙・ホームページの充実 公聴活動の充実
	行政情報の積極的な提供	情報公開の推進 多様な情報伝達手段の活用

主な実施施策の概要

(1) 広報・公聴活動の充実

1) 広報紙・ホームページの充実

市民にとって読みやすく、わかりやすい広報紙やホームページになるよう、市民の参加も視野に入れ、広報紙・ホームページの充実を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
ホームページのアクセス月間件数	32,800件(平成21(2009)年7月)	40,000件	50,000件

2) 公聴活動の充実

市民の意見を十分に聞き、市政に反映することができるよう、パブリックコメント制度や各種市民相談を実施し、公聴活動の充実を図ります。また、分野別の施策について意見・提言などを行う市民組織を校区単位などで創設することにより、市民と市役所の対話の場を充実します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
市政に市民意見が十分に反映されていること(市民の評価点)	2.45/5段階評価	3.00	4.00
パブリックコメントの年間実施件数	4件	10件	20件
施策についての提言などを行う市民組織の創設	未設置	創設	拡大

(2) 行政情報の積極的な提供

1) 情報公開の推進

市民と市役所が情報を共有することにより信頼関係を築いていくことができるよう、「門真市情報公開条例」に基づく情報公開や予算編成過程の公表など、積極的な行政情報の提供に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
行政の情報が適切に市民へ提供されていること(市民の評価点)	2.64/5段階評価	3.00	4.00
広報紙などで広報・公聴活動が十分なされていること(市民の評価点)	2.97/5段階評価	3.50	4.00

2) 多様な情報伝達手段の活用

市民がそれぞれの場面に応じて、容易に市政の情報を入手することができるよう、多様な情報伝達手段の活用を努めるとともに、地域情報や意見を交換できる多様な場を設定します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
地域SNS*の構築	未実施	実施	-
インターネットやCATVなどを活用した行政情報を提供できるしくみができていること(市民の評価点)	2.77/5段階評価	3.50	4.00

*SNSとは、ソーシャルネットワークサービスの略。地域SNSとは、パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスのこと

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇広報や市のホームページなどを積極的に読み、市政に関心を深める。
- ◇分野別の施策に関心をもち、意見などを述べる市民組織に参加する。
- ◇市政に関心をもち次の世代の担い手を育成し、積極的に引き継いでいく。
- ◇行政や地域団体の取り組みなどに積極的に参加する。
- ◇各種委員会・審議会などに積極的に参加する。

2 市民が主役となって活躍できる舞台をつくります

現況と課題

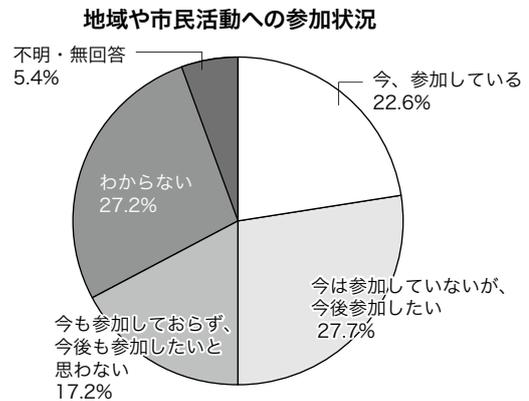
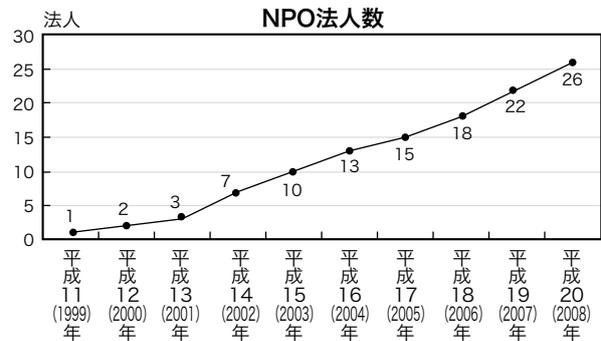
近年、地域での活動の中心となる担い手の不足や隣近所のつきあいが希薄化してきていることにより、コミュニティの基礎ともいえる家族の絆の大切さと多様性を認識するとともに、コミュニティを充実し、地域の力を高めていくことが求められています。

一方、各地では、自治会やNPOなどによる防犯・防災、環境美化などの地域活動をはじめ、高齢者や子どもの見守りなど、さまざまな活動が活発化してきています。

本市では、NPO法人の設立が近年増加するとともに、地域や市民活動への参加の経験や意欲を持つ市民も半数以上を占めています。

しかし、自治会や市民活動の活性化について満足している市民は1割程度であり、協働のまちづくりに取り組んでいるという市民の声もまだ僅かな状況です。

このため、市民のさまざまな活動の促進をめざし、今、各地で支えあいの対価として利用されている地域通貨の活用なども視野に入れ、さまざまなまちづくり活動の担い手の発掘や市民が主役となって活躍できる舞台をつくる必要があります。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇ NPO・ボランティアなどと連携した協働社会の形成が必要（市民会議）
- ◇ 協働のまちづくりを進めたいが人材が不足している（市民団体アンケート）

基本方針

「自分たちのまちは、自分たちで守り・育てる」というコミュニティ意識の醸成や活動の支援などにより自治活動を活性化するとともに、ボランティア・市民活動組織の育成や支援などにより、市民が主役となって活躍できる舞台をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
市民が主役となって活躍できる舞台をつくります	自治活動の活性化	コミュニティ意識の醸成 コミュニティ活動の支援
	市民公益活動の促進	ボランティア・市民活動組織の育成 市民公益活動の活性化

主な実施施策の概要

(1) 自治活動の活性化

1) コミュニティ意識の醸成

地域におけるふれあいや連帯感を高め、日常やいざという時に助け合うことができるコミュニティが形成されるよう、自治基本条例の制定をめざし、あらゆる機会を通じてコミュニティ意識の醸成に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
自治基本条例の制定	未制定	制定	—
自治会の加入率	93%	94%	95%

2) コミュニティ活動の支援

現在、市内各地域で活動している地域団体が相互の連携を強め、校区単位などでの一体となったコミュニティづくりへの取り組みを支援できるよう、地域担当職員を配置するなど支援体制づくりを進めるとともに、校区門真まつりなど、地域づくり活動やコミュニティ活動の支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
自治会活動や市民活動が活性化するような環境ができていないこと(市民の評価点)	2.87/5段階評価	3.50	4.00
校区門真まつりの実施小学校校区数	7小学校区	拡充	拡充

(2) 市民公益活動の促進

1) ボランティア・市民活動組織の育成

門真市市民公益活動支援センターなど市民公益活動の拠点機能を充実し、ボランティアやNPOなどの育成講座を開催し、ボランティア・市民活動組織の育成支援を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合	27.7%	40%	60%
NPO法人の組織数	26団体	30団体	35団体

2) 市民公益活動の活性化

協働という視点から施策の実践方策を見直し、市民公益活動団体と市役所との協働による事業を拡充するなど、市民公益活動活性化の支援を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
NPO設立支援金の交付団体数	1団体	4団体	10団体
企画提案型市民公益活動事業の制度化	未実施	制度化実施	—
NPO法人に対して委託している事業数	2件	10件	20件

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇地域の集まりなどには隣近所の人に呼びかけ、積極的に参加する。
- ◇自治会活動や校区単位コミュニティ活動に積極的に参加する。
- ◇ボランティア育成講座などに積極的に参加し、自分が協力できることなどを登録する。
- ◇事業者は、地域活動や地域住民との交流などへの積極的な参加や協力を行う。
- ◇事業者は、産・学・公・民の協働イベントに参加する。

第2節 市民に信頼され、協働まちづくりを先導する市役所をつくります

1 市民とともに市政を進める市役所をつくります

現況と課題

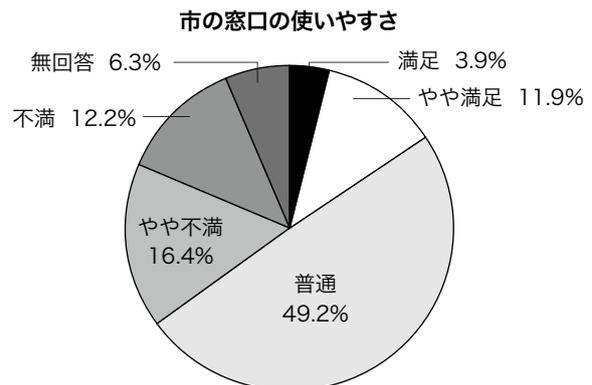
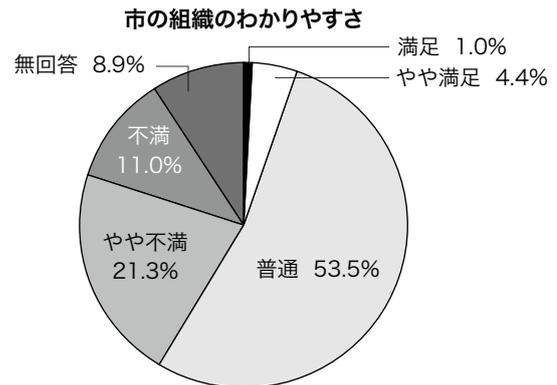
これまでの市役所が主体となったまちづくりから、市民と市役所がそれぞれの役割を分担しながら、いっしょになってまちづくりを進める協働のまちづくりへと時代が移りつつあります。

そのような中で、市役所もこれまでの枠組みにとらわれない柔軟な対応をするとともに、市民も市役所への理解を深め、市政に関心を持つようにしていく必要があります。

そのためには、わかりやすい市の組織や市民が利用しやすい市の窓口にしていく必要があります。

しかし、現状は市の組織のわかりやすさや市の窓口の使いやすさについて満足している市民は僅かであり、市の組織再編や市民も理解しやすい執行管理体制にするなど、「市役所が変われば、まちが変わる」を合言葉に、わかりやすく、親しみが持てる市役所にしていくことが求められます。

それとともに、計画的な行政運営やPDCAサイクルを実行するしくみをつくり、市民とともに市政を進める市役所をつくる必要があります。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇市民が市政に親しむことができる環境づくりが必要（市民会議）
- ◇わかりやすい市の組織の再編が必要（市民会議）
- ◇市民も参加し、目的や目標、成果がみえる第5次総合計画にすることが必要（市民会議）

基本方針

市役所の組織を市民にとってわかりやすく、また、利用がしやすい組織に改善するとともに、計画的な行政運営を行い、施策の進行状況が市民にも分かるようにするなど、わかりやすく、市民とともに市政を進める市役所をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
市民とともに市政を進める市役所をつくります	市役所組織の改善	組織・機構の改革 窓口サービスの改善
	計画的な執行管理	計画的な行政施策の展開 事務執行の適正化

主な実施施策の概要

(1) 市役所組織の改善

1) 組織・機構の改革

市民にとってわかりやすく、効率的な組織にするため、定員適正化計画などと整合を図り、各種事務事業を外部へ委託することも視野に入れ、組織・機構の改革を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
組織がわかりやすく、市民にとって利用しやすいものとなっていること(市民の評価点)	2.59/5段階評価	3.00	4.00

2) 窓口サービスの改善

総合案内やワンストップサービス*などの導入により、市民にとってわかりやすく、利用しやすい窓口サービスの改善に努めます。

*ワンストップサービスとは、一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
迅速で明るく、わかりやすい窓口サービスがなされていること(市民の評価点)	2.77/5段階評価	3.50	4.00

(2) 計画的な執行管理

1) 計画的な行政施策の展開

柔軟で効率的な市役所の執行管理体制をつくり、その充実を図ります。また、さまざまな計画との調整や連携を図りながら、施策の重点化と順位づけを行い、PDCA サイクルを活用し、計画的で効率的な施策の展開を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
PDCA サイクルの確立	未実施	実施	拡充

2) 事務執行の適正化

事務事業評価により事務事業の執行方法と成果を毎年度点検し、事務事業の合理化、効率化、統合、廃止などを行い、事務執行の適正化を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
行政評価の実施	事務事業評価の実施	施策・政策レベル評価	-

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇組織の改善意見などを積極的に提案する。
- ◇積極的に市政に関する情報を入手し、市の方針や目的を理解し、共有する。
- ◇事務事業評価や財政状況についての資料など公表されている情報を見る。
- ◇市議会本会議や各種委員会の議事録を読んでもらう。

2 市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります

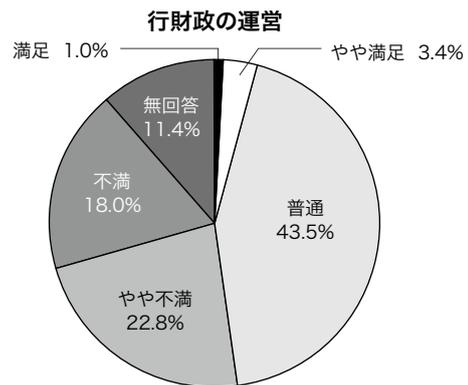
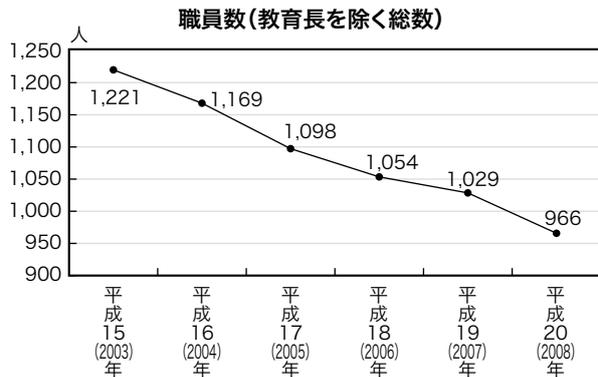
現況と課題

地方分権から自らの地域のことは自らの意思で決定し、自らがその決定に対し責任も持つという地域主権へと変わりつつあります。

その一方、経済の低成長などの影響を受け、市税収入が年々減少しており、財政は極めて厳しい状況が続いています。

本市では、厳しい財政状況を改善するために、行財政改革に努めていますが、今後、安定した市の経営を維持していくためには、さらに、効率的で効果的な行財政運営が求められています。

そのためには、一人ひとりの職員の意識改革など、職員の人材育成や適正な人事管理、行財政運営の改善、電子自治体への取り組みをさらに進めるとともに、周辺市との都市間連携を強化し、市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくる必要があります。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇効率的・効果的な行財政運営の推進が必要（市民会議）

基本方針

市役所の仕事に強い意欲を持つ職員を育てるとともに、業務を効率的に行えるよう、ICT化や周辺都市との協力の強化を含め、市役所の事務の改善や経費の抑制などにより行財政改革を進め、市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
市民に信頼される効率的で効果的な市役所をつくります	効率的、効果的な行政運営	職員の人材育成と適正な人事管理 行財政運営の改善
	電子自治体の推進	ICT(情報通信技術)化の推進 電子行政による効率化
	都市間連携の強化	広域連携の推進 共同事業の拡充

主な実施施策の概要

(1) 効率的、効果的な行政運営

1) 職員の人材育成と適正な人事管理

「門真市人材育成基本方針」に基づき、市民とともにまちづくりに取り組む元気な職員を育成するとともに、職員と市役所が元気になる総合的、戦略的な人事管理制度の導入に取り組みます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
人事評価制度の実施	課長・次長級実施	管理職全てに拡充	全職員に拡大
定員適正化計画に基づく適正な定数管理	第2次定員適正化計画に基づく適正な定数管理	第3次定員適正化計画に基づく適正な定数管理	-

2) 行財政運営の改善

「門真市財政健全化計画（案）」に掲げる「行財政改革推進計画編」、「緊急財政改善計画編」、「国民健康保険事業特別会計収支改善計画編」について、一体的に継続して取り組むことにより、財政の健全化を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
連結実質赤字比率の改善	14.78%	12%	8%
無駄を省いた、健全で効率的な財政運営がなされていること (市民の評価点)	2.40/5段階評価	3.00	4.00

(2) 電子自治体の推進

1) ICT（情報通信技術）化の推進

市役所に行かなくても多様な行政サービスを受けることができるよう、個人のプライバシーに関する情報の安全性を確保しながら、電子申請等ができるようにするなど、市役所のICT化を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
基幹業務のオープンシステムの導入	未実施	実施	-
電子申請システムの導入	未実施	実施	-
電子入札の導入	未実施	実施	-
電子決裁の導入	未実施	検討	実施

2) 電子行政による効率化

行政事務の効率化をめざし、他の自治体とのシステムの共同調達や委託を進め、コスト削減や維持管理業務の煩雑さの解消に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
共同調達の実施	未実施	一部実施	実施

(3) 都市間連携の強化

1) 広域連携の推進

広域連携における本市の役割を明確にしつつ、周辺市との事務の共同化など、行政区域を越えた広域的な連携を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
行政協定件数	19件	拡充	拡充

2) 共同事業の拡充

北河内7市をはじめ、周辺市などとの連携や協力体制を強化するとともに、イベントなどの共同開催、公共施設の相互利用の促進に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
公共施設の相互利用数	1件(図書館)	拡充	拡充

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇税金や保険料などの納め忘れをなくす。
- ◇市役所が進めている財政運営について、理解するとともに、要望や意見を伝える。



キッズサポーターの活動

第2章

将来を担う子どもが育つ 教育力のあるまち

第1節 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります

- 1 子どもを健やかに育む環境をつくります
- 2 子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくります

第2節 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

- 1 みんなで子どもの健康な心や体をつくります
- 2 子どもの学びの意欲を育む学校をつくります

第1節 安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくりま

1 子どもを健やかに育む環境をつくりま

現況と課題

女性の社会進出、就労形態の多様化が進むにつれ、子どもを育てる環境は大きく変化しています。

本市においても、就労中または就労を希望する母親が増加していることから、それを支える保育サービスなど子育て支援環境の充実が求められています。

また、少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世帯への経済的な支援や妊娠期を含めた子育て期間中の母子の健康づくりを支援することも求められています。

今後、「門真市次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもを健やかに育む環境をつくる必要があります。

市民会議などでの意見や提案

◇子どもを安心して産み育てることができる環境整備が必要（市民会議）

基本方針

子育て支援環境を充実するとともに、母子の健康づくりを支援し、子どもを健やかに産み、育てることができる環境をつくりま

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
子どもを健やかに育む環境をつくりま	子育て支援環境の充実	子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 児童の健全育成の支援
	母子保健の充実	子どもや母親の健康づくりの支援 小児医療の充実

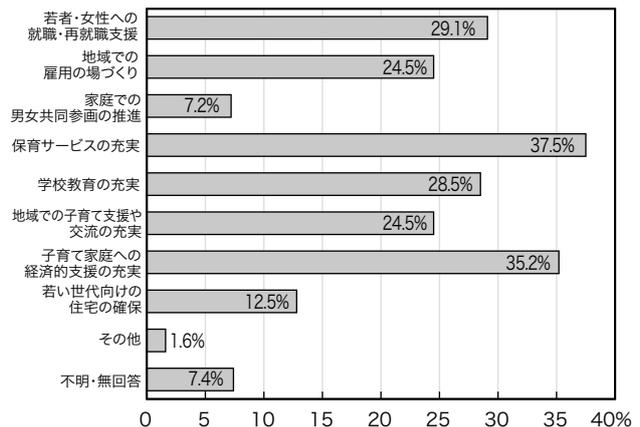
主な実施施策の概要

(1) 子育て支援環境の充実

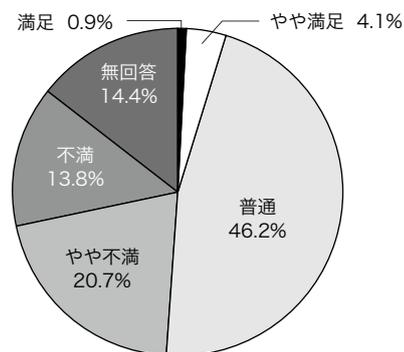
1) 子育て支援サービスの充実

なかよし広場や地域子育て支援センター、公立保育所3園での地域子育て担当保育士を中心に、子育て中の親子が気軽につどい、子育てについて相談できる環境を充実するとともに、子育てを経験した市民などの協力を得ながら、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。

子育て支援で望まれていること



子どもを産み、育てやすいまちづくり



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
ファミリー・サポート・センター*登録人数	235人	300人	350人
地域子育て支援拠点数(市独自事業含む)	5箇所	拡充	拡充

*ファミリー・サポート・センターとは、一定のルールのもとで、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助ができる人(協力会員)が、会員になって行う有償制のボランティア活動のこと

2) 保育サービスの充実

今後の保育対象児童数の推移や保育へのニーズを視野に入れつつ、通常保育、延長保育、休日保育、一時預かりなどのサービスについて公・私立保育所やその他の保育施設の役割を検討する中で、ニーズに対応した運営やサービスの充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができていくこと(市民の評価点)	2.50/5段階評価	3.00	4.00
一時預かり実施園数	5園	8園	8園

3) 児童の健全育成の支援

小学校児童を対象に健全育成を図ることを目的として、全小学校において放課後児童クラブを開設しており、今後も利用ニーズに対応した取り組みを進めます。また、放課後子ども教室をはじめ、地域において子どもが安全に過ごすことができる居場所づくりをNPO、地域ボランティア、関係機関と連携して取り組みます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
放課後子ども教室実施箇所数	2校	全校	全校

(2) 母子保健の充実

1) 子どもや母親の健康づくりの支援

新生児や乳幼児への健康診査に参加しやすい体制整備を行うなど、受診率向上に向けた取り組みを行うとともに、医療証発行による乳幼児医療費助成対象年齢の拡充などにより、安心して子どもを産み育てることができるよう環境づくりに努めます。また、妊娠期の母親への保健・医療施策の充実に取り組み、子どもや母親の健康づくりの支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
乳幼児健診率(4ヶ月児健診)	90%	93%	95%
医療証発行による乳幼児医療費助成対象年齢	4歳未満児まで	就学前まで	-

2) 小児医療の充実

体調が変化しやすい子どもに対して、今後もかかりつけ医の普及や広域小児救急医療体制の整備について関係機関と連携して取り組みます。また、あわせて電話相談の活用や事故防止などの知識の普及に取り組みます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
0歳から小学校6年生まででかかりつけ医を持っている人の割合	78.6%	80%	85%

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせる。
- ◇保育所や放課後児童クラブなどの行事に積極的に参加し、子どもの健やかな成長を見守る。
- ◇子育てに関する不安や悩みは抱え込まず、つどいの広場など交流場所を活用し、相談する。
- ◇民生委員児童委員などを中心に、地域の子育て・子育て支援のネットワークを充実する。
- ◇子どものかかりつけ医を持つ。
- ◇子どもが救急医療機関にかかる際は、電話相談なども活用する。
- ◇妊婦健診を受診する。

2 子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくります

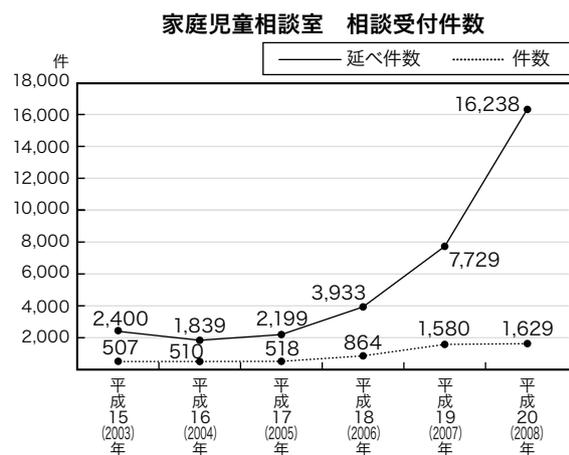
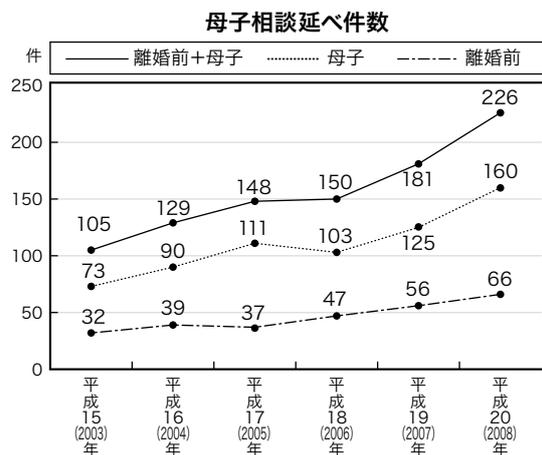
現況と課題

少子高齢化が進む中、本市においても、合計特殊出生率は低下していないものの、市全体としての子どもの数は減少しています。また、それに加え地域での人と人の関わりが希薄化し、子育てで不安を抱える親も増えてきています。

そのため、“子育て”だけでなく、子どもを育てる親自らが子育てを通じて親としての力をつける“親育ち”が必要であるという声も高まってきています。

また、児童虐待などの子育て相談の増加にとともに、関係機関と連携した迅速で適切な対応が求められています。

援助が必要な家庭への支援や子どもが交通事故や犯罪などの被害者とならないよう、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、みんなで子育てを支援し、子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくる必要があります。



市民会議などでの意見や提案

◇子育てを通じて親自身が成長することができる親育ちへの環境整備が必要（市民会議）

基本方針

地域の子育て力を向上させ、“親育ち”を支援するとともに、地域の中で子どもが安全でのびのびと育つ環境をつくり、子どもを安心して、楽しく育む家庭や地域をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
子どもを安心して、楽しく育てる家庭や地域をつくります	援助が必要な家庭の支援	相談体制の充実 ひとり親家庭などへの自立支援
	子どもの安心な暮らしづくり	子どもの安全を守る活動の推進 子どものための遊び場の充実
	みんなで支える子育て環境づくり	地域での子育て支援ネットワークづくり 世代間交流の促進

主な実施施策の概要

(1) 援助が必要な家庭の支援

1) 相談体制の充実

虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、学校や地域、関係機関との連携を強化するとともに、相談体制を充実します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
家庭児童相談室における専門職員の配置人数(非常勤を除く)	4人	6人	8人

2) ひとり親家庭などへの自立支援

「門真市母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子自立支援員による相談事業や就労支援、経済的支援などの取り組みにより、ひとり親家庭などへの自立支援を総合的・計画的に進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
教育訓練給付金の給付人数	0人	5人	8人

(2) 子どもの安心な暮らしづくり

1) 子どもの安全を守る活動の推進

学校での交通安全教室の開催をはじめパンフレットの配布などによる交通安全教育活動や子ども安全見守り隊の活動、「子ども110番の家」の充実など、今後も、学校、家庭及び地域や関係団体との連携や協力により、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守る活動を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
子ども110番の家協力家庭数	762件	900件	拡充
キッズサポーター登録者数	1,823人	2,000人	拡充

2) 子どものための遊び場の充実

家庭や地域、市役所みんなが協力して、市内の公園や広場、周辺にある大きな公園を安心して利用できるようにしていくとともに、学校の校庭開放など子どもの遊び場の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
小学校の校庭開放年間回数	50回/校	70回/校	90回/校

(3) みんなで支える子育て環境づくり

1) 地域での子育て支援ネットワークづくり

子育てを通じて親自らも育つ環境づくりを視野に入れ、子育てに意欲のある市民の育成や市民主体の子育て活動を支援し、連携を促進することにより、地域での子育て支援ネットワークづくりを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
子育てNPO法人団体数	9団体	10団体	15団体
「かどま・子ども家庭サポーターの会」の活動人数	19人 (平成19(2007)年度末)	拡充	拡充

2) 世代間交流の促進

世代を超えた交流が深まるよう、児童・生徒と地域の高齢者などとの世代間交流の促進を支援します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
世代間交流の件数	50件	65件	80件

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇子どもが健全に育ち、温かさを感じる家庭の環境をつくる。
- ◇地域の子どもは地域で育てる意識を醸成するとともに、子ども避難所や子ども110番の家など、地域で子育て中の親子を見守る体制を充実する。
- ◇子どもたちが積極的に参加できる多世代交流や体験活動を実施する。
- ◇地域の危険箇所の見回りなどを行い、関係機関などと情報を共有する。
- ◇事業者は、育児・介護休業制度を充実するなど、子育て中の親が仕事と家庭（子育て）の両立がしやすい職場環境をつくる。
- ◇子どもや保護者は、悩みや不安は抱え込まず、気軽に地域の中で相談する。
- ◇地域でのさまざまなネットワークを活用し、子どもや親の見守り、相談しやすい環境づくりなどの子育て支援活動を行う。



世代間交流（高齢者と子どもの交流）

第2節 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

2

第2節

心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

1 みんなで子どもの健康な心や体をつくります

現況と課題

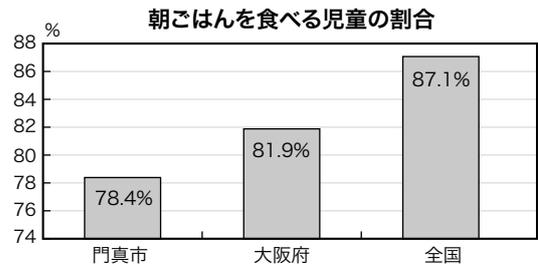
幼児期は、心や体の発達や基礎的な生活習慣を身につける大切な時期です。しかし、近年、少子化や核家族化なども影響し、子どもを適切にしつけられない家庭が増え、また、地域においてもつながりが希薄化するなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

また、近年の児童・生徒の生活習慣は大きく変わってきており、生活が夜型化するとともに、朝食を食べない子どもやイライラ感を訴える子どもが少なくない状況になっています。

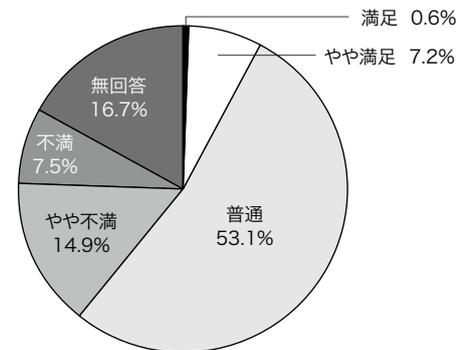
さらに、深夜に営業する店の増加やインターネット、携帯電話の普及など、青少年をとりまく環境は大きく変化し、刃物などを使った暴力、性非行や薬物の乱用など、青少年の問題行動が多様化するとともに、低年齢化の傾向にあります。

本市では、保護者や地域、学校との連携による教育や家庭、地域の教育力の向上などを重視すべきであるという市民の声も高まっており、家庭や地域が協力し、子ども自らが学ぶ意欲と心豊かでたくましく生きるための健康や体力を持った子どもを育てていくことが求められています。

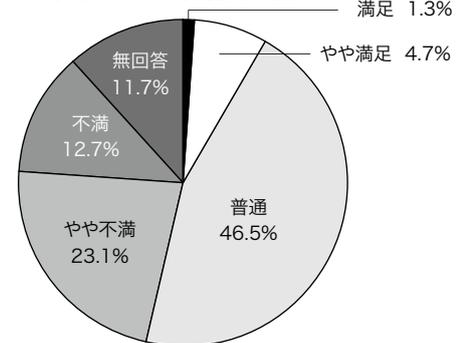
そのため、教育環境の充実や健康な体づくり、青少年の健全育成などを進め、みんなで子どもの健康な心や体をつくる必要があります。



保護者、地域、学校の連携による教育の推進



家庭や地域の教育力の向上



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇教育力の向上や家庭・地域・学校の連携強化による子どもの教育環境の改善が必要（市民会議）

基本方針

家庭や地域、幼稚園、学校などが協力して子どもへの教育力を高め、学校における保健活動や給食を充実し、食育を進めるとともに、社会全体で青少年を健やかに育むことにより、子どもの健康な心や体をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
みんなで子どもの健康な心や体をつくります	子どもの教育環境の充実	幼児(就学前)教育の充実
		家庭や地域と連携した教育力の強化
		相談体制の充実
	健康な体づくり	学校保健の充実
		生活習慣の定着と食育の充実
	青少年の健全育成	青少年を健やかに育む環境づくり
		青少年が活躍できる場づくり

主な実施施策の概要

(1) 子どもの教育環境の充実

1) 幼児(就学前)教育の充実

公立幼稚園のあり方の見直しや幼児教育の総合的な振興のため、幼稚園、保育所共通のカリキュラムの研究を行うとともに、小学校と連携を図りながら、幼稚園や保育所での集団生活や学びの基礎をつくる教育を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
幼保と交流する小中学校の比率	66.7%	100%	100%
幼保共通カリキュラムの充実	未作成	作成及び実施	カリキュラムの見直し

2) 家庭や地域と連携した教育力の強化

全中学校区にある学校支援地域本部を活用し、家庭、学校、地域の連携を強化するとともに、地域での学校支援活動を通じて豊かな人間関係づくりと地域の教育力の向上に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
学校支援地域本部*事業の活動状況	一部実施	実施	拡充

*学校支援地域本部とは、地域全体で学校教育を支援し、子どもの学力や学習環境の向上を目的として、学校支援協議会、学校支援コーディネーター、学校支援ボランティアで組織するもの

3) 相談体制の充実

思春期の心の動きは繊細であり、どんな子どもでも環境の変化によっては、不登校や問題行動をとる可能性もあるため、関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる指導体制と相談体制をさらに充実するように努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
不登校児童・生徒数	現状を1とし	3/4	1/2

(2) 健康な体づくり

1) 学校保健の充実

児童・生徒の性に関する指導や健康づくりの推進を図るとともに、交通安全指導をはじめとする健康・安全教育、疾病の予防、健康に対する保健指導、健康診断や保健管理の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
学校保健委員会の設置率	40%	100%	100%

2) 生活習慣の定着と食育の充実

家庭や地域、学校が連携し、「早寝早起き朝ごはん運動」など、基本的な生活習慣の定着に向けた啓発活動を進めます。また、関係機関との連携により、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じて豊かな人間性を築くなど食育を進め、食に関する学習の機会の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
朝ごはんを毎日食べる子ども(小6)の割合	78.4%	大阪府平均	全国平均

(3) 青少年の健全育成

1) 青少年を健やかに育む環境づくり

市民や企業の協力を得て、有害環境の排除の取り組みを強化するとともに、青少年指導員による街頭啓発や門真地区少年補導連絡会の活動などにより、青少年（小学生から18歳を対象）の非行化防止に努めます。また、いじめや不登校問題など青少年に関する相談体制や親子の共同体験活動の場を充実するとともに、学校支援地域本部などと連携し、放課後や休日における青少年主な実施施策の概要の教育や健全育成の場を確保し、青少年を健やかに育む環境づくりに努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
少年補導センターの設置	未設置	設置	充実
青少年相談の週間実施日数	5日	6日	6日

2) 青少年が活躍できる場づくり

学校で得がたい集団活動や体験学習をとおして青少年の健全な育成を図るため、青少年団体の活動の活性化や青少年活動指導者を養成するとともに、「青少年の主張」や「児童書展示会」などさまざまな子どもを対象とした文化やスポーツ振興活動を活性化し、青少年が活躍できる場づくりに努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
「青少年の主張」の参加率*	30.5%	35%	40%

*「青少年の主張」の参加率とは、全小・中学校の児童・生徒のうち作文を提出した児童・生徒の割合のこと

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇親が就学前教育の必要性和重要性を理解するとともに、乳幼児への教育に関心をもち、子どもの手本となる行動をする。
- ◇乳幼児が絵本などに親しむ環境や子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせるなど子どもの健全な発達を促す環境をつくる。
- ◇日頃から子どもとの会話に努め、意思の疎通を図るとともに、子どもの発想を大切に、個性に対する理解と寛容さを示す。
- ◇いじめなどに関する情報の提供や子どもからの合図を早く察知する。
- ◇事業者や大学、地域が連携し、子どもを対象とした教室の開催や職業体験の場を提供する。
- ◇家庭で食育や健康に対する関心を深め、子どもに食物の大切さを教え、正しい食習慣が身につくようにするとともに、子どもの環境・衛生状態に留意する。

2 子どもの学びの意欲を育む学校をつくります

現況と課題

情報化や核家族化、少子化など社会の構造の変化にと
もない、子どもをとりまく環境が大きく変化しています。
これまで、子どもは、友だちとの遊びや家族とのふれあ
いなどを通して生活の知恵を学び、社会性を身につけて
きましたが、社会全般の規範意識の低下や友だちとかか
わることが苦手な子どもの増加に見られるように、現代
は、人間関係や社会性が生まれにくい環境にあります。

本市においては、自ら学ぶ力や豊かな心をもつ子ども
の「生きる力」や学力の向上をめざした教育が市民の切
実な声となっています。教職に対する強い情熱や高い指
導力をもつ教職員の確保や育成、子どもたちの学習習慣
の定着とともに、小学校から中学校への継続した学習を
行う小中一貫教育をより効果的に進めるための2小学校
から1中学校に進むことを基本とした学校区の再編も必
要になっています。

子どもが基礎的な学力や自ら学び自ら考える力を確実
に身につけていくとともに、興味、関心を広げ、能力や
個性を伸ばすことができるよう、子どもの学びの意欲を
育む学校をつくる必要があります。

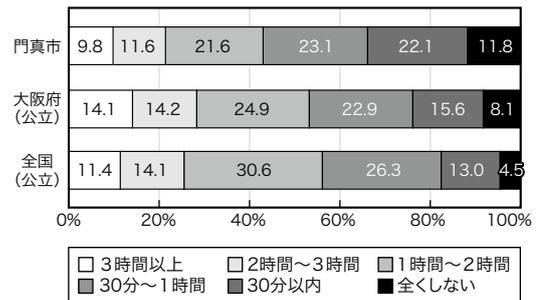
市民会議などでの意見や提案

- ◇生きる力と豊かな心を育む教育の推進が必要（市民会議）
- ◇学力の向上をめざした教育の推進が必要（市民会議）

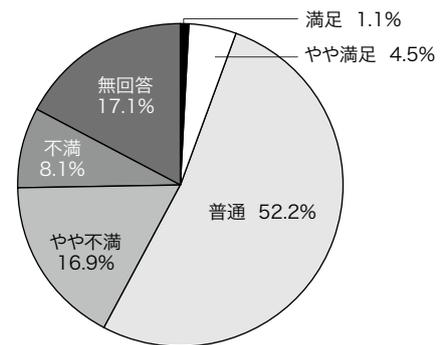
基本方針

優れた教職員の育成や子どもの学習習慣の定着など
により、子どもの基礎学力の向上を図るとともに、創造性
や社会性を育む教育や学校施設を充実し、地域、保護者
との連携を深めながら、子どもの学びの意欲を育む学校
をつくります。

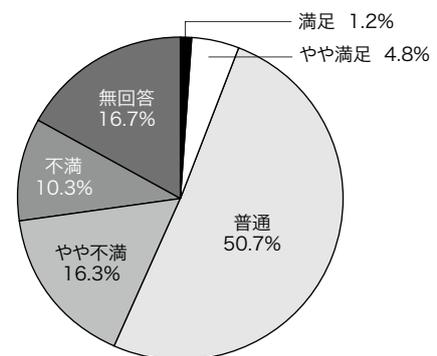
学校外での学習時間(小学校)



学校施設等の充実



子どもの個性と可能性を伸ばす教育の推進



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる
市民意識調査

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
子どもの学びの意欲を育む学校をつくります	児童・生徒の確かな学力の育成	優れた教職員の育成
		わかる授業の推進
		特別支援教育の充実
		自ら学ぶ力の育成
	創造性や社会性を育む学校教育の推進	特色ある学校づくり
		人権教育の推進
		豊かな心や人間関係を築く力を育む教育の推進
	学校施設の充実	学校規模の適正化
		校舎などの耐震化
学校施設・設備の充実		

主な実施施策の概要

(1) 児童・生徒の確かな学力の育成

1) 優れた教職員の育成

教職員の人材確保に努めるとともに、教職員研修を通じて、教職に対する強い情熱や教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を備えるなど、高い指導力と意欲をもつ教職員の育成に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
研究授業実施延べ人数比率(各校平均)	43%	70%	100%

2) わかる授業の推進

学習指導要領などの教育制度の改革に合わせ、児童・生徒の学力向上を図るためのカリキュラムの研究を行うとともに、ICT機器*の有効活用により効果的な授業を展開します。

また、小中一貫教育を進めることにより、より連続的な一貫性のある教育を行い、確かな学力の向上に努めます。

* ICT 機器とは、「わかる」授業をめざし、学習目標を効果的に達成するための手段としてのコンピュータや電子情報ボードなどのこと

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
小中一貫教育の充実	校区連携組織の立ち上げ	授業交流・合同授業研究	各校区におけるめざす子ども像の達成に向けた取り組みの確立

3) 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、ともに学び、ともに生きる好ましい人間関係の育成に努めるとともに、全ての障がいのある児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細やかな指導に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
個別の教育支援計画作成率(通常学級在籍)	23%(平成21(2009)年度)	100%	100%

4) 自ら学ぶ力の育成

学習習慣を定着させる学習指導や家庭学習のあり方について啓発するとともに、学習意欲がある児童・生徒に対して地域、保護者の協力を得ながら、学校に安全・安心な居場所を設置し、自学自習の機会の提供を推進します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
サタスタ事業*の対象学年	小学校:4・5年 中学校:2年	小学校:4・5・6年 中学校:2・3年	小学校:4・5・6年 中学校:1・2・3年
まなび舎事業*の実施校数	Kids(2校) Youth(2校)	Kids(全校) Youth(全校)	Kids(全校) Youth(全校)

*サタスタ事業とは、「かどま土曜自学自習室サタスタ」の略で、学校支援地域本部と連携して、小・中学校で自学自習室を開設し、学習支援アドバイザーなどの配置により、学力の向上を図ることを目的として実施するもの

*まなび舎事業とは、小・中学校において、学生や退職教員などからなる学習支援アドバイザーが、放課後などに児童・生徒の学力向上と学習習慣の定着を図ることを目的として実施するもの

(2) 創造性や社会性を育む学校教育の推進

1) 特色ある学校づくり

国際化や情報化に対応できる優れたコミュニケーション能力を持つ児童・生徒の育成をめざし、知的活動や感性の基盤となる言語活動を重視して授業改善に取り組むとともに、学校の裁量を広げ、地域の支援を得ながらさまざまな創造性や社会性を育む特色ある学校づくりを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
生徒の発言や活動を大切に授業を行っている学校比率(中学校)	57%	75%	100%

2) 人権教育の推進

すべての児童・生徒に対してあらゆる人権問題について認識を深めるため、視聴覚教材や図書などを充実するとともに、参加・体験型学習を取り入れるなど指導方法を改善し、効果的に人権感覚・人権意識を高める教育を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
参加体験学習を取り入れた人権教育の充実	一部実施	全校実施	全校実施

3) 豊かな心や人間関係を築く力を育む教育の推進

ボランティア活動などの社会体験学習、道徳教育、小学校と幼稚園・保育所との連携教育、中学校での保育体験学習、異年齢交流学習、自然体験活動学習などを通じ、思いやりの心を育み、あたたかい人間関係を築く力の基礎を培う教育を進めます。

また、子どもたちが豊かな感性や情緒を育み、読解力を養うため、読書活動機会の充実や習慣化を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
道徳教育の充実	道徳教育推進教師会議の立ち上げ	道徳研究授業の全校実施	道徳教材作成委員会による自主教材の作成
朝読書の全学級実施校数	小学校12校 中学校1校	全校	全校

(3) 学校施設の充実

1) 学校規模の適正化

門真市学校適正配置審議会の答申をふまえ、学校の適正規模を12～24学級とし、児童・生徒のよりよい教育環境の整備・充実をめざし、学校の統合・校区再編成などにより、学校規模の適正化を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
適正規模の学校の割合	86%	100%	100%

2) 校舎などの耐震化

校舎などの耐震化は、将来を担う児童・生徒の地震時における命を守るとともに、災害時の避難場所ともなるため、将来の増改築や財政負担を考慮しつつ、優先性の高い校舎などから耐震改修の促進を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
小・中学校施設耐震化率	33.7%	100%	100%

3) 学校施設・設備の充実

特別教室や多目的教室などの整備や障がいのある児童・生徒にも十分配慮したバリアフリー*の整備を図るとともに、教育効果を高めるため、情報教育機器など設備の充実や自然エネルギーを活用した環境にやさしい学校づくりに努めます。

*バリアフリーとは、公共施設などにおいて障がいのある人など誰もが使いやすく整備されていること

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
新JIS 規格の机・椅子の整備校数	小学校6校 中学校6校	小学校全校 中学校全校	-

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇子どもの学ぶ意欲を育む家庭をつくる。
- ◇学校の行事などに積極的に参加し、学校と連携して子どもたちのより良い教育環境づくりをする。
- ◇学校支援地域本部に参加し、地域での学校づくりや子どもの教育支援に協力する。
- ◇家庭においても人権や道徳について語り合い意識を高める。
- ◇地域で高齢者と子どもが交流できる場所づくりを進める。



AET（英語指導助手）を活用した授業風景

第3章

安全・安心で快適に暮らせる 明るいまち

第1節 安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくります

- 1 犯罪や事故がないまちをつくります
- 2 火災や事故から人の命を守るまちをつくります
- 3 みんなの命を大切に守る災害に強いまちをつくります

第2節 便利で快適なまちなかをつくります

- 1 便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくります
- 2 いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくります

第1節 安全で安心な暮らしを育む明るいまちをつくりま

1 犯罪や事故がないまちをつくりま

現況と課題

社会情勢の変化にともない犯罪件数の増加とともに、犯罪の凶悪化・低年齢化が進んでおり、最近は、悪質、巧妙な商品販売手口による事件や事故なども多発しています。近年、交通事故件数は減少傾向にあります。自転車など二輪車の事故、高齢者や子どもなどのいわゆる交通弱者の事故は増加する傾向にあります。

交通事故の多くの原因は、運転者の無謀運転や不注意、あるいは歩行者・自転車の交通ルールの無視などによるものといわれています。

本市では、犯罪、事故などを防止するための市民の自主的な活動とともに、防犯カメラの設置などによる環境の整備、交通安全施設の整備、交通安全教育や各種交通安全運動による正しい交通ルールの普及などに努めています。また、市民の消費生活におけるトラブルなどについての相談体制を充実するなど、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを進めています。

しかし、防犯や交通安全の対策を求める市民の声は強く、それぞれの対策を充実し、犯罪や事故がないまちをつくる必要があります。

市民会議などでの意見や提案

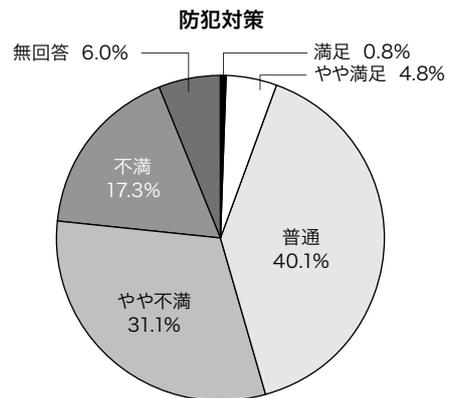
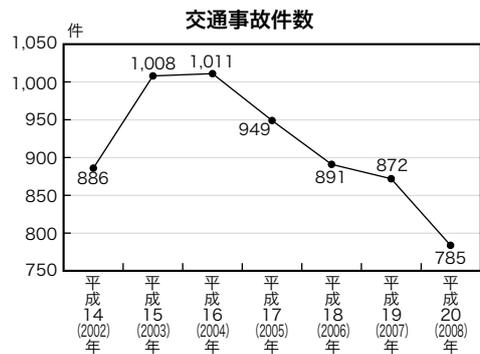
- ◇それぞれの地域で防犯・防災対策を進める必要がある（市民会議）
- ◇安心してどこにでも遊びに行ったりすることができるまちになってほしい（子ども会議）
- ◇交通事故がなく自由にどこへでも行けるまちになってほしい（子ども会議）

基本方針

犯罪や交通事故、悪質な手口の商品販売などについて、注意を呼びかけ、見守りを強化するとともに、事故の危険がある場所を改善し、犯罪や事故がないまちをつくりま。

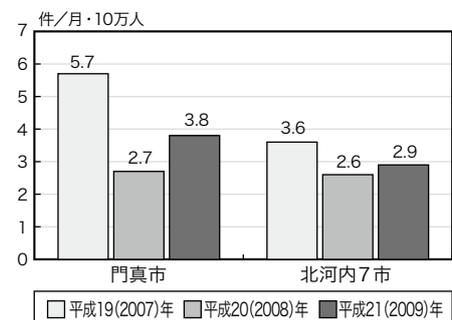
施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
犯罪や事故がないまちをつくりま	防犯対策	防犯思想の普及・啓発と地域の自主防犯活動の育成 明るいまちづくり
	交通安全対策	交通安全意識の高揚 交通安全のための環境づくり
	消費生活対策	消費者意識の高揚 消費者保護対策



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

人口10万人当たり月平均ひったくり件数の推移



主な実施施策の概要

(1) 防犯対策

1) 防犯思想の普及・啓発と地域の自主防犯活動の育成

犯罪の発生と市民の被害を未然に防ぐために、関係機関や民間団体と連携して防犯組織の強化や防犯思想の普及、啓発に努めます。また、関係機関、民間団体と連携し、地域における自主防犯活動の促進に向けた支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
犯罪などに巻き込まれない安心できる環境ができて いること(市民の評価点)	2.37/5段階評価	3.00	3.50

2) 明るいまちづくり

ひったくりなどの街頭犯罪の未然防止のため、地域での一戸一灯運動とともに、センサー付き防犯灯への交換や増設により明るいまちづくりを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
センサー付き防犯灯の設置率	6.9%	7.5%	15%

(2) 交通安全対策

1) 交通安全意識の高揚

親子が一体となったイベントなどの機会を利用し、交通安全教育を実施します。また、小・中学校においても子ども自転車運転免許証交付講習会などの交通安全教育を徹底し、交通ルールを守る子どもの育成に努めます。また、門真市交通安全推進協議会を中心に、関係機関や民間団体と連携しながら、市民への効果的な交通安全運動を展開していきます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
子ども自転車運転免許証交付講習会の開催校数	9校	11校	全校
交通安全教室の年間開催回数	13回	15回	18回

2) 交通安全のための環境づくり

歩行者・自転車通行帯の整備に努めるとともに、道路幅員、交通量などを考慮し、歩道、道路照明灯などの整備を進め、信号機、横断歩道などの設置についても関係機関に要請するとともに、交通安全の啓発活動を実施します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
交通事故年間発生件数	785件	772件	672件

(3) 消費生活対策

1) 消費者意識の高揚

悪質な販売方法によるトラブルや多重債務の未然防止を図るため、消費生活に関する情報の収集や提供を強化し、消費者団体との協働を進めながら消費者意識の高揚に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
消費生活講座の年間開催回数	2回	12回	24回
課題別出前講座の年間開催回数	6回	20回	50回

2) 消費者保護対策

国（消費者庁・国民生活センター）や大阪府消費生活センターなど関係機関と連携を強化し、消費者相談による消費者被害の解消や軽減、早期救済など、消費者保護対策の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
消費者相談解決率	86.1%	90%	100%

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇地域ぐるみの防犯活動を実施するとともに、防犯灯の設置や維持管理を行う。
- ◇家庭で子どもに交通ルールを教えるとともに、自らも交通ルールを守る。
- ◇地域で「ヒヤリ・はっとマップ*」を作成し、地域住民に配布する。
*「ヒヤリ・はっとマップ」とは、ひやっとしたり、はっと驚いたりする危険な場所を地域の人々が情報を持ち寄り、地図の上に表したもの
- ◇事業所などでは、安全運転管理者などの資質の向上を図り、交通ルールを守る体制を整える。
- ◇安全な食品や悪質な販売などにあわないよう、消費者自らが学習し、啓発事業への参加などにより、常に情報を収集し、注意を心がける。
- ◇事業者は、安全で安心な製品の供給に努め、危険や不具合などに対する早急な対応と情報提供を行う。



青色防犯灯

2 火災や事故から人の命を守るまちをつくりまします

現況と課題

都市化が進展するにつれ、都市の火災は大規模化する傾向にある中、本市の火災発生件数は横ばい傾向にあります。今後、災害時に火災が併発することに備えて、消防力の強化が課題となっています。

また、近年、救急搬送の際に受け入れ先が見つからないことなどが社会問題化しており、医師の確保や救急搬送体制の充実、消防署と救急病院の連携強化などの対応が求められています。

守口市門真市消防組合では、他市に比べ救急要請から救急車が現場に到着するまでの時間は短いものの、さらに高齢者が増える今後は、医療機関との連携を強化するなど救急対策を一層充実していくことが求められています。

また、現在、市内の市民が多く利用する主要な公共施設を中心にAED(自動体外式除細動器)の設置を図っており、今後は、さらに民間施設なども含め、設置の促進を図っていくことが必要です。

このようなことから、消防体制や救急体制の充実を図り、火災や事故から人の命を守るまちをつくる必要があります。

市民会議などでの意見や提案

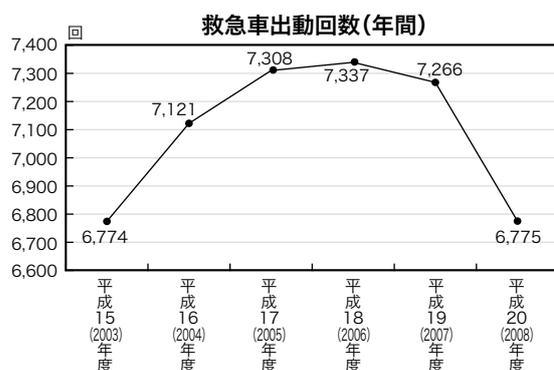
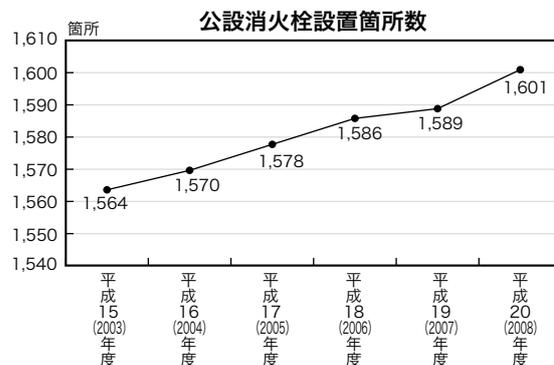
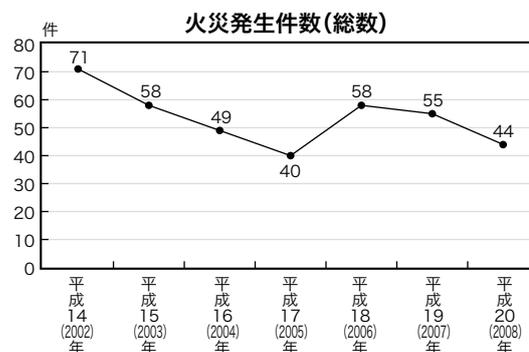
◇災害に強いまちづくりの推進が必要（市民会議）

基本方針

火事を起こさないように、注意を呼びかけるとともに、消防や救急・救助体制の充実、AEDの設置場所の拡大に努め、火災や事故から人の命を守るまちをつくりまします。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
火災や事故から人の命を守るまちをつくりまします	消防体制の充実	火災予防(防火)意識の高揚
		消防力の向上
	救急体制の充実	救急・救助体制の充実
		救命対策の充実



主な実施施策の概要

(1) 消防体制の充実

1) 火災予防（防火）意識の高揚

守口市門真市消防組合と連携し、市民の火災予防（防火）意識の高揚を図るため、広報活動を積極的に進めるとともに、防火対象物及び危険物施設の予防査察の強化などにより、予防措置の徹底と自主保安体制の整備を促進します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
火災年間発生件数	44件	減少	減少

2) 消防力の向上

災害時の消防力を向上させるため、消防車輛・消防機器などや情報通信システムの整備を進めるとともに、複雑化する都市災害に対応できる消防職員の育成及び消防行政にかかる運営の効率化など、今後の組織体制のあり方などを守口市門真市消防組合とともに検討します。また、火災発生時に消防活動が円滑に行えるよう消火栓の設置などをさらに進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
公設消火栓設置箇所数	1,601箇所	拡充	拡充

(2) 救急体制の充実

1) 救急・救助体制の充実

迅速かつ的確な救急救助活動を行えるよう、救急車輛の適正配置について守口市門真市消防組合と検討を行い、必要な資器材の充実を図るとともに、医療機関との連携を密にし、市民からの通報、搬送、医療機関の対応が一体となった救急・救助体制の実現に向けた検討を行います。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
救急救命士のうち気管挿管及び薬剤投与資格者*数の割合(守口市門真市消防組合)	40.8%(20人/49人)	拡充	拡充

*気管挿管資格者とは、原則として成人の心臓機能停止かつ呼吸機能停止の状態で、医師の具体的な指示に基づき気管チューブを用いて気道確保を実施できる者。また、薬剤投与資格者とは、心臓機能停止傷病者のうち一定の条件を満たす場合に医師の具体的な指示に基づき薬剤を授与することができる者。いずれの資格も、処置を行うために必要な知識と技能を修得し、都道府県メディカルコントロール協議会の認定を受けた者である。

<参考>北河内5消防本部の救急救命士のうち気管挿管及び薬剤投与資格者数の割合は44.2%(=80人/181人)

2) 救命対策の充実

AED（自動体外式除細動器）の設置の促進を支援するとともに、適切に救命活動を行えるよう、市民の救命講習の促進を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
AEDの公共施設設置率	51.7%(31/60)	86.7%(52/60)	100%(60/60)
救急・救命講習年間参加者数(守口市門真市消防組合)	1,905人	増加	増加

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇各家庭などで消火器や警報器を設置するなど火災予防対策を行う。
- ◇救急活動が円滑に行えるよう適切に救急車を利用する。
- ◇火災予防訓練などに積極的に参加し、消火栓の取り扱いや救命方法を習得する。
- ◇事業所では、防火管理者や危険物取扱者などの資質の向上を図り、防火体制を充実する。

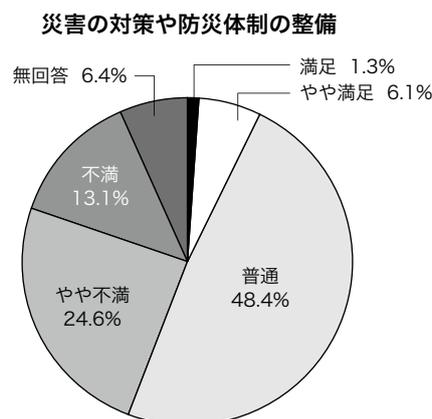
3 みんなの命を大切にする災害に強いまちをつくりまします

現況と課題

地震をはじめとした自然災害や感染症による健康被害など、発生の予測が困難な事象に対する危機管理意識が求められる中、本市においても近い将来発生の可能性がある南海・東南海地震に備え、危機管理体制の充実が求められています。

それとともに、市民自らも自主防災意識を高め、体制を強化する必要があります。

また、本市には、老朽化した木造共同住宅などが建て込んでいる地域があるとともに、もともと低湿地であったことから、地震や水害への対策を強化していく必要があります。あらゆる危機事象に対応できるよう、みんなの命を大切にする災害に強いまちをつくる必要があります。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇災害に強いまちづくりの推進が必要（市民会議）

基本方針

あらゆる危機への管理や地震、水害などの対策を進めるとともに、市民自ら「自分の命は自分で守る」という意識の高揚や地域での自主防災体制を強化し、みんなの命を大切にする災害に強いまちをつくりまします。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
みんなの命を大切にする災害に強いまちをつくりまします	危機管理と災害時対策	危機管理体制の充実 災害情報伝達機能の強化
	市民の自主防災の強化	自主防災意識の高揚 自主防災組織の育成支援
	地震や治水対策の強化	建物の耐震改修の促進 治水対策の強化

主な実施施策の概要

(1) 危機管理と災害時対策

1) 危機管理体制の充実

「国民保護計画」や「地域防災計画」に基づき、自然災害だけではなく、新型インフルエンザや人為的災害など不測の事態に対して災害備蓄品を充実するなど、あらゆる事象に対する危機管理体制の充実に努めます。また、社会福祉法人などと連携し、災害時に要援護者が安心して避難できる効果的な取り組みを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
災害時要援護者支援プランの策定	検討中	策定	-

2) 災害情報伝達機能の強化

災害時に必要な情報を瞬時に市民へ伝達するため、防災無線のデジタル化や同報系無線の設置を行うとともに、FMハナコの瞬時警報システムでの伝達などの強化を行います。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
同報系無線の設置箇所数	0箇所	40箇所	拡充

(2) 市民の自主防災の強化

1) 自主防災意識の高揚

市民自らの災害時への備えが最も大切であり、自らの命は自らが守ることの大切さなど、市民の自主防災意識の高揚に向けた活動を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
自主防災訓練など年間実施回数	15回	拡充	拡充

2) 自主防災組織の育成支援

災害時に、初期消火・救出・救護・避難などの防災活動を地域ぐるみで円滑に行うことができるよう、市民、自治会、消防団など多様な関係機関や団体の相互連携及び地域防災力の強化・向上を図り、さまざまな災害による被害を最小限に食い止めるため、地域の自主防災訓練などの活動を支援します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
自主防災工具の貸与数	30セット	60セット	120セット

(3) 地震や治水対策の強化

1) 建物の耐震改修の促進

震災など災害時の初動活動の拠点となり、避難所などの機能を果たす公共施設の耐震改修とともに、民間建物の耐震診断や建築物などの耐震補強工事に対する助成を実施し、建物の耐震改修を促進します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
公共施設の耐震化率	43.9%	90%	100%
助成制度年間適用件数	9件	15件	20件

2) 治水対策の強化

浸水による被害を防止するため、公共下水道の整備とともに、「寝屋川流域整備計画」に基づく寝屋川流域の総合治水対策を進めるため、民間施設の協力も得ながら「門真市水防災基本計画」にしたがい、治水対策を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
雨水貯留浸透施設の総貯水量	49,121t	51,121t	54,121t

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇不測の災害や危機に対する備えをし、災害時の避難の方法をそれぞれが理解する。
- ◇地域での自主防災体制を充実させる。
- ◇事業所では、災害時の行動を周知・徹底し、顧客や従業員の安全の確保ができるようにする。
- ◇老朽化した家や事業所などの耐震診断・耐震改修を積極的に行う。
- ◇各事業所などの敷地に大雨時の雨水貯留浸透施設を設置する。

第2節 便利で快適なまちなかをつくりま

1 便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくりま

現況と課題

今、各地では、まちなかにぎわいや活力を確保・維持するために空洞化するまちなかの活性化が課題となっています。

本市は、市域が小さくまとまり、そのなかに鉄道の駅が7つもあるなど、市域全体がまちなかにあるといえ、このまちなかが空洞化しないように、活性化を図っていく必要があります。

このまちなかにおいて便利にまた快適に暮らすためには、上・下水道や道路など、市民の暮らしを支えるまちなかの基盤を充実するとともに、ごみ・し尿の適正な処理が必要です。また、鉄道駅周辺などにおいて、魅力ある市街地を形成するとともに、住宅が密集する地区において災害に強いまちづくりを進める必要があります。

第二京阪道路の開通により、概ね本市の幹線道路の骨格がでありますが、今後は、市内の交通の流れの変化を見極めつつ、市内の幹線道路について、市民がより身近に、安全に利用できる生活道路としての活用を図り、歩いて暮らせるよう、便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくっていく必要があります。

市民会議などでの意見や提案

- ◇市民が誇りに思う都市イメージの形成が必要（市民会議）
- ◇安全で便利に通行できる道路整備が必要（市民会議）

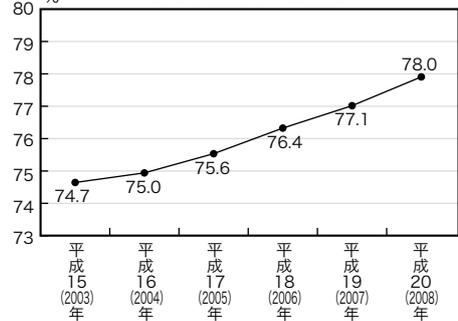
基本方針

まちなかの顔づくりや都市基盤施設の整備とともに、公共交通サービスの充実や道路のバリアフリー化を進め、便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくりま。

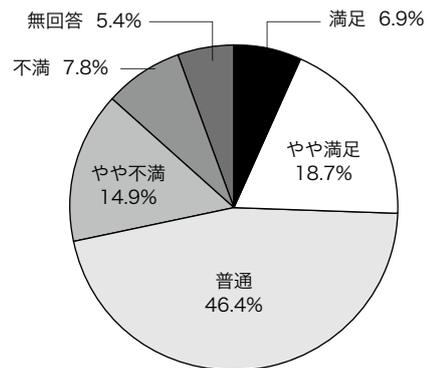
施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
便利で快適な暮らしを支えるまちなかの基盤をつくりま	まちなかの顔づくり	シンボルゾーンの整備 北部地域の災害に強いまちづくり 第二京阪道路沿道の市街地整備
	快適に暮らせる生活基盤の整備	上水道整備と適正な管理・運営 下水道・水路整備と適正な管理 ごみ・し尿処理の適正な処理と施設管理
	道路・交通網の充実	幹線道路の整備 生活道路の整備 公共交通サービスの充実 駅前広場などの整備
	歩いて暮らせるまちづくり	歩行者や自転車の道の整備 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

下水処理人口普及率



幹線道路の整備



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

主な実施施策の概要

(1) まちの顔づくり

1) シンボルゾーンの整備

幸福町・垣内町・中町地区及び門真市駅周辺地域において、市の中心的な都市機能や商業機能、居住機能、公園・緑地機能などを複合的に備えた「北西部まちづくり整備ゾーン」の整備を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
シンボルゾーン基盤整備の進捗率	0%	59%	66%

2) 北部地域の災害に強いまちづくり

北部地域の「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」並びに「防災再開発促進地区」に指定された木造賃貸住宅が密集する地区については、住宅市街地総合整備事業をはじめさまざまな事業手法を統合的に活用し、計画的な市街地整備と良好な住宅建設を誘導します。また、快適な居住環境の確保や防災道路の整備など密集市街地におけるまちづくりの取り組みを全国に発信します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
住宅市街地総合整備事業*の既実施面積	3.7ha	6.0ha	12.2ha

*住宅市街地総合整備事業とは、既成市街地において快適な住環境の創出や都市機能の更新、美しい市街地景観の形成などを図るため、住宅などの整備とともに、道路・公園などの公共施設整備などを総合的に行う事業のこと

3) 第二京阪道路沿道の市街地整備

地下鉄門真駅周辺の「南部まちづくり整備ゾーン」において、大阪モノレールの南伸も視野に入れ、都市機能の誘致などに努めます。また、第二京阪道路沿道の「中部まちづくり整備ゾーン」については、新たな都市機能の誘致など計画的な開発整備を進めるとともに、第二京阪道路の高架下スペースについては、「門真市第二京阪道路高架下等利用計画」に基づき、有効活用を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
まちづくり協議会設立数	1地区	2地区	3地区
高架下における有効活用率	0%	50%	100%

(2) 快適に暮らせる生活基盤の整備

1) 上水道整備と適正な管理・運営

上水道の施設については、拡張の時代から維持管理・更新の時代へと移っており、災害時にも安定して給水できるよう、「門真市水道ビジョン」に基づき配水施設の耐震化を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
配水施設の耐震化率	50%	87%	100%

2) 下水道・水路整備と適正な管理

国道163号以南の第二京阪道路沿道地域を中心に、公共下水道の面的整備と水洗化を進めるとともに、公共下水道施設の老朽化への対応と施設の機能向上が求められていることから、施設の長寿命化・耐震化を図り、適正な維持管理に努めます。また、水路については、「門真市水防災基本計画」や「門真市水路整備全体計画」に基づき、市民の協力を得ながら整備を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
下水道の人口普及率	78%	83%	90%
水路の有効利用延長	16.7km	17.7km	18.7km

3) ごみ・し尿処理の適正な処理と施設管理

ごみ処理施設については、循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制や3R*を進めます。

また、市民と連携し地区別減量化目標の設定を行い、ごみ減量化とともに、危険ごみ・有害ごみなどの適正処理を進め、施設の爆発・火災事故などの防止に努めます。

産業廃棄物については、適正に処理されるよう、府に指導の強化を要請します。

し尿処理施設については、し尿処理量の減少、浄化槽汚泥の適正な処理や浄化汚泥の焼却処理を実施し、施設の適正管理・運営に努めます。

*3Rとは、Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
不法投棄の年間処理件数	453件	430件	408件
し尿の年間総収集量	15,200kl	11,000kl	6,200kl

(3) 道路・交通網の充実

1) 幹線道路の整備

南北道路交通網の強化、生活道路への通過交通の排除、路線バス網の再編をはじめとする道路交通網整備や木造賃貸住宅の建て替え促進などの課題にも対処するため、大和田駅三ツ島線や寝屋川大東線などの都市計画道路を中心とした幹線道路の整備を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
まちの骨格を形成する幹線道路が整備され、他地域へ行くのが便利であること(市民の評価点)	3.02/5段階評価	3.50	4.00

2) 生活道路の整備

住環境の改善と交通サービスの強化を図るため、「門真市生活道路網計画」に基づき、地域内の生活道路の整備を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
安全で便利な道路の整備がなされていること(市民の評価点)	2.55/5段階評価	3.00	3.50
生活道路の整備延長	78.5km	78.9km	79.3km

3) 公共交通サービスの充実

既存の鉄道や路線バスのサービス改善とともに、大阪モノレールの門真市駅以南の延伸や空港リムジンバスなどの広域路線バスの誘致などについて事業者に要望します。また、交通不便地区の解消や交通弱者への対応を促進し、公共交通サービスの充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
バスや鉄道などの公共交通機関が利用しやすいこと(市民の評価点)	3.10/5段階評価	3.50	4.00

4) 駅前広場などの整備

鉄道と路線バスとの乗り継ぎを便利にするため、「北東部まちづくり整備ゾーン」の中心となる大和田駅前広場の整備などを進め、ターミナル機能の向上を図ります。また、自転車を利用する人のモラル向上の啓発とともに、駅周辺に駐輪ラックを整備するなど、放置自転車対策に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
駅周辺の駐輪ラック台数(全駅)	0台	200台	300台
放置自転車の年間撤去台数	8,484台	7,000台	5,500台

(4) 歩いて暮らせるまちづくり

1) 歩行者や自転車の道の整備

鉄道駅周辺など歩行者や自転車で混雑する道路において、既存道路の空間再編などにより、歩行者や自転車の道の整備を進めます。また、大阪中央環状線など大規模自転車道に位置づけられる広域の自転車道ネットワークなどと一体化した「(仮称) 門真市自転車道ネットワーク計画」を策定し、自転車歩行者道ネットワークの整備に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
自転車通行帯*の整備延長	0m	450m	890m

*自転車通行帯とは、自転車歩行者道において、自転車の通行部分を明示し、歩行者と自転車を分離することにより、安全、円滑な通行を確保することを目的とするもの

2) バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

鉄道駅周辺の道路など多くの人が利用する施設においては、市民や事業者などみんなが積極的に協力して、バリアフリー化やユニバーサルデザインも視野に入れたまちづくりを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
公共施設などが誰もが使いやすく整備されていること(市民の評価点)	2.59/5段階評価	3.00	3.50
門真市交通バリアフリー基本構想に基づく特定経路*・準特定経路*の整備率	8%	24%	35%

*特定経路とは、バリアフリー法に基づく移動円滑化基準などに基づき平成22(2010)年度までにバリアフリー化を図る経路のこと
*準特定経路とは、平成22(2010)年度までに整備完了が困難な経路で、将来的にバリアフリー化を図る経路のこと

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇道路の拡幅や工事などに協力をする。
- ◇私道の適正な管理・利用を行う。
- ◇道路に愛着を持ち、行政と連携して清掃などの維持管理を行う。
- ◇調和を考えたまちなみづくりに協力する。
- ◇自転車は駐輪場所に停め、道路上や点字ブロックの上に放置しない。

2 いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくりま

現況と課題

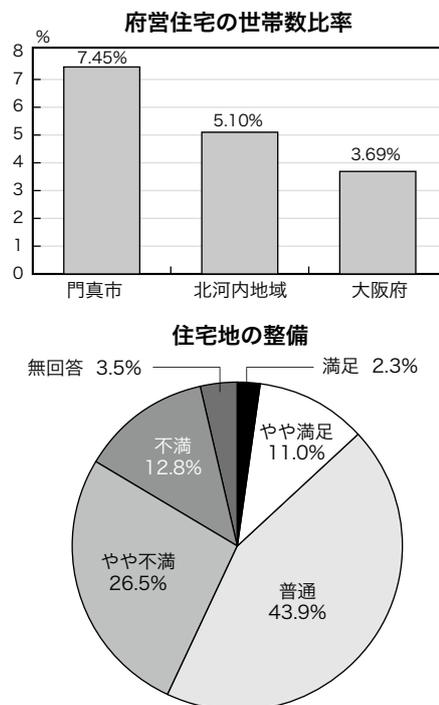
誰もが「住み続けたい」という意識を持ち続けるためには、いつまでも住むことができる良好な住宅の供給を誘導するとともに、住宅の周りについても良好な環境を形成していくことが不可欠です。

本市の住宅事情は、一人あたりの住宅面積など大阪府内でも低い水準にあります。特に、北部地域の木造賃貸住宅は、徐々に建て替えは進んでいますが、未だ多く残っており、狭小過密という問題に加え、老朽化が進行しており、住宅・住環境問題は深刻化しています。

また、南部地域においても、小規模開発による住宅建設が続き、住環境の面での課題を残しています。

公営住宅については、長寿命化や安全・安心面から改善整備を図っていくことが必要です。

今後は、都市計画による適切な土地利用や住環境形成を誘導するとともに、建物の耐震化の促進や子育て家族、高齢者などにとって住みやすい住宅、環境に配慮した住宅の供給を誘導することにより、いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくる必要があります。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇若年ファミリー層がいつまでも「住み続けたい」という定住魅力の創出が必要（市民会議）

基本方針

都市計画によるまちづくりを進めるとともに、家族が定住できる良好な住宅を誘導するなど、住宅・住環境を整備し、いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくりま

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
いつまでも快適に定住できるまちなかの環境をつくりま	計画的なまちづくり	都市計画によるまちづくり 開発行為に対する適切な指導
	住宅・住環境の整備	良好な住環境の誘導 市営住宅の管理と改善整備 府営住宅の改善整備

主な実施施策の概要

(1) 計画的なまちづくり

1) 都市計画によるまちづくり

「門真市都市計画マスタープラン」に基づき、適切な土地利用の誘導や都市計画施設の整備を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
次期都市計画マスタープランの策定	未実施	策定済み	-

2) 開発行為に対する適切な指導

門真市開発指導要綱や関係法令に基づき、開発行為に対する適正な開発指導に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
開発指導要綱に基づく協議成立率	100%	100%	100%

*この指標は、開発事業者からの申請に基づき、開発協議が成立することにより、良好な居住環境と優良な宅地供給が図られるため、継続して指標を100%と設定するものです。

(2) 住宅・住環境の整備

1) 良好な住環境の誘導

「門真市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき既存住宅などの耐震改修を促進するとともに、住宅については、環境やバリアフリーなどに配慮するよう、適切な行政指導を行い、家族がいつまでも住み続けることができる良質な民間住宅の建設を誘導します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
住宅地が整備され、生活しやすい環境ができていくこと(市民の評価点)	2.62/5段階評価	3.00	3.50
建物中間検査の年間受検率	97.4%	100%	100%
建物完了検査の年間受検率	95.6%	100%	100%

2) 市営住宅の管理と改善整備

「門真市営住宅長寿命化計画」に基づき、ストック活用に努め、適正な管理を進めるとともに、「新橋市営住宅再整備基本計画」に基づき、市営住宅の居住環境を改善し、土地の有効活用に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
市内市営住宅の耐震化率	39.6%	39.6%	80.7%
市内市営住宅のバリアフリー化率	34.3%	34.3%	80.7%

3) 府営住宅の改善整備

安全・安心な入居者の暮らしと低炭素化をめざした居住環境を確保するため、耐震改修や建て替えの促進を要請します。また、バランスのとれたまちづくりを促進するため、周辺のまちに配慮した建て替え計画の立案や新婚・子育て世代の入居をあわせて要請します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
市内府営住宅の耐震化率	40.1%	42.5%	75.8%

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇建物の持ち主は、空家の適正な管理に努める。
- ◇老朽化した住宅などの持ち主は、建替えの必要性や耐震化などについて認識を深め、建物の建て替えや耐震化、バリアフリー化などを進める。
- ◇地区計画制度などを活用し、市民が自発的に住環境の維持管理を行う。
- ◇開発指導要綱に基づき、良好な住環境の整備を実施する。

第4章

いきいきと人が輝く 文化薫るまち

第1節 平和な社会を育む共生のまちをつくります

- 1 平和と人権を尊重する環境をつくります
- 2 みんながともに楽しく暮らす環境をつくります

第2節 ワクワクする人や出合いを育む文化のまちをつくります

- 1 生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります
- 2 愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります

第1節 平和な社会を育む共生のまちをつくります

1 平和と人権を尊重する環境をつくります

現況と課題

世界の恒久平和は、全人類共通の願いです。

しかしながら世界各地では紛争やテロが繰り返され、その度に数多くの罪なき犠牲者が出ています。また、核戦争の危機は依然として存在し、近年では、急速にわが国周辺においても核の脅威が高まっており、人類の生存に深刻な問題を与えています。

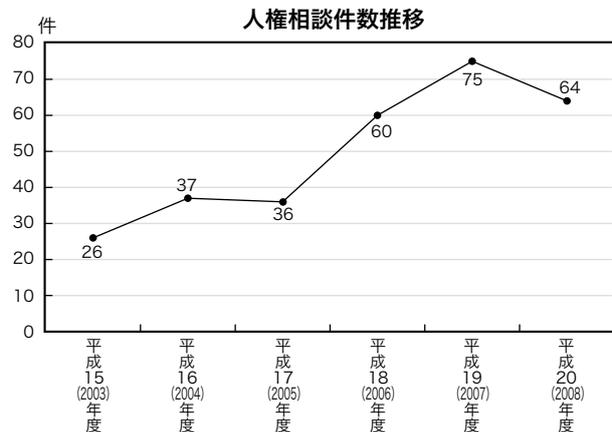
戦争や紛争の背景には、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在があります。すべて

の人々の人権の尊重を基礎として平和な社会を築くことは、市民や市役所が取り組む重要な課題です。

本市は、「非核平和都市」の宣言に基づき、今日の核廃絶に対する世界的な気運の高まりを背景として、世界平和のためのいろいろな取り組みを進めてきています。

また、本市は、「人権擁護都市」の宣言に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解消をめざし、学校や社会教育などを通じて市民への呼びかけをしてきています。

「21世紀を人権の世紀」として定着、発展させるため、家庭、学校、事業者、地域など、あらゆる場や機会を通じて人権にかかる教育・啓発を進めるとともに、平和な社会を育むため、市民自らが学習するための環境づくりを進め、平和と人権を尊重する環境をつくる必要があります。



市民会議などでの意見や提案

◇みんなが助け合ったり、みんなが仲良しのまちがいいなあ～（子ども会議）

基本方針

非核平和の都市づくりや平和を愛する意識の高揚を図るとともに、基本的人権を尊ぶ呼びかけなどの活動を進め、平和と人権を尊重する環境をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
平和と人権を尊重する環境をつくります	非核平和都市の実現	非核平和の都市づくり 平和を愛する意識の高揚
	基本的人権の尊重	人権の擁護 人権尊重の啓発

主な実施施策の概要

(1) 非核平和都市の実現

1) 非核平和の都市づくり

「非核平和都市宣言」の周知をはじめ、世界の恒久平和を願い、平和を愛する国内外の諸都市と連携

して、核兵器の廃絶など世界から武力による戦争をなくすことを市民とともに訴えていきます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
非核平和講演会の年間参加者数	50人	75人	100人

2) 平和を愛する意識の高揚

核兵器がなく、さらに、世界のどこにも戦争のない平和な世界の形成に貢献するため、学校教育や社会教育などを通じて「平和を愛する意識」の高揚を図ります。また、市民による各種の平和推進活動に対し、市民活動の自主性を尊重しつつ適切な支援を行います。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
非核平和行進への支援	実施	実施	実施

(2) 基本的人権の尊重

1) 人権の擁護

「人権擁護都市」の周知をはじめ、世界のすべての人々が平等であり、互いの人権を尊重するという基本的人権尊重理念の一層の定着を図り、市民一人ひとりの基本的人権が保障され、すべての市民が幸せに暮らせるよう、相談などにより人権擁護に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
人権擁護委員の年間相談回数	24回	30回	40回

2) 人権尊重の啓発

人権尊重意識の啓発を進める自主的・主体的な市民組織の育成や人権尊重の啓発活動を進めるとともに、「門真市人権教育推進のための行動計画」に基づき、人権行政の総合化を図り、各種啓発活動や人権教育の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
人権講座の年間開催回数	5回	7回	10回

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇家庭で日頃から平和やいのちの尊さ、人権の大切さについて語り合い、意識を高めるとともに、平和や人権・同和問題などに関する講演会や講習会などに参加し、正しい知識を得る。
- ◇日常から「人権」を意識し、住民一人ひとりが自分の問題として考え、差別をしない、させない地域社会づくりに取り組む。
- ◇事業所では、社会的責任として、人権尊重の視点で企業活動を行うとともに、人権研修を実施するなど、安心して就労し、働くことのできる職場をつくる。
- ◇事業所では、顧客データなどの個人情報の保護・管理を徹底する。
- ◇事業所では、平和を考える行事などの啓発や活動への参加や協力を行う。

2 みんながともに楽しく暮らす環境をつくります

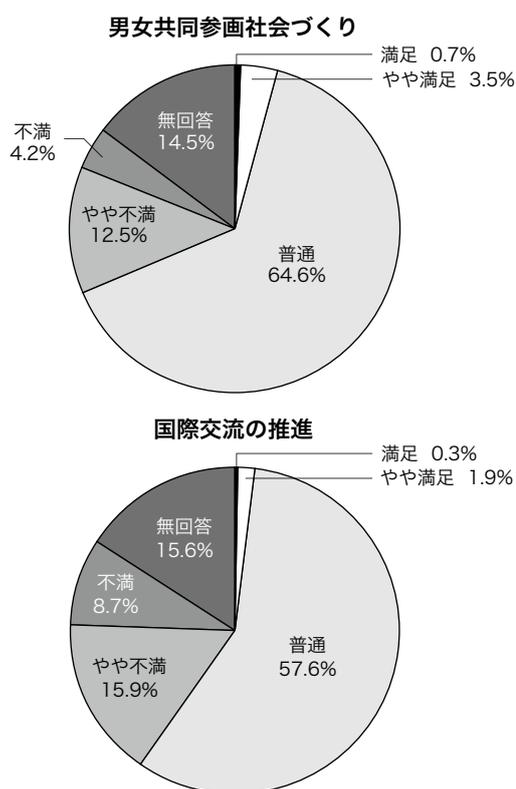
現況と課題

平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会づくりが進められています。

本市においても、「かどま男女共同参画プラン」に基づき、真の男女平等社会の形成をめざし、各種施策を展開していますが、現実の社会には依然として固定的な男女の役割分担意識に基づく慣習や諸制度が根強く残っており、女性の主体的な生き方を困難にしています。

そのため、男女共同参画社会の実現をめざし男女が平等に社会参画できる環境づくりなどを進める必要があります。

また、本市内には外国籍市民の居住も増加してきており、身近な地域で国際化も進展しています。今後も姉妹都市をはじめ外国都市との相互理解と友好を深め、多様な国際交流の促進に努めるとともに、多文化共生社会の形成をめざし、暮らしの文化が異なる外国籍の市民など、みんながともに楽しく暮らす環境づくりが必要です。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇多文化共生・国際交流の促進が必要（市民会議）
- ◇市民のモラルや思いやりの高揚が必要（市民会議）
- ◇みんなが助け合ったり、みんなが仲良しのまちがいいなあ～（子ども会議）

基本方針

男女がともに平等に社会参加・参画できる場を充実するなど、さらに男女共同参画を進めるとともに、みんなが国際感覚を高め、外国籍市民とも互いの暮らしの文化の違いを認めあう多文化共生社会を形成し、みんながともに楽しく暮らす環境をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
みんながともに楽しく暮らす環境をつくります	男女共同参画社会の推進	男女が平等に社会参画できる環境づくり
		労働の場での男女の共同参画
	多文化共生社会の形成と国際交流の促進	ワーク・ライフ・バランスの推進
		多文化共生社会の形成 国際交流の促進

主な実施施策の概要

(1) 男女共同参画社会の推進

1) 男女が平等に社会参画できる環境づくり

あらゆる分野において男女共同参画を進めていくため、政策・方針の立案・決定の場などへの女性の参画を促進するなど、男女が平等に社会参画できる場の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
男女共同参画週間の講座の参加者数	100人	150人	200人

2) 労働の場での男女の共同参画

労働者が性別により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な働き方に応じた適正な労働条件が確保される職場づくりを促進するため、国や府の労働関係機関などと連携し、事業者に対し働きかけを行うとともに、男女がともに雇用の分野で能力を発揮できるよう支援を行います。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
就職差別撤廃月間の啓発研修参加企業数	70社	増加	増加

3) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女それぞれが仕事と私生活を共存させながら、仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動の調和を実現する「ワーク・ライフ・バランス」に向けた取り組みを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
ワーク・ライフ・バランス研修の受入企業数	1社	2社	3社

(2) 多文化共生社会の形成と国際交流の促進

1) 多文化共生社会の形成

国際社会への関心や外国人との相互理解を深めるとともに、外国籍児童・生徒の就学しやすい環境づくりや在住外国人が暮らしやすい環境づくりを進め、多文化共生社会の形成に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
在住外国人と活発に交流できていること(市民の評価点)	2.58/5段階評価	3.00	3.50

2) 国際交流の促進

みんなが国境を越えて互いに尊重し、協力し合うことができるよう、市民の国際感覚の高揚を図り、姉妹都市をはじめ外国都市との交流を進めている民間団体などの国際交流組織の育成に努め、多様な国際交流の促進に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
国外の都市との交流が行われていること(市民の評価点)	2.63/5段階評価	3.00	3.50

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇家庭で日頃から男女の平等性や、国、人種、文化や暮らしの違いなどについて語り合い、意識を高める。
- ◇世界情勢への関心を高める。
- ◇文化や言葉の違いがある人も、暮らしのルールや言葉に馴染むように努力する。
- ◇姉妹都市や友好都市との物産展の実施回数を増やすなど、交流への協力と理解を促す。

第2節 ワクワクする人や出会いを育む文化のまちをつくります

1 生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります

現況と課題

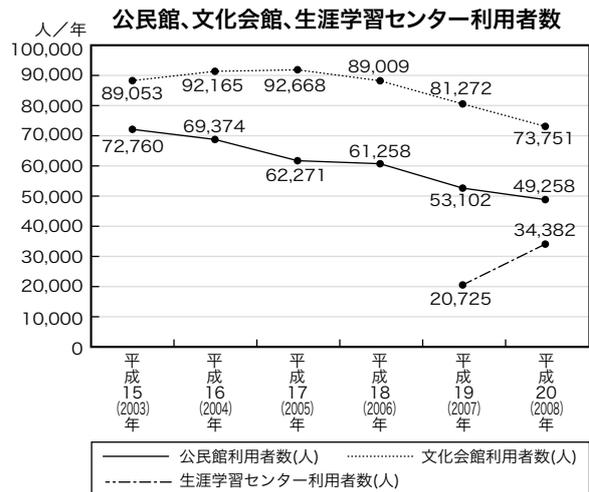
子どもから高齢者までみんなが、楽しく、生きがいのある人生をおくるために、心豊かに生きるための学習の機会とともに、世代や地域、学校、職業などの枠を越えて、学びや活動を通じて仲間づくりができる場など、生涯を通じて学び、出会うことができる環境づくりが求められています。

また、健康づくりから本格的な競技・スポーツに至るまで多様なスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりも求められています。

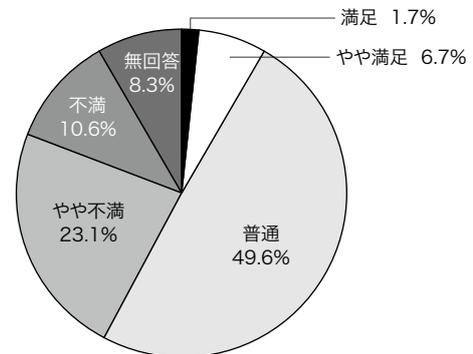
本市では、従来からこれらの活動をする場として図書館や文化会館、体育館、青少年運動広場、テニスコートなどがありましたが、さらに、門真市民プラザに開設された生涯学習センターや市立図書館門真市民プラザ分館、体育館、グラウンドなどにより、生涯をとおして学んだり、スポーツを楽しむ環境が充実してきています。

しかし、ライフスタイルに応じた生涯学習やスポーツに親しめる環境、公民館・図書館・体育館などの整備について、満足しているという市民の声は僅かです。

生涯学習環境の充実や市民スポーツの振興を図るなど、生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくる必要があります。



スポーツに親しめる環境づくり



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇他市に比較して生涯学習環境に乏しいのでは（市民意識調査）

基本方針

社会教育やスポーツ活動の推進体制とともに、学びやスポーツを楽しむ機会や場を充実し、生涯学習環境や生涯スポーツの振興に努め、生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
生涯にわたり学習や仲間づくりができる環境をつくります	生涯学習環境の充実	社会教育推進体制の充実 図書館活動の充実 公民館など活動の充実
	市民スポーツの振興	スポーツ活動推進体制の充実 市民のスポーツ・レクリエーション活動への支援

主な実施施策の概要

(1) 生涯学習環境の充実

1) 社会教育推進体制の充実

門真市民プラザに開設した生涯学習センターや市立図書館門真市民プラザ分館の機能を活かし、図書館本館や公民館、文化会館、学校、各種教育機関などとのネットワーク化を図ります。

また、市民が講習などで得た学習成果を発表し、地域での自主的なボランティア活動などに活かせる環境を整備するとともに、熱意ある指導者の発掘と育成などを図り、社会教育推進体制の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
生涯学習基本計画の策定	未策定	策定	—

2) 図書館活動の充実

広域図書館サービスネットワークの活用を促進するとともに、読書相談業務の強化や図書館資料、視聴覚資料の充実、障がいのある人や子どもが本に親しむためのサービスや環境を充実し、市民の期待に応えることができる図書館サービスに努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
年間貸出点数	408,236点	480,000点	600,000点
登録者数	47,491人	50,000人	60,000人

3) 公民館など活動の充実

ますます多様化・高度化する市民の学習・文化要求に応えるため、あらゆる人々が自ら進んで学習し、自己を高め、仲間と集うことができるさまざまな学習機会や情報の提供に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
サークル活動の登録団体数	218団体	260団体	300団体

(2) 市民スポーツの振興

1) スポーツ活動推進体制の充実

門真市民プラザ体育館やグラウンド、なみはやドームなどの機能を活かし、各種スポーツ団体や関係機関などとのネットワーク化を図るとともに、さまざまなスポーツ活動の指導者を育成することにより、スポーツ活動を促進します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
スポーツ団体登録数	300団体	370団体	390団体

2) 市民のスポーツ・レクリエーション活動への支援

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、地域におけるスポーツ教室や魅力あるスポーツイベント、総合型地域スポーツクラブ*などの活動促進に努めるとともに、学校体育施設の夜間・休日開放の充実を図りながら、既存施設のあり方の見直しを検討します。

*総合型地域スポーツクラブとは、複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、スポーツを楽しむことができる地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのこと

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
学校体育施設使用団体数	130団体	180団体	185団体

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇門真市民プラザや文化会館、公民館の運営や活動について理解し、講座や講演などに積極的に参加する。
- ◇自らの必要な知識や技能を高めるために生涯を通して学ぶとともに、自ら学んだことを地域づくりなどに活かす。
- ◇社会教育関係の団体は、自ら会員の拡充や活動内容の充実に努める。
- ◇事業所では、従業員の学習や地域活動がしやすい職場環境をつくる。
- ◇スポーツ教室やスポーツイベントなどへ積極的に参加するとともに、スポーツイベントなどに際してはボランティアとして協力をする。
- ◇体育指導者研修に積極的に参加する。



市民総合体育大会

2 愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります

現況と課題

成熟社会、長寿社会を迎える中で、人々の生きがいづくりなど、心の豊かさの充実が求められており、文化や芸術活動に対する重要性はますます高まっています。

文化は、個人の価値観に基づく自由で創造的なものであり、人々の心を豊かにする営みですが、文化の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育むことから、まちづくりの観点からも重要であるといわれています。

本市には、文化の発信や活動をする拠点として文化会館やルミエールホールなどがあり、市民みんなで門真の文化を育てていくための「門真市文化芸術振興基本方針」を策定しました。

芸術や文化にふれることができる環境づくりについては、市民の声はまだ満足にはいたっていませんが、この基本方針に基づき市民と市役所みんなで門真の文化を育み、将来を担う子どもたちに引き継いでいくことができるよう、市民生活に息づく文化・芸術の振興や地域文化の保存と継承を図るなど、愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくる必要があります。

市民会議などでの意見や提案

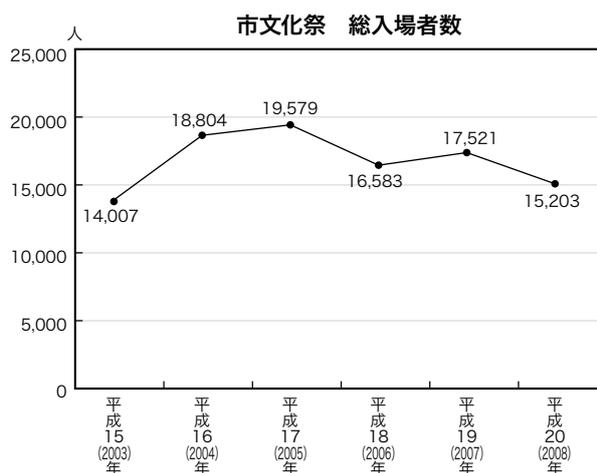
◇文化を育む環境づくりが必要（市民会議）

基本方針

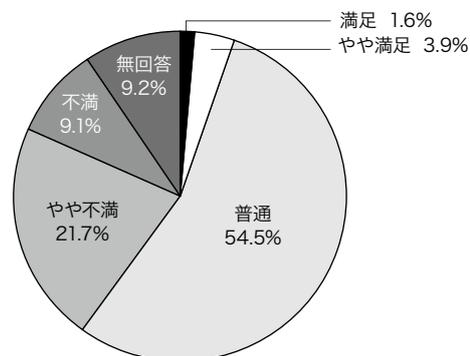
「門真市文化芸術振興基本方針」に基づき市民の文化・芸術活動の支援や文化に親しむ機会や場の充実を図るなど、市民生活に息づく文化・芸術を振興するとともに、地域文化の保存と継承に努め、愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
愛着と誇りに思う文化を育む環境をつくります	市民生活に息づく文化・芸術の振興	文化・芸術振興体制の充実 市民文化・芸術活動の支援
	地域文化の保存と継承	地域の伝統文化の継承 歴史文化遺産の保存と継承



芸術や文化にふれることができる環境づくり



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

主な実施施策の概要

(1) 市民生活に息づく文化・芸術の振興

1) 文化・芸術振興体制の充実

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を形成し、創造性を育むことができるよう、文化・芸術と教育との連携を図ります。また、市民が日常生活の中で文化活動に取り組めるよう、市民に優れた文化・芸術に接する機会を提供するとともに、市民自らの文化活動への参加を促すため、「門真市文化芸術振興基本方針」に基づき文化・芸術振興体制づくりを進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
身近に芸術や文化にふれることができる環境ができてること(市民の評価点)	2.64/5段階評価	3.00	3.50

2) 市民文化・芸術活動の支援

地域における文化創造の担い手である市民の自主的で多様な活動を振興するため、各種芸術・文化団体を育成するとともに、市民が日常生活の中で文化活動に取り組める機会や場の充実に努めるなど、市民文化・芸術活動の支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合	14.7%	20%	30%

(2) 地域文化の保存と継承

1) 地域の伝統文化の継承

市内には、古くから受け継がれた祭りや地域の伝統も未だ数多く残されていることから、それらの伝統の継承を通じた地域コミュニティの活性化も視野に入れ、消滅した祭りや伝統の復活も含め、地域の伝統文化の継承活動の支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
地元まつり保存会の数	18団体	継承	継承

2) 歴史文化遺産の保存と継承

市街化の進展により、散逸または滅失のおそれのある文化財など歴史文化遺産については、調査を適切に行い、保存と継承を行うとともに、市民が文化遺産に接することができる機会と場の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
国・府・市が指定する文化財の数	6件	8件	10件

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇ボランティア活動として音楽や絵画などを教える。
- ◇文化・芸術を理解し、積極的に文化イベントへの参加や支援を行う。
- ◇文化財などの提供を行うとともに、文化財保護について理解し協力する。
- ◇歴史的なまちなみなどの保全に協力する。
- ◇地域の伝統文化を継承する活動を進めるとともに、次代を担う若者に伝統文化を語り継ぐ。
- ◇市史などの出版物、視聴覚資料、ホームページなどを学習資料として積極的に活用する。

健やかな笑顔あふれる 支え合いのまち

第1節 みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります

- 1 みんなで困っている人を助け合う環境をつくります
- 2 困っている人を助け、自立を支援する環境をつくります

第2節 みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくります

- 1 健康な体を育む環境をつくります
- 2 安心できる予防と医療の環境をつくります

第1節 みんなで困っている人を助け合う福祉のまちをつくります

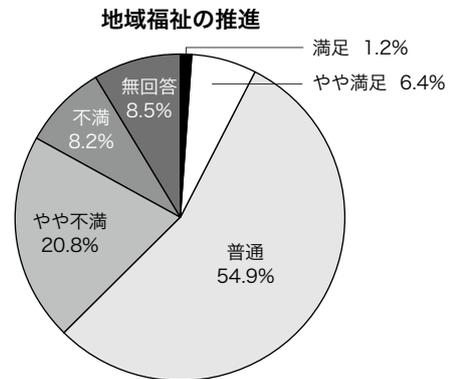
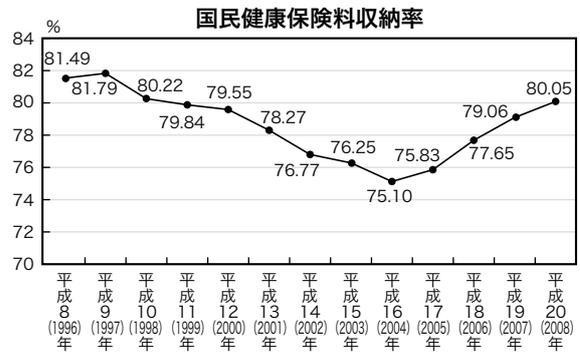
1 みんなで困っている人を助け合う環境をつくります

現況と課題

多様化する市民の福祉ニーズに対応するためには、保健、医療、福祉の各分野が連携を強化する必要があります。子どもから高齢者まですべての市民が地域においていきいきとした暮らしができるよう、地域みんなで支え合う福祉の充実が求められています。

本市においても「門真市地域福祉計画」に基づき、だれもが自分らしく、幸せな生活を続けることができるよう、地域にかかわるすべての人が支え合い、必要な人に適切な支援が届くしくみづくりに取り組んでいます。今後も地域でできることは地域で考え行動する、市民が主役となった自治の確立が必要となるため、市民による多様な福祉活動を促進し、みんなで困っている人を助け合う環境づくりが求められています。

また、国民健康保険や介護保険などは、みんなで支え合う社会保障制度です。本市では、保険料の滞納などによる大きな累積赤字が膨らんでいます。みんなが安心して医療や介護サービスを受けることができるようにしていくためにも、みんなが健康に気をつけるとともに、国民健康保険の累積赤字を少しずつでも解消し、今後の医療制度改正の動向をふまえ、適正かつ慎重に対応することが必要です。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇みんなで助け合ったり、みんな仲良しのまちがいいなあ～（子ども会議）

基本方針

困っている人が地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域みんなで支え合う地域福祉を進めるとともに、国民健康保険や介護保険などの社会保障制度の適正な運用を進め、みんなで困っている人を助け合う環境をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
みんなで困っている人を助け合う環境をつくります	地域福祉の推進	地域福祉推進体制の充実 地域福祉活動の推進
	社会保障制度の適正な運営	国民健康保険制度の適正運用 後期高齢者医療制度の適正運用 介護保険制度の適正運用 国民年金制度の啓発活動

主な実施施策の概要

(1) 地域福祉の推進

1) 地域福祉推進体制の充実

地域福祉に対する理解と関心を高めるため、社会教育や学校教育、福祉に関するイベントなどを通じ、地域福祉意識の高揚に努めます。また、「門真市地域福祉計画」に基づき、高齢者や障がいのある人、子育て期間中の親子が孤立することのないよう、地域福祉推進体制の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていること (市民の評価点)	2.69/5段階評価	3.00	3.50

2) 地域福祉活動の推進

校区福祉委員をはじめとした地域の専門機関や団体などと連携し、見守りを行う小地域ネットワーク活動を進めます。また、本人や家族の課題を解決できるよう、コミュニティソーシャルワーカー*を配置するなど、地域福祉活動の推進に努めます。

*コミュニティソーシャルワーカーとは、援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援をするとともに、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりをはじめ、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などに働きかけるもの

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
コミュニティソーシャルワーカー配置箇所数	2箇所	2箇所	3箇所
小地域ネットワーク活動実施箇所数	184箇所	195箇所	200箇所

(2) 社会保障制度の適正な運営

1) 国民健康保険制度の適正運用

国民健康保険制度の理念やしぐみを、広報やホームページなどを通じて周知、啓発に努めます。

また、特定健診・特定保健指導の推進や保険料収納率の向上、滞納者からの積極的な徴収、ジェネリック医薬品の適切な使用促進などによる医療費の適正化、健康や医療に対する意識の高揚などにより、国民健康保険制度の適正な運営と維持を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
国民健康保険料収納率	80.05%	88.5%	94%

2) 後期高齢者医療制度の適正運用

広域連合と連携を図り、国の医療改正に注視しつつ、混乱が生じないように円滑に制度移行し、新制度を適正に運用し、周知、啓発に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
後期高齢者医療保険料収納率	97.16%	-	-

3) 介護保険制度の適正運用

くすのき広域連合と連携を図り、介護保険の適切な運用を目的とし「くすのき広域連合介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の理念やしぐみの広報やパンフレットなどを通じた周知・啓発に努めます。また、保険料収納率の向上や滞納者からの積極的な徴収、介護予防事業の推進、介護給付の適正化などにより、介護保険制度の適正な運用を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
介護保険料収納率(くすのき広域連合)	96.3%	100%	100%

4) 国民年金制度の啓発活動

国民皆年金制度の意味やしぐみを、広報やパンフレットなどを通じて啓発し、未加入者や無年金者の解消に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
年金制度啓発活動媒体数	3種類	拡充	拡充

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇自らが持つ知識や技能を地域福祉活動に活かし、ボランティア活動に参加する。
- ◇高齢者や障がいのある人、子育て中の親子に対する理解を深める。
- ◇地域での福祉活動を行う各団体や自治会の連携を強化し、地域福祉体制を充実する。
- ◇公民館などを多世代交流活動の場として活用する。
- ◇誰もが参加しやすい、スポーツ・レクリエーション・文化活動などを実施する。
- ◇国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度の内容を理解する。



小地域ネットワーク活動

2 困っている人を助け、自立を支援する環境をつくりま

現況と課題

高齢社会が進む中で、以前にも増して、高齢者や障がいのある人などみんながそれぞれの地域で安心して暮らすことのできる社会が求められています。

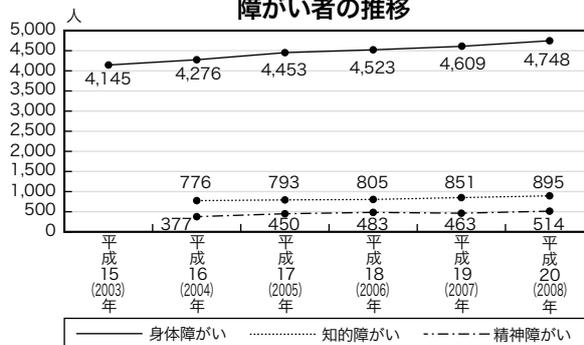
介護保険制度をはじめとした社会保障制度も行政による「措置」から利用者が事業者、サービス内容を選ぶ「契約」へと大きく変わるとともに、福祉サービスの役割も自立を前提としたものへと変化してきています。

本市においても、「門真市高齢者保健福祉計画」をはじめとした各種計画に基づき、高齢者や障がいのある人への福祉サービスの提供に努めるとともに、自立と社会参加を促進しています。これをふまえ、今後は困っている人を助け、自立を支援する環境づくりが必要です。

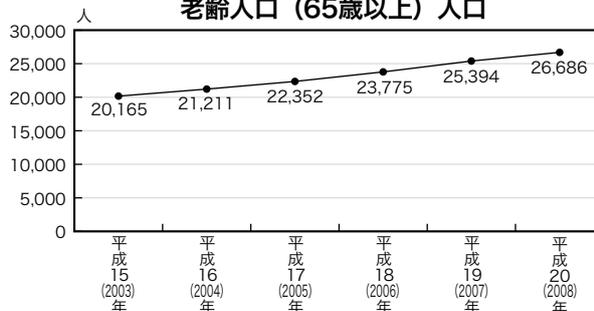
基本方針

高齢者や障がいのある人、生活に困っている人など、みんなが安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを充実するとともに、生活に困っている人への生活自立を支援するなど、みんなで困っている人を助け合い、自立を支援する環境をつくりま。

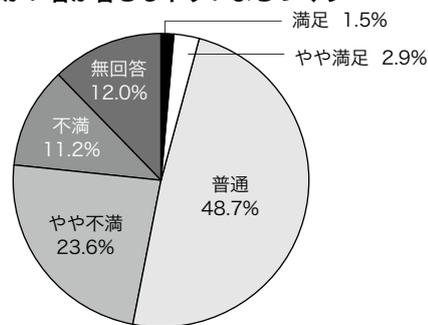
障がい者の推移



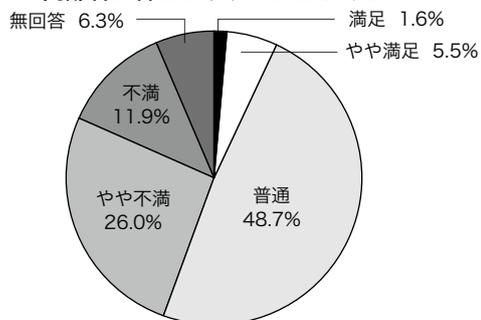
高齢人口(65歳以上)人口



障がい者が暮らしやすいまちづくり



高齢者が暮らしやすいまちづくり



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇一人暮らしの老人への支援、健康づくりの推進が必要（市民会議）
- ◇障がいのある人など誰もが社会参加できる環境づくりが必要（市民会議）

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
困っている人を助け、自立を支援する環境をつくります	高齢者福祉の充実	高齢者福祉推進体制の充実
		家庭で安心して暮らせる支援体制の充実
		介護保険サービスの充実
		社会参加の促進
	障がい者(児)福祉の充実	障がい者(児)福祉推進体制の充実
		早期発見・療育体制の充実
		在宅福祉サービスの充実
		社会参加の促進
	生活保障と自立支援対策	生活保護の適正化
生活自立への支援		

主な実施施策の概要

(1) 高齢者福祉の充実

1) 高齢者福祉推進体制の充実

「門真市高齢者保健福祉計画」や「くすのき広域連合介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉関係の機関・団体や介護保険にかかわる事業所、地域包括支援センターなどが連携し、高齢者の尊厳の確保に努めるなどの高齢者福祉推進体制の充実を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
高齢者が生きがいを持ち、いきいきと暮らせる環境ができて いること(市民の評価点)	2.56/5段階評価	3.00	3.50

2) 家庭で安心して暮らせる支援体制の充実

高齢者の快適な日常生活と介護する家族を支援するさまざまなサービスの提供などにより、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる支援体制の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
高齢者世帯への緊急通報装置貸与件数	459件	550件	650件

3) 介護保険サービスの充実

「くすのき広域連合」と連携し、介護保険制度の内容やサービスの種類、利用方法などに関する普及啓発や高齢者のニーズに合った適切なサービスの提供、利用者への円滑で質の高いサービスの提供に努めるとともに、効果的な介護予防事業などを積極的に実施し、介護保険サービスの充実を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
地域包括支援センターにおける高齢者の年間総合相談件数	1,938件	2,381件	2,805件

4) 社会参加の促進

高齢者の生きがいと社会参加を目的とした各種の講座や高齢者が気軽に楽しめるニュースポーツなどを継続的に実施するとともに、ボランティア活動をはじめとする元気な高齢者の人材活用を図る場を充実するなど、高齢者の社会参加や就業機会の充実に努めます。また、交通弱者に対しては福祉有償運送の拡充を図るなど、外出支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
シルバー人材センター登録者数	1,125人	1,340人	1,483人

(2) 障がい者（児）福祉の充実

1) 障がい者（児）福祉推進体制の充実

「門真市障がい福祉計画」や「門真市障がい者計画」に基づき「門真市障がい者地域自立支援協議会」を運営するとともに、地域住民、学校、社会福祉協議会、地域団体、当事者団体、ボランティア、企業、サービス提供事業者など多くの関係機関や団体の協力と連携により、障がい者（児）福祉推進体制を充実します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
障がい者が自立しながら安心して暮らせる環境ができていくこと(市民の評価点)	2.54/5段階評価	3.00	3.50

2) 早期発見・療育体制の充実

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期療育、訓練は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要であるため、新生児、乳幼児への健診内容の充実に努め、発達の遅れや障がいなどの早期発見と専門療育機関・団体などにおける適切な訓練・療育、相談につながるように、フォローアップ体制の強化を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
くすのき園・さつき園における専門職員の数(非常勤を除く)	2人	5人	5人

3) 在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、市内外の社会福祉法人やNPO法人などと連携しながら、訪問系サービスをはじめ日中活動系サービス、居住系サービスなどの充実に努めるとともに、入所施設や通所授産施設の整備を促進するなど、地域住民や各団体と連携しながら在宅福祉サービスの充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
日帰り短期年間入所者数	36人	50人	60人
タイムケア年間利用者数	10人	20人	30人

4) 社会参加の促進

障がいのある人が地域社会で自立し、健常者とともに社会に参加し、活動するための生活支援や福祉有償運送の拡充を図るなど、外出支援に努めます。また、ハローワーク、商工会議所などと連携し、障がい者雇用の情報収集、新たな就労機会の開拓、公共事業所における障がい者雇用の促進などにより、自立支援・社会参加の促進に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
移動支援事業年間利用者数	288人	347人	433人

(3) 生活保障と自立支援対策

1) 生活保護の適正化

生活保護制度の趣旨に基づき、適切な指導・相談体制を確保しつつ、ケースワークにより被保護者の

自立自助を促します。また、高齢者・傷病・障がい者世帯及び母子世帯などの増加傾向の中で、被保護世帯の生活実態に応じた対応に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
生活保護受給世帯のうち就労している世帯の割合	18%	18%	19%

2) 生活自立への支援

生活困窮者への自立支援施策として、自立に向けた相談や助言、指導、また生活自立のための就労支援に努めます。また、特別な事情により一時的に生活困窮に陥った人の日常の最低生活保障を行うため、援護資金貸付制度を活用した援助を行います。さらに、生活困窮者が安心して相談できる場の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
生活困窮者のための相談事業数	6事業 (平成21(2009)年度)	拡充	拡充

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇高齢者が地域で生きがいを持って活動をする場をつくる。
- ◇老人クラブやサークル活動などに積極的に参加し、健康づくりに努める。
- ◇高齢者自らの豊富な知識や経験を地域活動などに活かす。
- ◇健康診断などにより疾病の早期発見や早期治療をする。
- ◇障がいのある人や障がいそのものに対する正しい知識を持ち、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、情報の共有化を進め、在宅での自立生活を支援する。
- ◇生活支援を受けている人は、健康や生活管理に努め、生活自立に向け積極的に取り組む。
- ◇事業主は、高齢者や障がいのある人の雇用に努め、その持てる能力を活用する。



老人クラブアップル会（高齢者の健康づくり）

第2節 みんなの健やかな心と体を育む健康のまちをつくりま

1 健康な体を育む環境をつくりま

現況と課題

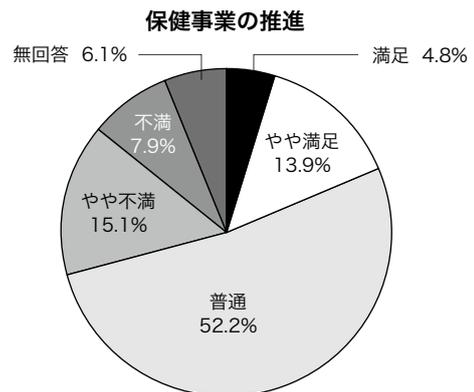
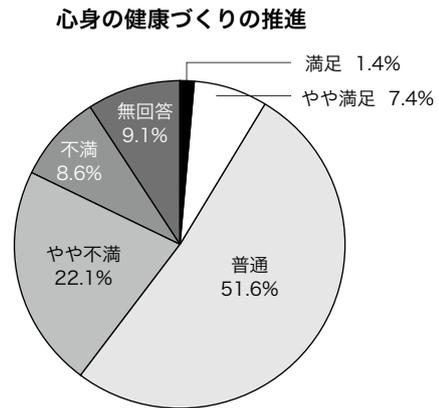
健康に対する一人ひとりの心がけや志が、みんなの幸せをつくる源になります。

また、平成18(2006)年6月に「がん対策基本法」が施行され、がん予防・早期発見を進めていくこととされています。さらに、糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の増加による医療費の伸びを抑制するため、日常生活における健康づくりが求められています。

本市においては、生活習慣病などの予防のための健康診査とともに、平成24(2012)年度までの取り組みとして守口保健所が策定を行った「もりぐち・かどま健康21」を通じ、市民自らが行う健康づくり活動の支援なども行っています。

市民みんなが健康づくりに努め、自らの健康に対する意識を持つための環境整備の一つとして生活習慣の改善に関する目標を盛り込んだ「(仮称)門真市健康増進計画」の策定も視野に入れ、健康な体を育む環境をつくる必要があります。

また、ライフステージに応じた健康づくりを進めるうえで、健康と食生活の関連の重要性から、地域の食育についても、今後検討する必要があります。



資料:門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

◇いつまでも元気で暮らせるまちであってほしい (市民意識調査)

基本方針

市民みんなの健康づくりとともに、保健サービスの充実など総合的な健康づくり活動を進め、みんなの健やかな心と体を育む環境をつくりま。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
健康な体を育む環境をつくりま	生涯を通じた健康づくり	健康づくり推進体制の充実 健康づくり活動の推進
	保健活動の推進	保健サービスの充実 健康教育・相談の充実

主な実施施策の概要

(1) 生涯を通じた健康づくり

1) 健康づくり推進体制の充実

寝たきりなどの介護が必要な状態にならないよう、若いうちからの健康づくりをしていくことが重要となるため、健康と食生活との関連から地域における食育や喫煙による健康被害などの視点も含め、地域や関係団体との連携のもとに「(仮称) 門真市健康増進計画」の策定も視野に入れ、健康づくり活動を進めます。また、関係機関と連携を図り、適切かつ効果的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるとともに、介護保険事業で実施される介護予防サービスなどの効果的な利用を促すなど、生涯を通じた健康管理・健康づくり体制の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
市民が健康づくりに取り組める環境ができていないこと(市民の評価点)	2.68/5段階評価	3.00	3.50

2) 健康づくり活動の推進

地域保健の専門的・技術的拠点である保健福祉センターにおける活動とともに、体育施設の活用や学校施設の有効利用などにより、地域ぐるみの体力づくりや仲間づくり、家族ぐるみの健康づくり活動を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
健康診査・各種検診などが充実し、利用しやすいこと(市民の評価点)	2.92/5段階評価	3.50	4.00
「歩こうよ・歩こうね」運動登録者数	1,057人(平成21(2009)年7月現在)	増加	増加

(2) 保健活動の推進

1) 保健サービスの充実

市民の生涯にわたる心身の健康管理を支援するため、ライフステージに応じた健康診査や検診をはじめとする疾病の早期発見につながる保健サービスの充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
大腸がん検診受診率	10%	17%	24%

2) 健康教育・相談の充実

市民一人ひとりの健康意識を高め、保健活動への市民の積極的な参加を促すため、医療機関との連携を強めながら、正しい保健知識の普及のための健康教育や相談体制の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
健康教育年間延べ参加者数(40歳～64歳対象)	800人	増加	増加

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇健康手帳を持ち、医療を受ける場合や日常の健康管理に活用する。
- ◇疾病の早期発見のため、健康診査や各種検診を定期的に受診する。
- ◇健康や栄養について悩みがあれば相談する。
- ◇家庭や地域、職場で、健康づくり活動の輪を広げる。
- ◇ウォーキングなどのサークル活動やイベントに積極的に参加し、健康づくりに努める。
- ◇食生活や運動など健康に留意した生活をする。

2 安心できる予防と医療の環境をつくります

現況と課題

近年、健康づくりや病気の予防への意識が高くなるなど、多様化する市民の医療ニーズに対し、安心して医療を受けられる環境や安心して生活できる環境づくりが求められています。

一方、高齢化が進むとともに、慢性的な病気を中心とする病気の構造の変化、医療技術の高度化、深刻な医師不足などにより、医療をとりまく環境は複雑多様化しています。

このため、住民一人ひとりのニーズに適切に対応するために、保健、医療、福祉の各サービスが総合的かつ継続的に提供できる体制の強化とともに、日常的な健康管理による生活習慣病などの予防、そして早期発見、早期治療からリハビリテーション、在宅ケアまで、住民が身近な地域において的確な医療を受けることができる医療体制の充実が必要です。

本市では、通常の休日、夜間における医療の確保については、保健福祉センター診療所の休日開設や北河内夜間救急センターにおいて、さらに、救命医療が必要となった場合についても、適切に対処できるよう体制の充実に努めています。

しかし、医療サービスの提供体制や休日、夜間などの救急医療体制の整備について、満足しているという市民の声は少なく、病気の予防活動や地域医療環境の充実を図り、病気の予防と病気になっても安心できる医療環境をつくる必要があります。

市民会議などでの意見や提案

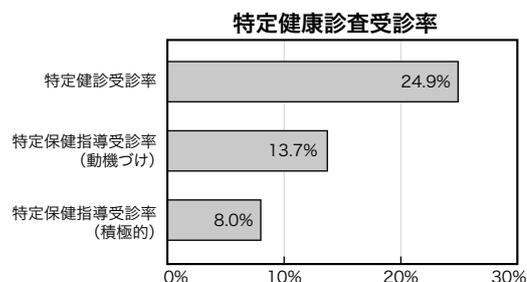
◇病気になってもいつでも安心して医療がうけられるようにしてほしい（市民意識調査）

基本方針

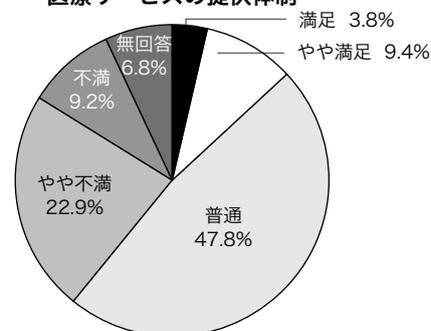
生活習慣病や感染症予防などの対策を充実するなど、病気の予防活動を進めるとともに、地域の医療施設との連携強化や救急医療・休日診療体制の充実など地域医療環境を充実し、病気になっても安心できる医療環境をつくります。

施策展開の体系

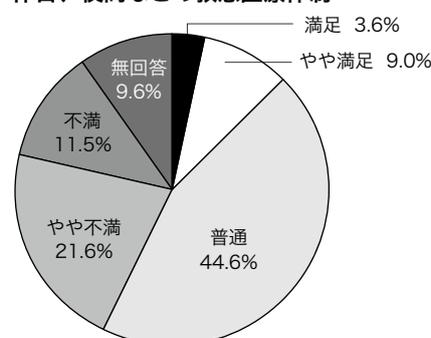
基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
安心できる予防と医療の環境をつくります	病気の予防対策の充実	生活習慣病の予防対策 感染症の予防対策
	地域医療環境の充実	地域医療との連携強化 救急医療・休日診療体制の充実



医療サービスの提供体制



休日、夜間などの救急医療体制



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

主な実施施策の概要

(1) 病気の予防対策の充実

1) 生活習慣病の予防対策

健やかな市民の健康を維持するため、各種健康診査や健康に関する指導・啓発・相談事業を実施し、生活習慣病、その他疾病の早期発見や早期治療を促すなど、生活習慣病予防対策の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
特定健康診査受診率	25.3%	65%	65%
特定保健指導実施率	8.4%	45%	45%
メタボリック症候群の該当者・予備群の減少率	基準年	10%減少	20%減少

2) 感染症の予防対策

乳幼児や成人に対する予防接種受診率向上への取り組みを進め、麻しんの撲滅やインフルエンザなどの感染症の発生・まん延を予防するとともに、感染症予防に関する正しい知識の普及などにより、感染症予防対策の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
麻しんの予防接種率(1期*)	89%	95%	95%

*麻しんの1期は1歳～2歳未満を対象。

(2) 地域医療環境の充実

1) 地域医療との連携強化

平常時の健康状態を把握し、気軽な健康相談ができる「かかりつけ医制度」の普及に努めるとともに、市民の医療ニーズに応えるため、地域医療機関との連携強化を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
医療施設が整備され、医療サービスがいつでも利用しやすい環境ができていないこと(市民の評価点)	2.74/5段階評価	3.00	3.50

2) 救急医療・休日診療体制の充実

平常時での休日、夜間における医療の確保については、保健福祉センター診療所の休日開設などの初期救急の運営とともに2次救急医療機関*が適切に運営されるよう関係機関との連携に努めます。

また、大地震などの災害により被害者が大規模に発生した場合における救急・救命医療対策については、「門真市地域防災計画」に基づき、迅速かつ的確に医療機関との密接な連携ができるよう取り組むとともに、救急医療に必要な血液を確保するため、献血活動の支援に努めます。

*2次救急医療機関とは、かかりつけ医などによる診察や投薬では対応できない重症患者を治療する救急医療機関のこと

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
救急医療体制ができていないこと(市民の評価点)	2.69/5段階評価	3.00	3.50

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇健康教室などに参加し、生活習慣病の知識を深め、規則正しい生活と適正な栄養をとることを心がけ、生活習慣病を予防する。
- ◇感染症の情報提供を速やかに行なう。
- ◇エイズや性感染症、鳥インフルエンザなどの新たな感染症に対する正しい知識を持ち、予防に努める。
- ◇地域でゴキブリ・ハエなどの衛生害虫の駆除などを心がけ、感染症の予防に努める。
- ◇かかりつけ医を持つようにする。
- ◇安易に救急外来や救急車を利用せず、適正な受診を心がける。
- ◇正しい栄養に関する知識を深め、生活習慣病の予防に努める。

環境と調和し、産業が栄える 活力のあるまち

第1節 人や環境にやさしい美しいまちをつくれます

- 1 物を大切にする循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくれます
- 2 緑あふれる美しいまちをつくれます

第2節 いきいきとしたまちを育む産業をつくれます

- 1 産業を元気にする環境をつくれます
- 2 産業を支える人や働きやすい環境をつくれます

第1節 人や環境にやさしい美しいまちをつくります

1 物を大切にす循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくります

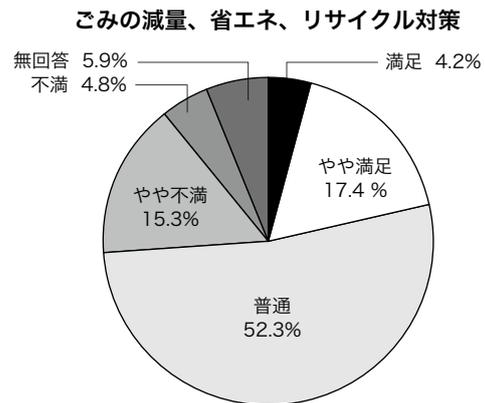
現況と課題

今日の環境問題は、地球温暖化による気温や海面の上昇、森林の伐採など自然環境の破壊、固有種をはじめとする希少な生物の減少、環境に影響を与える廃棄物問題、廃棄物処理などさまざまであり、こうした問題に対応し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会、自然と人とが共生する社会を築いていくことが求められています。

本市では、先進的なリサイクルプラントとして注目を浴びた門真市立リサイクルプラザを中心に、ごみの減量化やリサイクルなど、循環型社会の形成に向けた各種の取り組みを進めています。

また、美しいまちをつくらうとする市民の声とともに、まちを美しくする市民活動も活発になってきています。今後は「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、みんなでまちを美しくしていくことが必要です。

国の指針・目標を参考に、「(仮称) 門真市環境基本計画」を策定するなど、今後もさらに市民と市役所が協働し、物を大切にす循環型社会や地球にやさしい低炭素社会に向けた取り組みを進めていくことが必要です。



資料:門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇市民の環境保全・美化意識の高揚と取り組みの促進が必要（市民会議）
- ◇自然がいっぱい、地球にやさしいまちになったらいいなあ～（子ども会議）
- ◇ポイ捨てをする人がいないきれいなまちになったらいいなあ～（子ども会議）

基本方針

市民に環境美化を呼びかけ、美しいまちづくり活動を促進するなど、環境美化活動を進めます。

また、環境教育をはじめ、さまざまな環境保全対策に取り組み、物を大切にす循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくります。

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
物を大切にす循環型社会や地球にやさしい低炭素社会をつくります	環境保全対策	循環型社会の形成 環境教育の充実 環境保護活動の充実 公害対策の充実
	環境美化活動の充実	環境美化意識の高揚 美しいまちづくり活動の促進

主な実施施策の概要

(1) 環境保全対策

1) 循環型社会の形成

門真市立リサイクルプラザを拠点として、市民活動と連携し、ごみの減量化やリサイクルの啓発に努めるとともに、省資源・省エネルギー化を進めます。また、生ごみ処理機器購入補助金や再生資源集団回収事業などのリサイクル運動を進め、循環型社会の形成に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
ごみの減量や省エネルギー対策、リサイクルの取組が行われていること(市民の評価点)	3.01/5段階評価	3.50	4.00
門真地域の1人当たりごみの年間排出量	0.378t	0.371t	0.358t

2) 環境教育の充実

環境教育の支援をはじめとして市民活動団体などと協働し、市民や企業を対象とした講演会の開催、児童・生徒を対象としたリサイクル施設見学を行うことにより、環境保全意識の高揚を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
リサイクル施設の年間来館者数	7,000人	8,050人	9,100人

3) 環境保護活動の充実

「門真市エコオフィス計画*」に基づき、市役所内部の省エネルギー化に取り組むとともに、市内企業に対しても屋上緑化・太陽光発電をはじめとする省資源・省エネルギーの啓発などを通じた環境保護活動に努めます。また、環境保護に取り組む市民のネットワーク化を図り、市民と協働による環境保護活動を進めます。

*門真市エコオフィス計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの削減をはじめとする地球温暖化対策の実行計画のこと

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)	24,081t	23,336t	22,260t

4) 公害対策の充実

公害対策に関する指導を行うとともに、環境への影響を把握するための監視体制や苦情に迅速かつ適切に対応するための処理体制の充実に努めます。特に、第二京阪道路については、緑の緩衝帯を守るとともに、環境への影響を把握するための監視体制を整備し、環境への影響が心配される場合は、国、府などに改善を要請します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
苦情の年度内解決率(公害等調整委員会への報告分)	100%	100%	100%

(2) 環境美化活動の充実

1) 環境美化意識の高揚

市域の美しいまちづくりを進めるため、「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、まちの環境美化を促進するとともに、環境美化に対する意識の高揚を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
環境美化表彰等の受賞団体・個人者数	25団体・個人	30団体・個人	35団体・個人

2) 美しいまちづくり活動の促進

地域清掃活動、違法屋外広告物撤去活動をはじめとする環境美化活動や薬剤散布、害虫の発生源の除去など地域の浄化活動を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
地域清掃活動の登録団体数	25団体	80団体	85団体
害虫駆除用具の年間貸し出し件数	96件	100件	100件

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇環境保護活動に積極的に参加する。
- ◇公共交通機関や自転車を利用しマイカー利用を減らすとともに、マイカー利用時などは、アイドリングストップなどエコドライブに心がける。
- ◇クールビズや身近なところの緑化など地球温暖化防止のための環境づくりに協力する。
- ◇ごみ減量の重要性を理解し、ごみの分別や資源化とともに、リサイクル品の利用などに努める。
- ◇美化意識を高め、道路や公園などを美しくするなどボランティア活動への積極的な参加や公園や散策道など、屋外公共施設ではごみを持ち帰る。
- ◇事業者は、公害防止に関する法令を遵守するとともに、ISO14001の認証取得やグリーン調達を進める。
- ◇事業者は、低公害車の導入や空調設備の適切な使用に努める。



打ち水大作戦

2 緑あふれる美しいまちをつくりま

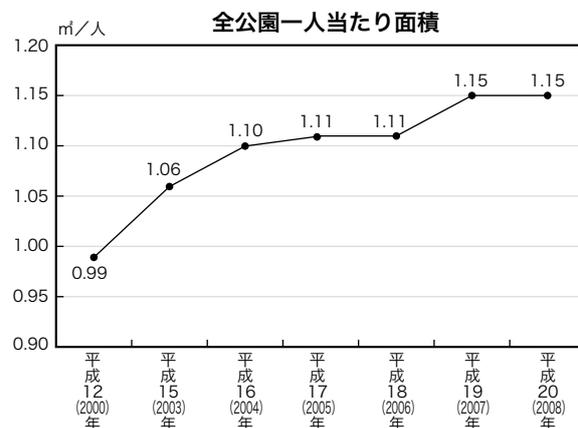
現況と課題

緑は、美しくうるおいのあるまちをつくるとともに、私たちの生活にさまざまな効用をもたらしてくれます。

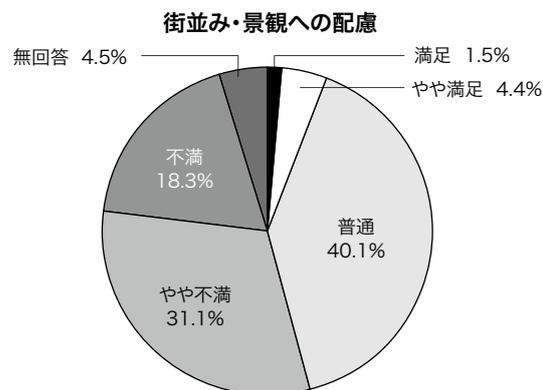
本市は、全域が平坦な地形であり、眺望できる緑や一面に広がる緑の景観には乏しい状況にあります。しかし、生駒の山並みや淀川の河川敷など本市の周辺にはまだ多くの自然が残されているとともに、市内の身近なまちなみの中にも、水路や水路沿いに連なる桜並木、旧集落では昔のまちなみの面影をとどめる歴史的な景観もあり、これらは市民に貴重なうるおいを提供する空間として保全が望まれています。

また、人口一人当たりの公園面積は増加してきていますが、まだまだ十分ではありません。

今後は、みんなが楽しく集い、遊べる公園の整備に努めるとともに、本市周辺にある多目的遊水池公園として楽しめる深北緑地や川と親しめる淀川河川敷公園などの大きな公園・緑地の利用も視野に入れ、公園を結ぶ緑のネットワークを整備し、緑あふれる美しいまちをつくる必要があります。



注) 上記グラフの全公園には、児童遊園等を含む
 <参考>人口1人当たりの都市計画開設公園面積(平成20(2008)年度末)
 ◇大阪府:5.12㎡/人 ◇門真市:0.98㎡/人



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

市民会議などでの意見や提案

- ◇子どもが安心して遊べる公園や広場の充実が必要（市民会議）
- ◇自由に楽しく遊べる場所がいっぱいあるまちになったらいいなあ～（子ども会議）

基本方針

水辺における親水空間の整備や緑化などによりまちのうるおいづくりを進めるとともに、市民が憩い、集う公園や緑地とまちなみを結ぶ緑のネットワークの形成に努め、緑あふれる美しいまちをつくりま

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
緑あふれる美しいまちをつくりま	うるおいづくり	自然・歴史的景観の保全 親水空間などの整備
	公園・緑地ネットワークの充実	公園の整備 緑のネットワークの充実

主な実施施策の概要

(1) うるおいづくり

1) 自然・歴史的景観の保全

市街地内の貴重な緑である神社、寺院の樹林や楠の巨樹、水路沿いの桜並木、旧集落や神社、寺院の歴史的建築物などのまちなみの保全に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
美しいまちなみであること(市民の評価点)	2.37/5段階評価	3.00	3.50

2) 親水空間などの整備

「門真市水路整備全体計画」に基づき、水路の主要な場所において、市民が憩い、集う親水空間を市民との協働により創出します。また、今ある水路をできるかぎり活かし、水と緑のネットワークを整備します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
親水空間などの整備箇所数	0箇所	2箇所	3箇所

(2) 公園・緑地ネットワークの充実

1) 公園の整備

「門真市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全や緑化に努めるとともに、身近な公園や広場の整備を進めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
身近に公園や緑地が整備されていること(市民の評価点)	2.49/5段階評価	3.00	3.50
公園・緑地の整備面積	15.6ha	16.0ha	18.5ha

2) 緑のネットワークの充実

市民が憩い、集う公園とまちなみを緑でむすび、民有地などにおける通りに面した生垣などへの緑化が進むよう支援し、緑あふれるまちなみを形成します。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
緑化樹の年間配布本数	770本	820本	870本

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇自宅や所有地の周りを花や緑で飾るなど美しくする。
- ◇農業振興施策と連携し、市街地に残された緑の空間である生産緑地の保全に努める。
- ◇未利用地や遊休農地などを活用した緑化活動を行う。
- ◇地域や事業所では、緑化推進団体やボランティアと連携をとりながら協働で、緑化運動を進める。

第2節 いきいきとしたまちを育む産業をつくります

1 産業を元気にする環境をつくります

現況と課題

近年の経済のグローバル化、ICT（情報通信技術）化の進展などを背景として、わが国の産業構造は大きく変化してきています。

特に、製造業では、生産拠点の海外移転などを背景に、中小製造業の経営に大きな影響を与え、商業では、規制緩和や価格競争の激化などにより、価格競争力の弱い小売業者などが厳しい状況にさらされています。また、農業においても、担い手の高齢化や後継者不足が進んでいます。

本市では、製造業が牽引役となり、他の産業も含め多様な産業の集積が進みましたが、近年の世界的な経済悪化の影響を受けるなど、本市の産業が元気であるといえる状況ではありません。

しかし、まちの活力の創出や経済基盤を確立していくためには、その源となる産業が元気でなければなりません。

今後は、世界に誇る大手家電メーカーの立地や産業集積など今ある産業を大切にしながら、その潜在力を活かし、さらなる技術力の向上や人材の育成を図るなど、世界市場に展開できる門真のものづくりを育成し、製造業の転出の抑制や新たな企業の誘致を図ることが必要です。さらに、ものづくり産業が元気になることで、他の商業などの産業の振興に結びつけていくことが必要です。

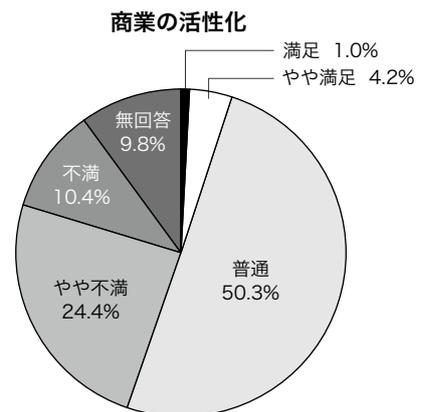
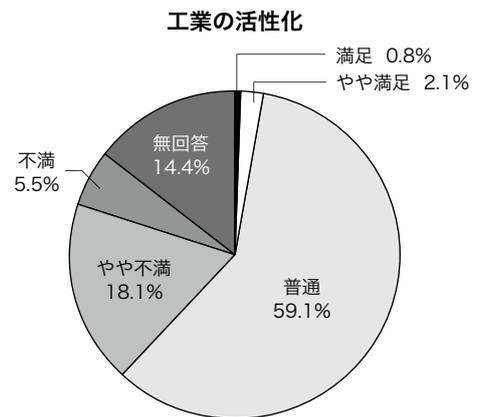
そのため、地域産業の活性化につながる情報や技術、ビジネスチャンスを得るために、あらゆる機会を通じて大学や企業などとのネットワークの形成、異業種間の交流促進とともに、そのネットワークを駆使しながら、既存産業の高度化と新しい産業の創出をめざすなど、産業を元気にする環境づくりが必要です。

市民会議などでの意見や提案

- ◇産業の活性化が必要（市民会議）
- ◇工場の操業がしやすい環境づくりが必要（企業ヒアリング）
- ◇企業間の交流の促進や市内企業を紹介するホームページやパンフレットなどが必要（企業ヒアリング）
- ◇高齢者が買い物しやすい環境づくりなど地域に密着したサービスの提供が必要（企業ヒアリング）

基本方針

多様なビジネスの育成や産学官連携によるものづくりの促進などにより新たな産業を創出するとともに、農業・工業・商業の振興の支援など既存産業を活性化する環境を育み、産業を元気にする環境をつくります。



資料：門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
産業を元気にする環境をつくります	多様なビジネスの育成	新たな産業の育成と雇用の創出 産学官連携によるものづくりの促進 ベンチャービジネスの育成支援
	既存産業を活かした産業活性化環境の形成	商業の振興 工業の振興 農業の振興

主な実施施策の概要

(1) 多様なビジネスの育成

1) 新たな産業の育成と雇用の創出

本市のホームページなどを活用し、市内外に本市の産業集積や交通の利便性の強みなどを発信し、企業の誘致や留置、人材育成の支援、多様な経営者や技術者、異業種間の交流・ビジネスマッチングなどにより、本市の新たな産業の育成と雇用の創出に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
ものづくり企業立地促進制度の利用件数	0件	10件	20件
本市ホームページへの市内企業サイトの開設	未開設	開設	充実

2) 産学官連携によるものづくりの促進

大学などの高等研究機関の誘致も視野に入れ、次世代産業の振興など多様な分野で産学官の連携を促進し、知識・技術・人材の交流を図り、産学官連携によるものづくりの促進に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
産学官交流団体の団体数	1団体	3団体	5団体

3) ベンチャービジネスの育成支援

本市への研究開発型企業の進出と新事業・新産業を地域に定着させるとともに、産業集積の形成、活性化を効果的に促進するため、ベンチャー企業の起業・経営の支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
産業支援センター*の開設	未開設	開設	-

*産業支援センターとは、工業・商業などの事業者の経営基盤づくり、人材育成、製品・技術開発、創業、商業振興、ビジネスマッチング、金融、専門家派遣支援など、さまざまな支援メニューを用意し、提供を行う中小企業支援拠点のこと

(2) 既存産業を活かした産業活性化環境の形成

1) 商業の振興

販路の拡大や経営の効率化への取り組みの支援とともに、産学官連携やグループ活動の契機づくり・マッチング、地域の拠点となる市街地の活性化をめざした商店街、頑張る個店、市民、NPOなどとの協働により地域に根ざしたビジネスの振興など、商業の振興支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
商店街の活性化や商業地域の整備がなされていること (市民の評価点)	2.57/5段階評価	3.00	3.50

2) 工業の振興

経営の近代化に必要な資金について、国、府などに諸制度の充実を要請するとともに、本市独自の支援制度や企業診断、経営相談、研修などを充実し、経営者の自助努力による経営近代化のための取り組みに対して、中小企業活性化の支援に努めます。また、近隣住民などの理解と協力を得て、それぞれの地域の目標、方向性に応じ、住宅と工場が共存できるルールづくりを進めるなど、住宅と工場が共存できる環境づくりに努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
活発な工業活動ができるような環境になっていること (市民の評価点)	2.70/5段階評価	3.00	3.50

3) 農業の振興

本市の特産物であるレンコン、くわいをはじめ農産物の付加価値化やブランド化、地産地消の取り組みを進めるため、農業の担い手の育成支援に努めます。また、土地利用の動向を考慮しつつ、農地の保全及び集約化を行い、都市型農業への転換を図ります。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
大阪エコ農産物生産者数	2人	10人	15人

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇産学官交流イベントや事業所交流イベントなどへの積極的な参加を行い、自社の「強み」を把握し、新たな企業の展開や門真ブランドづくりを図る。
- ◇大学シーズと企業ニーズのマッチングを積極的に行う。
- ◇商店や商店街は、高齢者などへの宅配サービスを導入するなど、地域密着型のサービスに心がけ、市民は地域内での購買に心がける。
- ◇一店逸品運動などの展開や短期間、試験的にチャレンジショップを設置するための空き店舗の提供を行うなど、商店街活性化の活動を進める。
- ◇各商店会との連携を行い、共催や協賛事業を強化する。
- ◇食の大切さ、農業の重要性や役割について、理解と関心を深める。
- ◇生産者は、商品開発や研究に努めるとともに、環境に配慮した安心、安全な農畜産物を生産し、さまざまな所で広くPRする。

2 産業を支える人や働きやすい環境をつくります

現況と課題

産業の振興を図るためには、産業を支え、発展させる人材は欠かせないものです。時代の潮流を的確にとらえ、産業活動のリーダーとなって活躍する人材やそれを支える人材を育成し、産業を振興させていくことが必要です。

また、年齢や性別、障がいの有無に関係なく誰もが仕事と生活の調和を図りながら一人ひとりの持てる能力を最大限に発揮できる就業環境の実現が求められています。

特に、現役引退時期を迎えた団塊の世代の人々がこれまでの人生で培った業の活用や活躍も期待されています。

一方、近年の雇用情勢がきびしい若年層の就業確保も産業を維持発展させるうえで重要かつ喫緊の課題となっています。

このため、産業の振興はもとより、みんなが働く意欲を持って活躍できるよう、市役所と産業界が一体となって産業を支える人や働きやすい環境をつくる必要があります。

市民会議などでの意見や提案

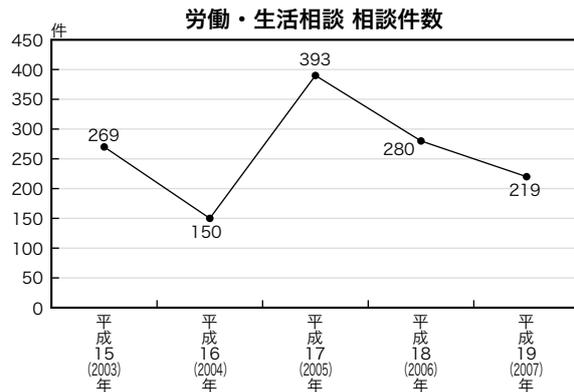
◇雇用機会の充実が必要（市民会議）

基本方針

多様な人材や後継者の育成を支援するなど産業を支える人づくりを促進するとともに、労働相談や労働教育の充実により就労支援を促進し、産業を支える人や働きやすい環境をつくります。

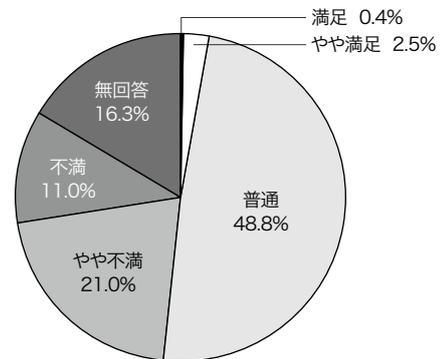
施策展開の体系

基本施策の方向	基本施策	主な実施施策
産業を支える人や働きやすい環境をつくります	産業を支える人づくりの促進	多様な人材・後継者の育成支援 研修機会の充実
	労働環境の向上	就労の支援 労働環境改善などへの支援



注)上記相談は、平成19(2007)年度において終了

企業誘致による雇用の創出



資料:門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査

主な実施施策の概要

(1) 産業を支える人づくりの促進

1) 多様な人材・後継者の育成支援

次代を支える人材の育成に向け、産学官が連携して取り組むとともに、生産現場におけるものづくり技術の高度化や伝承を図り、多様な人材・後継者の育成支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
ものづくり団体による年間出前講座数	1回	5回	5回

2) 研修機会の充実

産業を支える人材を育成するために、関係機関と連携し、各種の先進事例の情報提供など、多様な研修機会の充実に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
研修会の年間実施回数	4回	6回	6回

(2) 労働環境の向上

1) 就労の支援

ハローワークなど関係機関と連携し、若者をはじめ中高年、女性、障がい者などの求人情報や就業相談を充実するとともに、就労希望者に対し、就職に必要な技術の習得など就労の支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
就業率(就業者/相談者)	3.4%	10%	15%

2) 労働環境改善などへの支援

各種団体、事業者などと連携し、労働環境の改善に向けた取り組みや勤労者の支援に努めます。

達成度を測る指標	現 状	5年後の目標	10年後の目標
セミナー年間開催回数(市主催・共催・後援含む)	5回	7回	7回

市民や地域、事業者などみんなが協力できること

- ◇ものづくり技術の講習会や研修会などに積極的に参加するとともに、技術の継承に努める。
- ◇産業界に必要な人材スキルの把握と提供を行う。
- ◇就業するために必要な技術を積極的に習得する。
- ◇地域と企業が連携し、ネットワークを築く。
- ◇女性と障がい者の安全・公正な雇用を拡大する。

附属資料

1. 門真市第5次総合計画策定経過
2. 門真市第5次総合計画策定手順概要
3. 門真市総合計画審議会条例
4. 門真市総合計画諮問
5. 門真市総合計画答申
6. 門真市総合計画審議会審議経過
7. 門真市総合計画審議会委員名簿
8. 門真市第1次～第4次総合計画の概要

1. 門真市第5次総合計画策定経過

年 月 日	事 項
平成20(2008)年 -----	
5月30日	門真市第5次総合計画策定方針の制定
9月 ~12月	門真市第5次総合計画策定のための基礎資料の作成(人口、各種施策の現状及び動向等)
平成21(2009)年 -----	
1月26日~ 2月10日	「門真市第5次総合計画策定にかかる市民意識調査」の実施
1月28日	第1回総合計画策定委員会(策定要領の説明及び策定方法の承認) 第1回総合計画策定委員会統合部会及び専門部会(策定要領及び策定方法の説明)
2月 5日	第1回総合計画策定委員会専門部会ワーキンググループ会議(以下「ワーキンググループ会議」と表記)(策定要領及び策定方法の説明)
2月18日	第1回総合計画審議会(策定要領及び策定方法の説明、正副会長の選出、諮問)
2月25日	第2回ワーキンググループ会議(まちづくりの課題について検討)
2月27日	第1回門真未来市民会議(策定要領及び策定方法、資料の説明)
3月16日~ 3月31日	第4次総合計画の課題と第5次総合計画策定に向けた施策検討に向けた各課ヒアリングの実施
3月20日~ 4月 6日	「門真市第5次総合計画策定にかかる市民活動団体アンケート調査」の実施
3月25日	第3回ワーキンググループ会議(この10年間に取り組むべき重点課題について検討)
3月27日	第2回門真未来市民会議(まちづくりの課題について検討)
4月 8日	第3回門真未来市民会議(この10年間に取り組むべき重点課題について検討)
4月15日	第4回ワーキンググループ会議(重点課題の目標及び必要な取り組みについて検討)
4月22日・4月24日	第4回門真未来市民会議(重点課題対応に向けた市民や地域でできる取り組みと必要な支援について検討)
5月13日	第5回門真未来市民会議(重点的に取り組むべき分野における必要施策と市民や地域でできる取り組みについて検討)
6月10日	第6回門真未来市民会議(「門真未来市民会議検討報告書(案)」について検討)
6月24日	第7回門真未来市民会議(「門真未来市民会議検討報告書」の確認)
6月27日	「門真の未来子ども会議 ~こんなまちになったらええな~」の開催

年 月 日	事 項
平成21(2009)年 -----	
6月30日・ 7月 1日	第5回ワーキンググループ会議（「門真未来市民会議」及び「門真の未来子ども会議」の報告とまちづくりの基本的な方向と実践施策等について検討）
7月13日	第6回ワーキンググループ会議（第5次総合計画の施策の進捗状況を把握するための指標と目標等について検討）
7月22日・ 7月23日	第2回総合計画策定委員会専門部会（「門真未来市民会議」及び「門真の未来子ども会議」等の報告と基本構想素案について検討）
7月28日～ 8月 7日	市内商工関係企業及び団体への第5次総合計画策定にかかるヒアリングの実施
7月30日	第2回総合計画策定委員会統合部会（「門真未来市民会議」及び「門真の未来子ども会議」等の報告と基本構想素案について検討）
8月 5日・ 8月 6日	第3回総合計画策定委員会専門部会（総合計画素案について検討）
8月11日	第3回総合計画策定委員会統合部会（総合計画素案について検討）
8月13日・ 8月14日	第4回総合計画策定委員会専門部会（総合計画素案について検討）
8月18日	第4回総合計画策定委員会統合部会（総合計画素案について検討）
8月25日	第2回総合計画策定委員会（「門真未来市民会議」及び「門真の未来子ども会議」等の報告と基本構想原案について検討）
8月31日～11月 2日	総合計画審議会において「門真市第5次総合計画（案）」の審議【全体会3回、分野別専門部会6回】
8月31日	門真未来市民会議への総合計画原案の説明
9月 4日	第3回総合計画策定委員会（基本計画原案について検討）
9月10日～10月 9日	総合計画原案についての市民意見募集（パブリックコメント）の実施
9月11日・ 9月12日	総合計画原案の市民説明会の開催
11月20日	第4回総合計画策定委員会（総合計画審議会答申の報告と総合計画（案）の決定
12月18日	市議会において「門真市第5次総合計画」基本構想の議決

3. 門真市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、門真市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、門真市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附則（平成20年12月26日門真市条例第21号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

4. 門真市総合計画諮問

門政企第364号

平成21年2月18日

門真市総合計画審議会

会長 植村 興 様

門真市長 園 部 一 成

門真市総合計画について（諮問）

門真市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

5. 門真市総合計画答申

答 申 書

平成21年11月18日

門真市長 園部一成 様

門真市総合計画審議会

会長



門真市第5次総合計画について(答申)

平成21年2月18日付け門政企364号をもって諮問された門真市第5次総合計画(案)について、当審議会は全体会議の他、3つの専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、将来のめざすべき姿に向けて、客観的に進行管理を行うための指標が示されるとともに、審議会の意見や指摘に対し修正も加えられた経過をふまえ、本計画案を適当と判断したので別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程で述べられた意見や要望並びに下記の事項に十分配慮し、計画に示される施策について着実に実行されることを要望します。

記

1 計画の実効性を確保する実施計画の策定と進行管理について

計画の実効性を高めるため、効果が発揮できる組織体制を築くとともに、行政各部門において、より具体的な中・長期の分野別計画や社会経済情勢の変化に対する弾力的な対応と財源の裏付けをもった実施計画を策定し、計画に示される施策が着実かつ効果的に実行されるよう努められたい。

また、PDCAサイクルによる計画的な進行管理と施策の改善など効果的かつ柔軟な対応に努められるとともに、計画の進行状況が市民にも把握できるようにされたい。

2 協働を促進するための環境づくりについて

本市の大切な都市経営資源である市民や地域、企業などと協働していくための都市経営マネジメントシステムを築き、市民の市政への主体的な参画を促す環境をつくるとともに、協働を先導する市役所職員のまちへの愛着心やまちづくりへの熱意を醸成されるなど、協働を促進するための環境づくりに努められたい。

なお、総合計画の策定段階などにおける市民からの提案や意見について、十分に分析したうえで、市民と市役所の役割分担を明確にし、協働の促進を図られたい。

3 子どもの夢の実現について

本市の将来を担う子どもたちは、まちの宝であり、第5次総合計画の策定に向けて実施された「門真の未来子ども会議」において提案された子どもたちの夢は、子育て世代の定住や子ども自らが門真に愛着と誇りをもって定住するうえでの貴重な提案と考える。

子どもやその家族がいつまでも門真に住み続けたいと思うよう、市民といっしょに子どもたちの夢の実現に努められたい。

4 市民の提案意見の活用について

第5次総合計画の策定については、本審議会のみならず「門真市第5次総合計画策定に係る市民意識調査」をはじめ、「門真未来市民会議」、「門真の未来子ども会議」、「市民活動団体アンケート」、「市内企業ヒアリング」、「パブリックコメント」などにより、さまざまな立場の市民から要望や貴重な提案意見があった。

これら策定段階における市民の意見をはじめとして、市民からの要望や提案については、庁内組織に対応した分類や整理を行い、職員への周知を図り、施策の計画や実践あるいは日常の業務など市政運営のさまざまな場面において活用されたい。

5 市民にわかりやすい「概要版」の作成について

市民とともに、計画を推進していくためには、ひとりでも多くの市民が計画を理解し、まちづくりに参画しやすい状況をつくる必要があり、本計画がこれからのまちづくりの源となるよう大いに活用していただきたい。

そのため、市民に本計画の性格や概要を周知することを目的とした「概要版」の作成については、わかりやすいものになるよう工夫されたい。

6. 門真市総合計画審議会審議経過

年 月 日	事 項
平成21(2009)年 -----	
2月18日	第1回総合計画審議会 ◇総合計画策定要領・策定方法の説明、正副会長の選出、諮問
8月31日	第2回総合計画審議会 ◇「門真未来市民会議」及び「門真の未来子ども会議」等の報告と基本構想原案について説明及び検討
9月10日	第3回総合計画審議会<第1専門部会（健康・福祉・教育・文化分野）> ◇第1専門部会にかかる基本計画原案について検討
9月11日	第3回総合計画審議会<第2専門部会（環境・市民生活分野）> ◇第2専門部会にかかる基本計画原案について検討
9月14日	第3回総合計画審議会<第3専門部会（産業・建設分野）> ◇第3専門部会にかかる基本計画原案について検討
10月 5日	第4回総合計画審議会<第3専門部会（産業・建設分野）> ◇第1専門部会にかかる基本計画原案について検討とまとめ
10月 6日	第4回総合計画審議会<第2専門部会（環境・市民生活分野）> ◇第2専門部会にかかる基本計画原案について検討とまとめ
10月 8日	第4回総合計画審議会<第1専門部会（健康・福祉・教育・文化分野）> ◇第3専門部会にかかる基本計画原案について検討とまとめ
10月23日	第5回総合計画審議会 ◇第1～第3専門部会の検討結果の報告と総合計画答申案について検討
11月 2日	第6回総合計画審議会 ◇「門真市第5次総合計画」答申案と答申に際する附帯意見の確認
11月18日	総合計画審議会会長より「門真市第5次総合計画」（案）を市長に答申

7. 門真市総合計画審議会委員名簿

(門真市総合計画審議会条例第3条第2項に基づく区分による)

◎会長 ○副会長

各号委員内50音順

区 分	氏 名	備 考
第1号委員(市民)	岡本 修子	公 募
	豎月 邦治	公 募
	内藤 弘子	公 募
	野村 強起	公 募
第2号委員(学識経験者)	◎植村 興	大阪府立大学名誉教授
	川勝 健志	京都府立大学公共政策学部准教授
	島 善信	大阪教育大学教授
	末村 祐子	大阪経済大学経済学部客員教授
	土山 重樹	門真市議会議員
	○寺前 章	門真市議会議員 注)平成21(2009)年5月22日から
	鳥谷 信夫	門真市議会議員 注)平成21(2009)年5月21日まで
	林 芙美子	門真市議会議員 注)平成21(2009)年5月21日まで
	○日高 哲生	門真市議会議員
	正木 啓子	大阪府道路公社理事長
	村田 文雄	門真市議会議員
	山本 純	門真市議会議員 注)平成21(2009)年5月22日から
	吉松 正憲	門真市議会議員
第3号委員(関係行政機関)	難波 恭	門真警察署長 注)平成21(2009)年10月1日から
	森定 一稔	守口保健所長
	山口 利廣	門真警察署長 注)平成21(2009)年9月30日まで

8. 門真市第1次～第4次総合計画の概要

	第1次総合計画	第2次総合計画
名 称	門真市総合計画 －基本計画－	門真市総合計画 ～1990年の門真をめざして～
策定年月	昭和46(1971)年11月	昭和55(1980)年3月
計画の期間	昭和46(1971)年度を初年度とし、昭和60(1985)年度を目標とする。	昭和50(1975)年度を基準年とし、昭和65(1990)年を目標とする。
計画策定時の社会的背景とまちづくりにおいて求められた基本的な課題	産業の進展とともに、急激な人口増加を背景に、社会的・経済的発展が進む一方、都市基盤整備の遅れや無秩序な土地利用等により生活環境の悪化などが顕著になった時期にあり、これら複雑な都市的諸問題への対応が求められていた。	本市の人口増加もおさまり、わが国が低成長時代に移行した時期であり、税収が伸び悩む一方、福祉の充実、生活環境施設の整備などが求められていた。このような高度経済成長のひずみを本市の若い力で解決していくことをめざしていた。
まちの将来像やまちづくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ●調和と均衡のとれた豊かなまち ●明るい清潔な住みよいまち ●健康で文化的な希望にみちたまち 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で快適な住みよい環境のまち ●生きがいと希望のもてる福祉のまち ●若い力とふるさとをつくる文化のまち
計画人口と目標年次人口	<ul style="list-style-type: none"> ●目標とした人口 …… 19万人～24万人 ●目標年次の人口 …… 約13.9万人(昭和55(1980)年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標とした人口 …… 14万人(下限)～16万人(上限) ●目標年次の人口 …… 約14.3万人(平成2(1990)年)
具体的なまちづくりの目標等	5つの計画の柱(骨子) <ol style="list-style-type: none"> ①都市基盤の整備と生活環境の充実 ②民生の安定と福祉の増進 ③産業構造の高度化と中小企業の近代化 ④教育の充実と市民文化の振興 ⑤近隣住区の設定と市民意識の高揚 	5つの計画の原則 <ol style="list-style-type: none"> ①市民自治の拡充 ②責任分担の明確化 ③シビルミニマムの実現 ④創造性の尊重 ⑤近隣都市との協調
次期総合計画策定に向けた総合的な総括の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●施策の優先順位を考慮しながら義務教育施設の拡充をはじめ、ちびっ子広場の新設、心身障害児の訓練施設、休日診療所の建設、治水対策としての下水道事業の推進など市民の日常生活に密着した施策を実行した。 ●しかし、昭和46(1971)年以降の人口停滞にもかかわらず、本市の現状は国と地方の財源配分の不均等からくる財政難も原因となり、人口急増に伴う後追いの行政需要に十分対応し得ず、生活環境の整備の遅れなど多くの困難な問題を抱え、結果として、このことが市民の定着性や市政への関心の低さの一因となっていると総括される。 ●第1次総合計画は、既存の制度を前提とした構想であったため問題解決の本質にせまり得なかったこと、時代の転換期の意味を十分とらえきれなかったこと、施策の総合性に欠けたことなどが反省点としてあげられる。 ●このような反省をふまえ、次期総合計画では、原油価格の引き上げを契機として驚異的な高度成長を続けてきた日本経済が低成長時代へとさしかかっていること、高度成長がもたらした都市問題などの社会的ひずみに対する反省から公害反対の市民運動や自治体の先導による福祉水準の向上など、国民の意識の向上や価値観の転換がめざましいこと、モノ中心の考えから人間の生きがい、新しい文化の創造への意欲が高まりつつあることなど、市民の意識や社会の潮流の変化を視野に入れ、「このまま無為に過すならば、本市の将来は決して明るいものとはなり得ない。再び無秩序開発の過ちを繰り返してはならない。」ことを理念に、総合計画の確立と施策の展開が必要であると総括される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次総合計画の総括をふまえ、以下の5大事業を核とした第2次総合計画の推進にあたった。 ①地域市民センターを軸とするコミュニティ施設の体系的整備 ②住みよい環境をつくる北部市街地の再開発 ③緑のネットワークづくりと自然ふるさと村の建設 ④公共下水道の完備と全市水洗化の達成 ⑤市民の創造性をはぐくむ教育文化センターの建設 ●これら5大事業の中でも、住宅問題を起因とした本市の根幹的な都市問題の解消に向けた「北部市街地の再開発」は、広大な範囲に広がるとともに、木造共同賃貸住宅への入居需要が後を絶たず、他の4大事業も含めハード整備を核とした本市再生への大きな動きは足踏み状態であったといえる。これは、都市問題が山積し、厳しい財政状況にある本市において、多大な投資を伴うハード整備を核としたまちづくりでは、その効果を得るには相当の時間を要し、市民の本市への愛着を高揚するためのソフト施策も重点をおいた施策展開の必要性があったと反省される。 ●このような反省をふまえ、次期総合計画では、軌道にのりだした関西国際空港・関西文化学術研究都市や事業が本格化しつつある第二京阪道路、大阪モノレールなど本市をとりまく環境の変化を視野に入れ、経済的ゆたかさを生活のゆたかさとして実感できる社会の実現、文化への関心、文化創造への参加意欲を育む社会の形成など、豊かで生きがいがある市民生活の実現をめざし、従来から山積された都市問題とともに、本市が有する固有のよさも十分に認識し、市と市民が一体となって長期的展望にたった総合計画を確立する必要があると総括される。

	第3次総合計画	第4次総合計画
名 称	門真市新総合計画 ～多様な市民生活と産業活動の 創造的展開をはぐくむまちをめざして～	門真市第4次総合計画 ～いきいきかどま2010～
策定年月	平成3(1991)年3月	平成12(2000)年12月
計画の期間	21世紀の第1四半期を見通しつつ、平成12(2000)年を目標とする。	21世紀の第1四半期を見通しつつ、平成22(2010)年を目標年次とする。
計画策定時の社会的背景とまちづくりにおいて求められた基本的な課題	わが国が経済大国として国際的な注目をあびた時期であり、経済的豊かさを生活の豊かさとして実感できる社会や国際化、高齢化、高度技術、高度情報化などへの移行や女性の社会進出、世界平和や地球規模での環境問題への対応が求められていた。	新たな世紀の国家再構築のための構造改革が進みつつある時期であり、前総合計画から引き続き少子高齢化などへの対応が求められていた。 本市では、地下鉄門真南駅や大阪モノレール門真市駅までの延伸整備が実現し、新たな都市構造の構築が求められていた。
まちの将来像やまちづくりの目標	●文化と情報のふれあうまち・門真	●ゆたかな暮らしをはぐくむ生活・産業創造都市◇門真
計画人口と目標年次人口	●目標とした人口 …… 15万人 (南部地域の大規模開発は計画が明らかになった時点で上積みする) ●目標年次の人口 …… 約13.8万人(平成12(2000)年)	●目標とした人口 …… 14万人 (南部地域の大規模開発は計画が明らかになった時点で上積みする) ●目標年次の人口 …… 約13.2万人(平成21(2009)年)
具体的なまちづくりの目標等	4つのまちづくりの目標 ①ゆとりとうるおいのある市民生活を創造する都市・門真 ②あたたかいふれいのある生活文化を創造する都市・門真 ～楽しさと集いの創造～ ③快適で便利な都市生活を創造する都市・門真 ④生活、産業活動の高度・複合化を図る情報文化都市・門真	4つのまちづくりの目標 ①ゆとりとうるおいのある市民生活を創造する都市・門真 ②あたたかいふれいのある生活文化を創造する都市・門真 ③快適で便利な都市生活を創造する都市・門真 ④安全な市民生活と活力をはぐくむ産業を創造する都市・門真
次期総合計画策定に向けた総合的な総括の概要	●第2次総合計画の総括をふまえ、以下の4つの基本視点を基に第3次総合計画の施策の推進にあたった。 ①安心と安らぎがあり、健やかで楽しい市民生活の創造 ②あたたかいふれあいや集い、さまざまな交流の創造 ③美しいまちなみのなかで快適でいきいきとした市民生活、産業活動の創造 ●第3次総合計画に掲げた4つのまちづくりの基本目標における各分野での実施施策は、着実な取り組みを進展させたものの、目標とした人口とは乖離を生じた。 ●このように、目標として掲げた人口を維持できなかった要因としては、国際的な経済環境がゆれ動く中で、社会的需要の低下や金融破綻など、今日までの繁栄を支えてきた社会経済システムがくずれ、新たな世紀への国家再構築に向けたあらゆる分野での構造改革が進行する一方、高度成長がもたらした都市問題が山積する本市においては厳しい行財政運営に迫られ、経済的豊かさを背景として、より魅力のある住環境や住宅を求めて居住地を選択する若い世代の転出防止や転入促進に向けた施策を的確に展開しえなかったことが重要な反省点としてあげられる。 ●このような反省をふまえ、次期総合計画では、第3次総合計画がめざしたまちづくりの展開に加え、21世紀を迎える社会の潮流を的確に見極め、関西国際空港開港、関西化学術研究都市の着実な建設の進行、本市における地下鉄長堀鶴見緑地線門真南駅や大阪モノレール門真市駅の開業を視野に入れるとともに、「阪神淡路大震災」が残した教訓を忘れることなく、本市の活力創出の源となる若年層を中心に「住みたい住み続けたい」と思う魅力あるまちづくりを推進するための的確な施策の展開が必要であると総括される。	●第3次総合計画の施策を踏襲し、以下の4つの基本視点を基に第4次総合計画の施策の推進にあたった。 ①優しさや健やかさの創造 ②楽しさや集いの創造 ③美しさや快さの創造 ④安全や活力の創造 ●第4次総合計画に掲げた4つのまちづくりの基本目標に対する到達点としては、人口規模等において目標との乖離が生じたものの、概ね各分野での実施施策は、住民福祉を増進する基本的な方向性を打ち出し、具体的な取り組みを進展させた。 ●特に、本総合計画期間の後半において、市民参加により「門真市都市ビジョン」を策定し、具体的な施策展開が大きく前進するとともに、行財政改革の推進により財源を創出できたこと、公民協働の基盤づくりや産業振興の契機となる施策の具現化を図るなど、様々な事業展開が急速に進んだといえる。 ●しかし、市民の市政への積極的な参加の促進が求められている中、市民とともに施策目標の達成状況を確認するための進行管理のシステムや財政に裏づけされた目標指標の明確な設定がなかったことが、市民との対話の促進や行政情報の積極的な提供を進めていくうえでは必要であったと反省点される。 ●次期総合計画では、このような反省点をふまえるとともに、大きなうねりの中にある社会の潮流を的確に見極め、市民との協働による各種のまちづくりを展開していくための将来像・目標の市民と市の共有化や市民にも見える施策展開の進行管理システムの導入など、抜本的な改革を視野に入れた総合計画の策定と運営システムの構築が必要であると総括される。

表紙に使用した絵

大阪府立門真なみはや高等学校美術エリア・美術部と
門真市立第三中学校のみなさんに門真の将来を
絵にしてみました。

第三中学校 1年 伊東加奈子さん	門真なみはや高校 2年 矢野茜さん	第三中学校 1年 武末春華さん	門真なみはや高校 2年 齋藤愛美さん
	門真なみはや高校 1年 安河内優さん		第三中学校 2年 松浦未来さん
門真なみはや高校 2年 大西万葉さん	第三中学校 1年 是永くる美さん	門真なみはや高校 1年 安田美寿姫さん	
門真なみはや高校 2年 小西創太さん	門真なみはや高校 1年 桑畑美波さん		門真なみはや高校 1年 堀口伊緒菜さん

門真市第5次総合計画

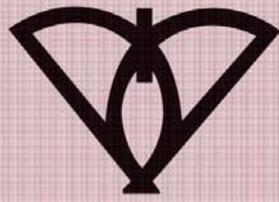
平成22年3月

発行／門真市

〒571-8585 門真市中町1番1号

電話 06-6902-1231

編集／門真市総合政策部企画課



門真市